

大船渡市 総合計画 2021

ともに創る やすらぎに包まれ
活気あふれる 三陸のにぎわい拠点 大船渡



大 船 渡 市



市章

美しい山々と豊かな海に囲まれたまち、大船渡。市章は、大船渡の「大」の字を波と山でデザイン化しました。

(昭和 27 年 12 月 25 日 告示第 32 号)



市の花◆つばき



市の鳥◆うみねこ



市の木◆まつ

◇大船渡市民憲章◇

(昭和 58 年 6 月 1 日制定)

わたくしたちの大船渡市は、三陸の美しい自然のなかで、先人のたゆまぬ努力により、恵まれた港を中心に発展してきたまちです。

わたくしたちは、このかけがえのないふるさとを受けつぎ、市民としての自覚と誇りをもって、明るく豊かな未来をひらくため、ここに市民憲章を定めます。

わたくしたちは

- I 学ぶ心を大切にし、香り高い文化のまちをそだてます。
- I 働く喜びをもち、健康で活気あるまちづくりにはげみます。
- I 明るい家庭をつくり、希望と安らぎのあるまちをきずきます。
- I 社会のきまりを守り、安全で住みよいまちづくりをめざします。
- I 恵まれた自然を生かし、海と緑の美しいまちをつくります。

ごあいさつ

あの未曾有の被害をもたらした東日本大震災から 10 年の歳月が経過しました。以降、当市におきましては、国内外から物心両面にわたる多大なご支援をいただきながら、市民の皆様のご理解とご協力の下、一日も早い復旧・復興に取り組んでまいりました。



おかげをもちまして、令和 2 年度を最終年度とする大船渡市復興計画は、おおむね完了のめどが立つまでに至っておりますが、復旧・復興から新たなまちづくりへの移行期において、全国的な人口減少と少子高齢化の進行、社会経済のグローバル化やデジタル化の進展、地球温暖化に伴う気候変動の増加など、当市を取り巻く環境は大きく、そして刻一刻と変化しております。

さらに、新型コロナウイルス感染症が全国的に感染拡大し、経済や雇用情勢など、その影響は多岐にわたっております。当市におきましても、地域経済や産業、市民の暮らしなど多方面に甚大な影響を及ぼしていることから、感染症による意識や行動変容をしっかりと捉え、柔軟かつ迅速に施策を講じていく必要があります。

人口減少の進行による経済・社会活動への影響が懸念される中、市内の各地区・地域において、まちづくりに多様な主体の参画を得て地域力の向上を図るとともに、様々な分野で生産性の向上を図り、市民所得の維持、向上につなげていくなど、コロナ禍における「新たな日常」の下、持続可能なまちづくりに不可欠な施策の展開に取り組んでいかなければなりません。

こうした状況を踏まえ、目指すべき将来都市像を「ともに創る やすらぎに包まれ 活気あふれる 三陸のにぎわい拠点 大船渡」とし、令和 12 年度を展望する総合計画基本構想を策定するとともに、令和 7 年度を目標年次とする総合計画前期基本計画を取りまとめました。

将来都市像の実現に向け、これまで各種復旧・復興事業により整備された各種都市基盤や産業基盤、人と人とのつながりや絆などをもとに、安心して生涯暮らし続けられるまちを市民、事業者、各種団体など一体となって創ってまいる所存であり、皆様のなお一層のご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご審議を重ねていただきました大船渡市総合計画審議会委員の皆様を始め、各種グループインタビュー、市政懇談会などでご意見、ご提言をいただきました多くの方々に深く感謝申し上げます。

令和 3 年 3 月

大船渡市長 戸田 公明

目次

第1編 基本構想

第1章	はじめに	1
第1節	計画策定の意義と役割	1
第2節	計画の構成と期間	2
第3節	計画の進行管理	3
第2章	市の現状	4
第1節	位置と地勢	4
第2節	沿革	5
第3節	人口の推移	6
第4節	産業の推移	8
第5節	経済の推移	14
第6節	市の特性	15
第3章	当市を取り巻く情勢と課題	17
第1節	社会環境の変化	17
第2節	市民意識	19
第3節	まちづくりの主要課題とそれらへの対応	23
第4章	将来都市像	26
第5章	主要指標	27
第1節	人口	27
第2節	産業別就業者数	28
第3節	経済	28
第6章	土地利用	29
第1節	基本方針	29
第2節	土地利用区分	30
第7章	施策の大綱	31
第1節	豊かな市民生活を実現する産業の振興	31
第2節	安心が確保されたまちづくりの推進	32
第3節	豊かな心を育む人づくりの推進	33
第4節	潤いに満ちた快適な生活環境の創造	34
第5節	やすらぎある安全なまちづくりの推進	35
第6節	自然豊かな環境の保全と創造	35
第7節	新たな時代を切り拓く行政経営の確立	36
第8章	重点プロジェクト	37
第1節	大船渡にしごとをつくり、安心して働けるようにする	37
第2節	大船渡への新しい人の流れをつくる	40
第3節	大船渡で安心して家庭を築き、子どもを産み育てられるようにする	41
第4節	大船渡で生涯暮らし続けられる地域をつくる	41
第9章	総合計画とSDGsとの関わり	43
第1節	総合計画とSDGsとの関連	43
第2節	施策の大綱とSDGsとの関連	44

第2編 前期基本計画

大綱1 豊かな市民生活を実現する産業の振興	47
施策1 地域活力を担う水産業の振興	47
施策2 地域特性を生かした農林業の振興	49
施策3 にぎわいあふれる商業・観光の推進	51
施策4 地域経済を支える地場企業の振興	54
施策5 雇用の創出と安定	56
大綱2 安心が確保されたまちづくりの推進	59
施策6 ともに支え合う地域づくりの推進	59
施策7 結婚支援と子ども・子育て支援の充実	62
施策8 生涯にわたる健康づくりの推進	64
施策9 地域福祉の充実	67
大綱3 豊かな心を育む人づくりの推進	69
施策10 学校教育の充実	69
施策11 生涯学習の推進	71
施策12 生涯スポーツの振興	73
施策13 地域の歴史・文化資源の継承	75
大綱4 潤いに満ちた快適な生活環境の創造	77
施策14 適正な土地利用の推進	77
施策15 良好な生活空間の創造	79
施策16 交通・港湾物流ネットワークの充実	82
大綱5 やすらぎある安全なまちづくりの推進	85
施策17 自然災害対策の推進	85
施策18 市民生活に身近な安全の確保	87
大綱6 自然豊かな環境の保全と創造	89
施策19 生活環境の保全	89
施策20 自然環境の保全	91
施策21 廃棄物処理対策の推進	93
大綱7 新たな時代を切り拓く行政経営の確立	95
施策22 市民参画の拡充	95
施策23 質の高い行財政運営の推進	97
施策24 広域・大学連携の推進	99

資料編	101
-----------	-----

大船渡市総合計画

将来
都市像

ともに創る やすらぎに包まれ 活気あふれる 三陸のにぎわい拠点 大船渡

施策の大綱（政策）

1
豊かな市民生活を
実現する産業の振興

2
安心が確保された
まちづくりの推進

3
豊かな心を育む
人づくりの推進

4
潤いに満ちた
快適な生活環境の創造

5
やすらぎある
安全なまちづくりの推進

6
自然豊かな
環境の保全と創造

7
新たな時代を切り拓く
行政経営の確立

施 策

- 1 地域活力を担う水産業の振興
- 2 地域特性を生かした農林業の振興
- 3 にぎわいあふれる商業・観光の推進
- 4 地域経済を支える地場企業の振興
- 5 雇用の創出と安定
- 6 とともに支え合う地域づくりの推進
- 7 結婚支援と子ども・子育て支援の充実
- 8 生涯にわたる健康づくりの推進
- 9 地域福祉の充実
- 10 学校教育の充実
- 11 生涯学習の推進
- 12 生涯スポーツの振興
- 13 地域の歴史・文化資源の継承
- 14 適正な土地利用の推進
- 15 良好な生活空間の創造
- 16 交通・港湾物流ネットワークの充実
- 17 自然災害対策の推進
- 18 市民生活に身近な安全の確保
- 19 生活環境の保全
- 20 自然環境の保全
- 21 廃棄物処理対策の推進
- 22 市民参画の拡充
- 23 質の高い行財政運営の推進
- 24 広域・大学連携の推進

2021 体系図

基本事業

①持続可能な漁業の推進 ②漁業経営の安定支援 ③水産加工・流通機能の強化

①魅力ある農業の推進 ②林業の活性化

①活気あふれる商業地の形成支援 ②滞在型観光の推進 ③観光宣伝の充実
④特産品の販売力強化と販路拡大 ⑤都市間連携・交流の推進

①地場企業の育成・経営支援 ②新産業の創出と起業支援の充実

①新しい働く場と人材の確保 ②地場企業人材の育成

①地区と行政との協働によるまちづくりの推進 ②人権意識の啓発 ③男女共同参画の促進
④相互支援の啓発と普及 ⑤青少年健全育成の推進

①結婚支援の充実 ②子どもの心身の健やかな成長支援 ③子育て支援環境の充実

①健康づくり活動の推進 ②地域医療の充実

①障がい者（児）支援の充実 ②高齢者支援の充実 ③生活困窮者の自立支援

①確かな学力の育成 ②豊かな心の育成 ③健やかな体の育成 ④教育環境の充実
⑤地域に開かれた魅力ある学校づくりの推進

①学習環境の充実 ②学習機会の拡充 ③学習活動の促進

①スポーツ環境の整備・充実 ②スポーツ・レクリエーション活動の推進

①文化財の保存と活用 ②伝統文化の継承

①土地利用の適正な規制と誘導 ②未利用地の活用の促進

①生活道路の整備 ②水道の整備と水の安定供給 ③良質な住環境の整備 ④公園・緑地の整備
⑤情報通信基盤の整備促進

①幹線道路網の整備促進 ②港湾の整備促進 ③港湾取扱貨物の確保 ④公共交通網の整備・充実

①地震・津波対策の推進 ②地域防災体制の強化 ③洪水・土砂対策の推進

①消防体制の充実 ②交通安全対策の推進 ③防犯対策の推進 ④消費者の自立支援

①地域環境保全の推進 ②環境に配慮した生活の推進

①河川・湾内の水環境保全 ②自然環境保全活動の推進

①ごみ減量化とリサイクルの推進 ②廃棄物の適正処理

①市政への参画機会の拡充 ②広報・広聴活動の充実

①効率的・効果的な行政運営の推進 ②健全な財政運営の推進

①広域連携の推進 ②大学等との連携の推進

第1編

基本構想

- 第1章 はじめに
- 第2章 市の現状
- 第3章 当市を取り巻く情勢と課題
- 第4章 将来都市像
- 第5章 主要指標
- 第6章 土地利用
- 第7章 施策の大綱
- 第8章 重点プロジェクト
- 第9章 総合計画とSDGsとの関わり

第 1 章 はじめに

第 1 節 計画策定の意義と役割

当市においては、東日本大震災から 10 年の歳月が流れ、復旧・復興から新たなまちづくりへと移行する中で、震災以前からの人口減少や少子高齢化の進行、地球的規模の環境問題などへの対応が求められている一方、市民の価値観の多様化や日常生活における安全・安心の確保へのニーズの高まり、さらには、新型コロナウイルスとの共存、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組の推進など、著しい環境の変化や多様化するニーズにいかに対応かつ迅速に対応するかが課題となっています。

特に、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大に伴い、当市においても、人々の交流機会の減少や、消費の落ち込み等の影響が見られ、感染防止と社会経済活動の両立が強く求められています。

今後、人口減少や少子高齢化が進行する中、豊かな地域社会の実現を図るには、これまで以上に、市内の各地区や地域におけるまちづくりに多様な主体の参画を得て地域力の向上を図るとともに、様々な分野で生産性の向上を図り、市民所得の維持、向上につなげていくなど、「新たな日常」の下、市民、事業者、市が一丸となって持続可能なまちづくりに不可欠な施策の展開に取り組んでいかなければなりません。

「平成」時代の最大の出来事となった震災からの復興を果たし、復興の過程で構築されたヒト、モノ、コトのつながりを最大限活用しながら、「令和」という新時代の基盤となる「大船渡」を形づくるのが、今を生きる我々の大きな責務です。

これらのことから、震災以前又は震災後に生じた様々な課題を克服し、社会情勢の変化に的確に対応しながら、持続可能で自立した地域社会への発展を目指し、長期的な視点に立ったまちづくりの指針として新たな「大船渡市総合計画」を策定します。

本計画は、当市の将来都市像、それを実現するための施策の大綱を明らかにするもので、次に掲げる役割を担っています。

— 1 まちづくりの指針

本計画は、市民を始め、産業界・各種団体・地区運営組織など多様な主体が共有でき、協働するための共通のビジョン、将来指針としての役割を担います。

— 2 行政経営の指針

本計画は、市政の長期的展望を踏まえ、行政の役割や意図を明確にする戦略計画であり、SDGs への対応を考慮した計画として、行政経営の品質向上を目指す指針としての役割を担います。

— 3 最上位計画としての指針

市の最上位計画として、福祉や教育、産業などの分野における個別計画を策定する際の指針としての役割を担います。

— 4 他の関係機関に尊重されるべき指針

国、県などが、当市に関連する計画の策定や事業を実施する際、最大限尊重されるべき指針としての役割を担います。

第2節 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」で構成し、それぞれの内容は次のとおりです。

1 基本構想

基本構想は、当市の将来のあるべき姿を展望し、目指す将来都市像を示すとともに、その実現に向けた施策の大綱を示すものです。

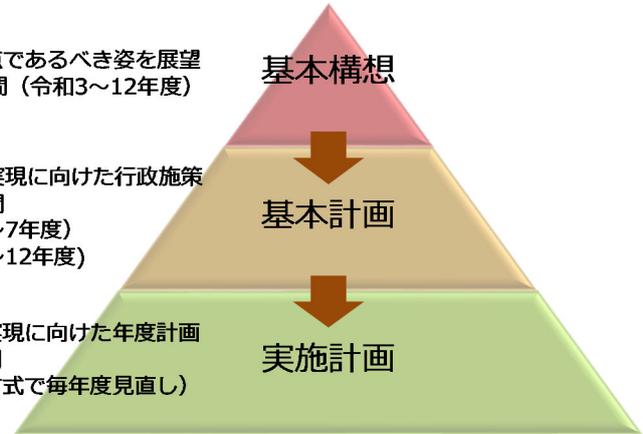
計画期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間です。

■総合計画の三層構造

○長期的な視点であるべき姿を展望
●期間：10年間（令和3～12年度）

○基本構想の実現に向けた行政施策
●期間：5年間
（前期 令和3～7年度）
（後期 令和8～12年度）

○基本計画の実現に向けた年度計画
●期間：3年間
（ローリング方式で毎年度見直し）



2 基本計画

基本計画は、基本構想に掲げる将来都市像の実現に向けて取り組むべき基本的な施策を総合的かつ体系的に明らかにするものです。

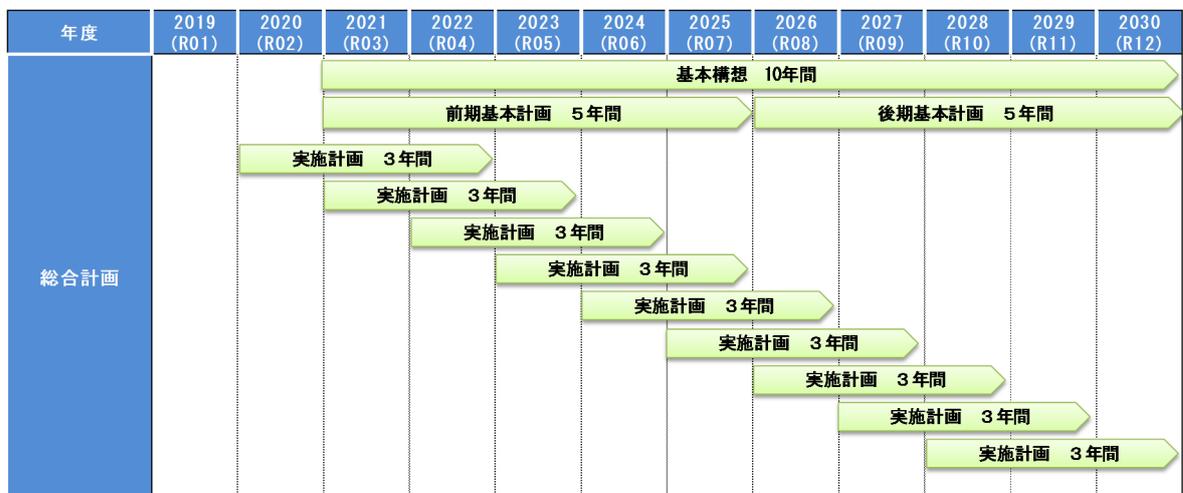
計画期間は、当市を取り巻く社会・経済情勢の急激な変化等に的確に対応できるよう、前期基本計画、後期基本計画ともに、各5年間とします。

- 前期基本計画期間：令和3（2021）年度～令和7（2025）年度
- 後期基本計画期間：令和8（2026）年度～令和12（2030）年度

3 実施計画

実施計画は、基本計画に定めた各施策及び基本事業について、財政的な裏付けの下で、具体的な事業として、どのように計画的に実施していくかを明らかにするものです。

計画期間は3年間とし、毎年度更新するローリング方式とします。



第3節 計画の進行管理

今後も厳しい財政状況が続くことが見込まれる中、多様化・複雑化する市民のニーズに的確に対応し、満足度の高い行政サービスを提供していくためには、市民から見て分かりやすい、効率的・効果的な行政経営を推進していく必要があります。

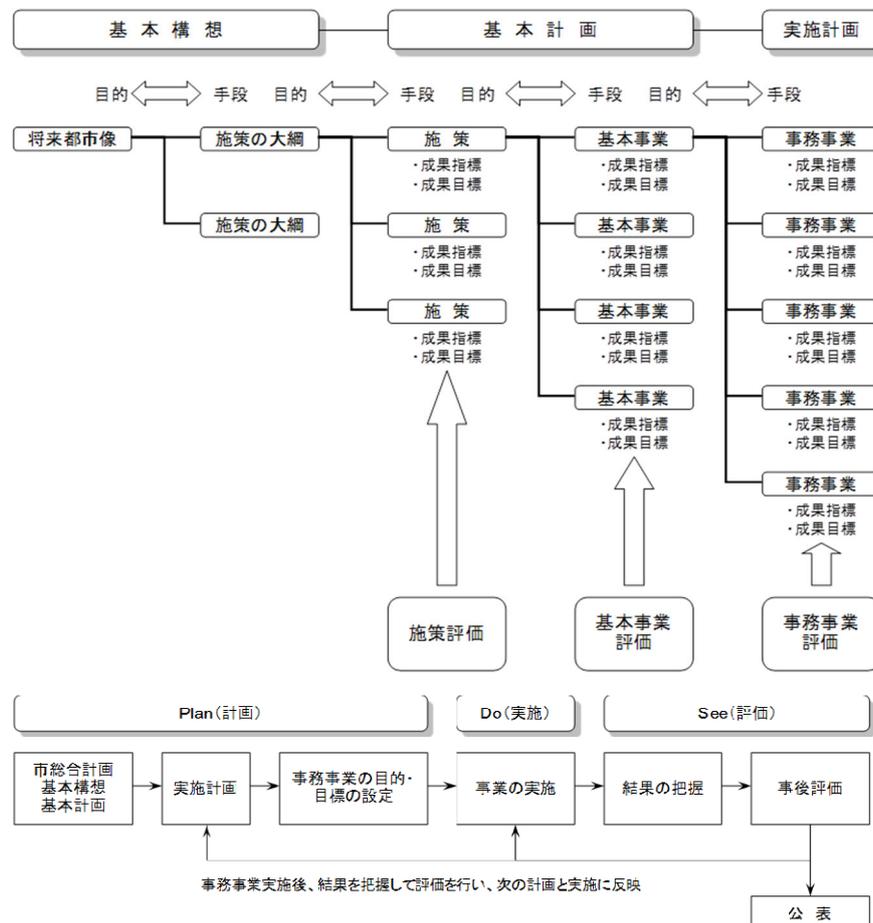
このことから、当市では、これまで事務事業、基本事業及び施策の各段階において、それぞれ目標の達成度を検証するため、行政経営の手法の一つである行政評価を取り入れ、市総合計画の進行管理を行ってきました。

行政評価は、事務事業はもとより行政活動の結果を振り返り、その成果を次の計画策定や実施過程に反映させ、より良質な行政サービスを提供していくため、行政経営上のあらゆる場面において、その改革、改善を進めるきっかけを提供するものであり、地方自治体が自立経営を続けていくための重要な手段の一つです。

施策の大綱（＝政策）と施策、施策と基本事業、基本事業と事務事業という各段階において、目的と手段の関係性を整理し、市民や事業所、関係団体等にとって、どうなればより良い状態になるのかという視点に立った成果指標とその目標値を設定し、事務事業、基本事業、施策の順に、その達成状況を管理します。

成果目標の進行管理に当たっては、事務事業実施後に成果指標を把握し、達成状況や有効性、効率性等をチェックしながら、基本事業や事務事業の見直し等を行い、その結果を公表します。また、毎年、市民意識調査を継続して実施し、施策や基本事業等の成果指標の把握に生かしていきます。

このように、市総合計画の施策体系に沿って評価することにより、本計画の着実な推進を図ります。



第 2 章 市の現状

第 1 節 位置と地勢

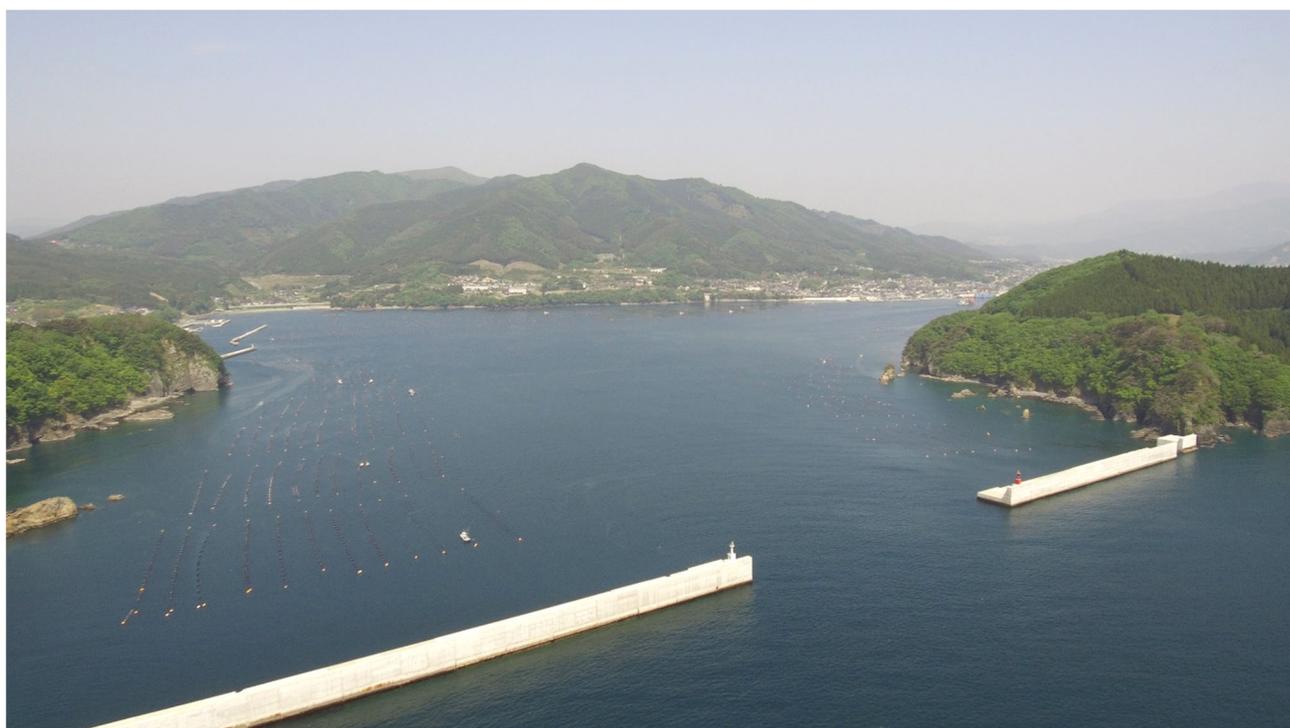
当市は、岩手県の南東部に位置し、北は釜石市、西は住田町及び陸前高田市に接し、東、南は太平洋に面した、総面積 322.51 km²の都市です。

奥行きが深い大船渡湾、門之浜湾、綾里湾、越喜来湾及び吉浜湾を有し、海岸線は総延長 159km で、岩手県の海岸線全体の 5 分の 1 を占めています。

大船渡湾に向かって盛川の扇状地が形成され、その周囲を丘陵地が取り囲んでいます。周辺地域は、湾や岬が入り組み、急峻な山地が海岸線まで迫っている典型的なリアス海岸で、三陸復興国立公園の代表的な景勝地の一つとして知られる基石海岸を始め、変化に富む景観となっています。

気候は、太平洋岸気候区域の北部にありながら、冬季でも積雪はほとんど見られず温暖です。

三陸沿岸道路大船渡インターチェンジを始めとする五つのインターチェンジを有し、北上市を中心とした東北有数の工業集積地域である県内陸部とは、一般国道 107 号、397 号、東北横断自動車道釜石秋田線等で結ばれています。



大船渡湾（湾口から湾奥方向を望む）

第 2 節 沿革

当市は、明治 12 年に盛町に気仙郡役所が設置されて以来、気仙地域の中心地として、行政、経済、文化など様々な分野で重要な役割を果たしてきました。

明治 14 年には、軍艦「雷電」の入港によって大船渡湾の港としての重要性が注目され、明治 30 年代には大船渡港を生かした臨海型の工業都市建設が構想されるなど、工業の導入が図られました。

このような背景の下に、昭和 27 年に 2 町 5 か村が合併して大船渡市が誕生しました。その後、低開発地域工業開発促進法による工業開発地域に指定され、臨海型工業都市の形成を目指して積極的に工業導入を図るとともに、漁業や水産加工業が盛んに営まれ、工業・水産業のまちとして発展してきました。

平成 13 年には三陸町との合併を果たし、合併建設計画の着実な推進により、大船渡市民文化会館・市立図書館を始め、各種の都市基盤や産業基盤の整備が図られました。

平成 19 年 3 月には、大船渡港と韓国・釜山港を結ぶ県内初の国際貿易コンテナ定期航路¹が開設され、名実ともに国際港の仲間入りを果たすとともに、平成 22 年 8 月には、県内で唯一、大船渡港が、国から「新規の直轄港湾整備事業の着手対象とする港湾（重点港湾）」の一つとして選定され、三陸沿岸地域の拠点都市として歩んできました。

しかしながら、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、当市では死者・行方不明者が 419 人、全壊・大規模半壊などの建物被害が 5,592 世帯に及ぶ未曾有の被害を受けました（令和 2 年 9 月末現在）。平成 23 年 10 月には、令和 2 年度を目標年次とする市復興計画を策定し、市民生活や産業・経済の復興、都市・産業基盤の再建など、国内外から多大な支援をいただきながら、復旧・復興に向けて、官民一体で災害に強いまちづくりに取り組んできました。

令和 2 年度をもって、市復興計画に登載した事業は、ほぼ終了する見込みです。



ど根性ポプラを中心に市が整備し、住民主体で管理する広場（三陸町越喜来）

¹ 国際貿易コンテナ定期航路：海外の港と直接結ばれる基幹航路のこと。現在は、京浜港で基幹航路に接続する「国際フィーダーコンテナ定期航路」が、平成 25 年 9 月に新たに開設されています。

第3節 人口の推移

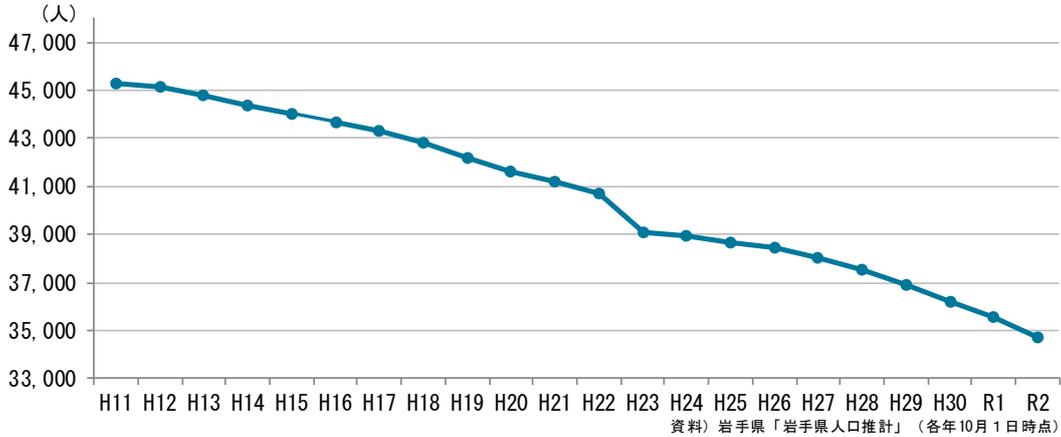
1 人口

令和2年10月1日現在における当市の人口は34,738人となっています。

ここ20年の推移をみると、平成11年から平成17年までは対前年比 $\Delta 0.9\sim\Delta 0.2\%$ 、320人前後の減少でしたが、平成18年から平成22年にかけては、 $\Delta 1.5\sim\Delta 1.1\%$ 、500人前後と減少幅が拡大してきました。平成23年は、東日本大震災の影響で対前年比 $\Delta 4.0\%$ 、1,600人余りが減少したものの、平成24年から平成26年までは、復興需要等による人口流入もあって、 $\Delta 0.7\sim\Delta 0.4\%$ 、200人前後の減少で推移しました。しかし、平成27年以降は減少幅の拡大傾向が戻り、令和2年は対前年比 $\Delta 2.2\%$ 、約800人の減少となっています。

なお、平成13年以前の数字は合併前の大船渡市と三陸町の人口の合算で、以下同様です。

図一 人口の推移

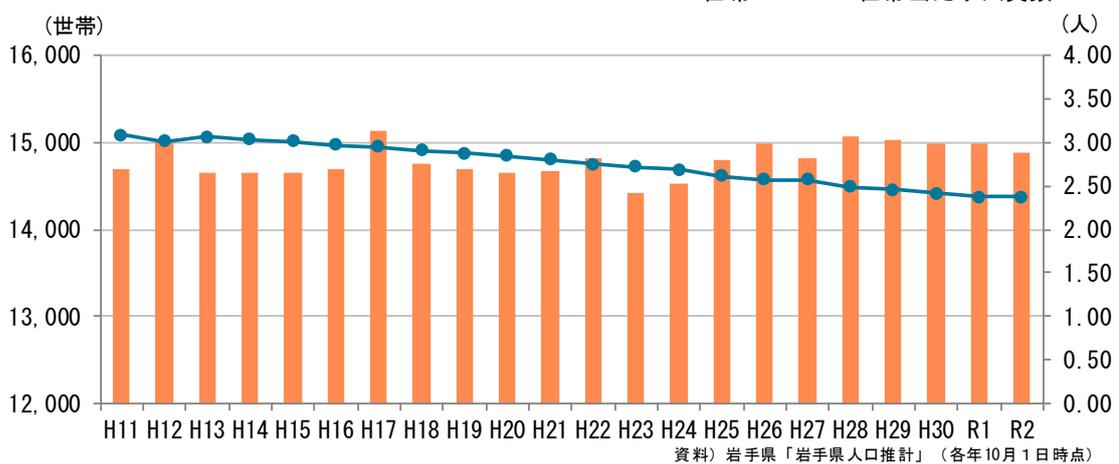


2 世帯数及び1世帯当たりの人員

人口減少は進んでいるものの、核家族化の進行などにより、世帯数はここ20年、おおむね横ばいで推移しています。東日本大震災の影響により平成23年は減少したものの、その後は震災前の水準に戻っています。

また、1世帯当たりの人員は、平成16年以降3人を、平成28年以降2.5人を下回り、単身世帯の増加や核家族化が進んでいることがうかがえます。

図一 世帯数及び1世帯当たり人員の推移

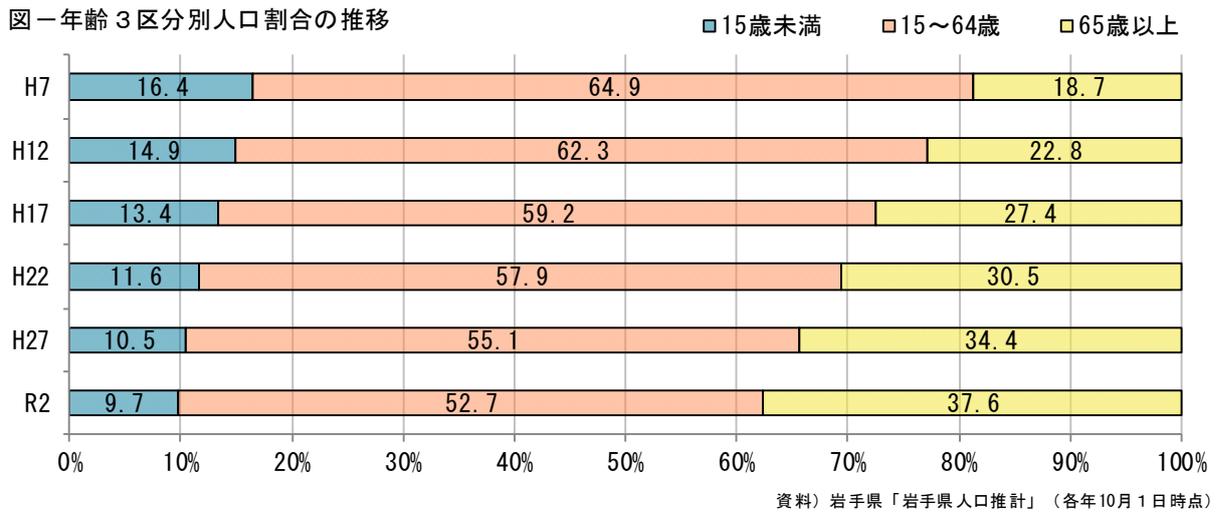


3 年齢階層別人口割合

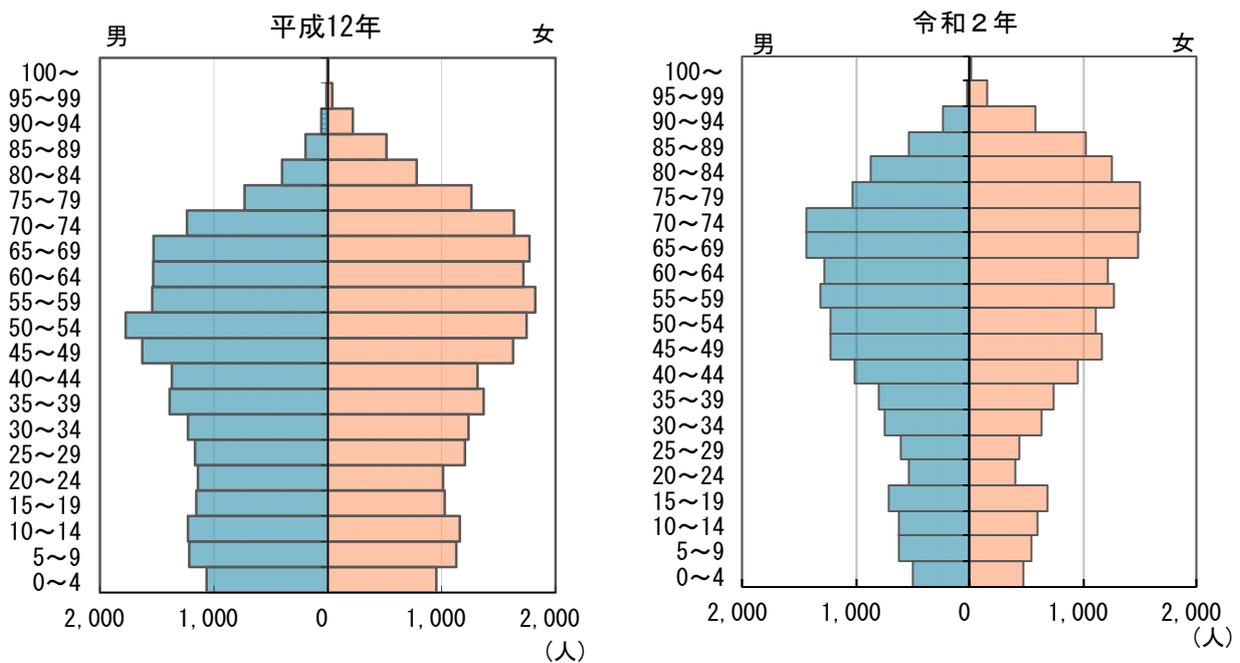
平成7年と令和2年の年齢階層別人口割合の推移をみると、年少人口（15歳未満）の割合は6.7ポイント、生産年齢人口（15～64歳）の割合は12.2ポイントそれぞれ減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）の割合は、18.9ポイント増加しており、少子高齢化が進行しています。

また、5歳階級別の人口をみると、平成12年はいわゆる「つりがね型」の構成となっていますが、令和2年は「つぼ型」であり、少子高齢化の傾向が顕著に表れています。特に20～24歳、25～29歳、30～34歳階級人口が少ないのは、進学・就職による他地域への流出が原因と考えられます。

図一年齢3区分別人口割合の推移



図一 5歳階級・男女別人口構成



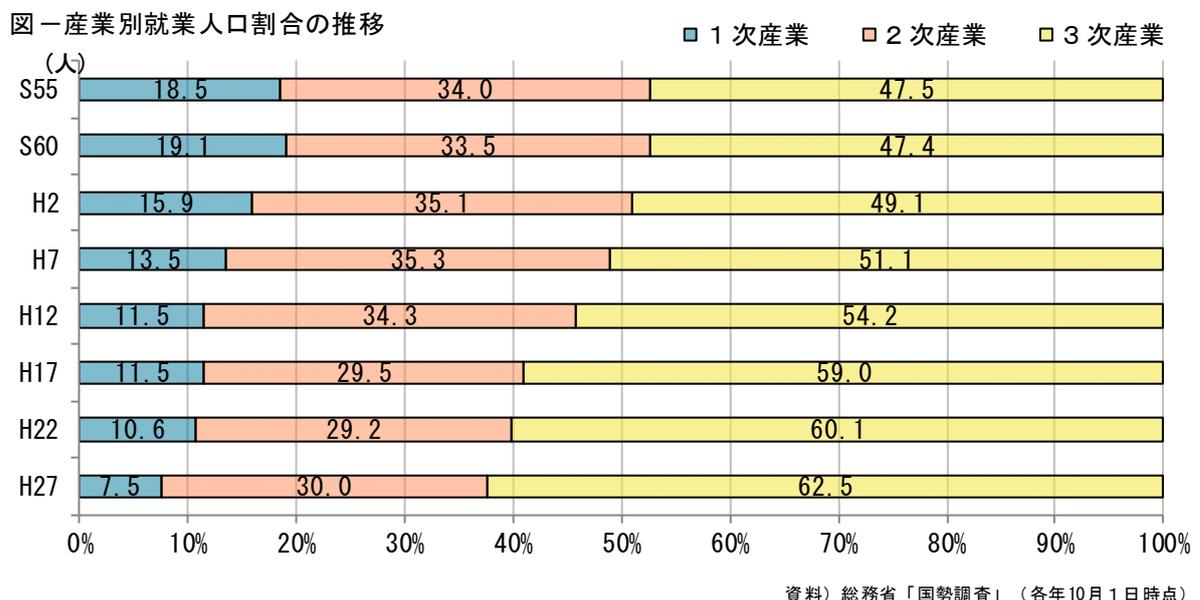
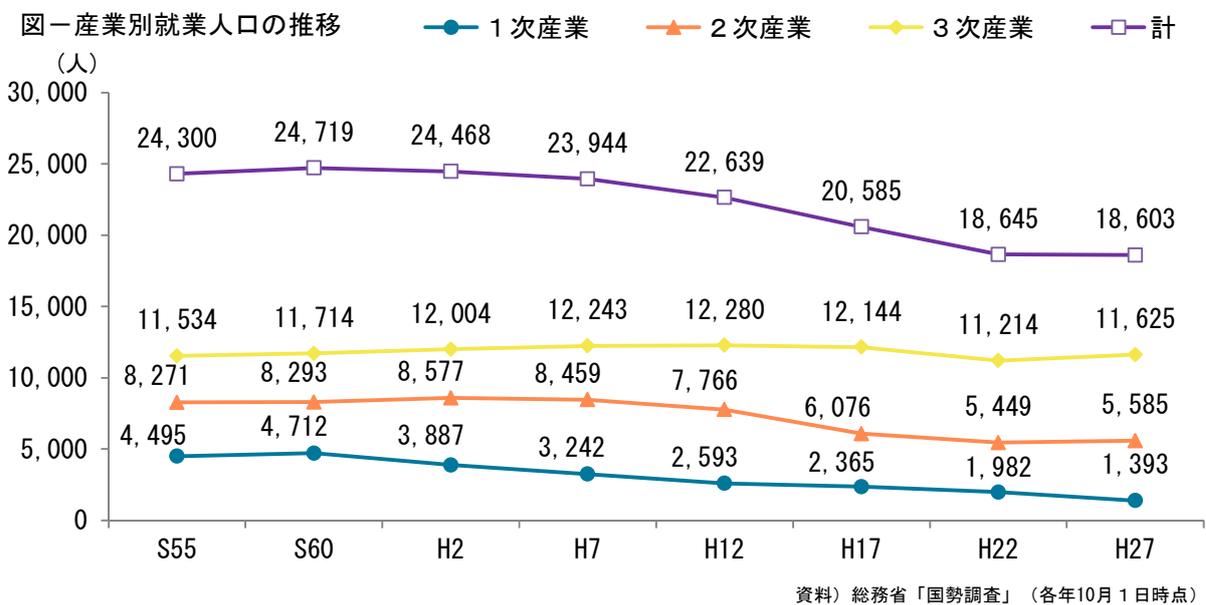
第4節 産業の推移

1 産業別就業人口

当市の就業人口は、昭和60年までは増加を続けていましたが、その後は減少し、平成27年には18,603人となっています。

第1次産業と第2次産業の就業人口が減少傾向にあるのに対し、第3次産業の就業人口はほぼ横ばいで推移しています。

就業人口がピークの昭和60年と平成27年の産業別就業人口割合を比較すると、第1次産業の割合が11.6ポイント、第2次産業の割合が3.5ポイントそれぞれ減少しているのに対し、第3次産業の割合は15.1ポイント増加しています。



— 2 産業分類別事業所数・従業者数・1事業所当たり従業者数

平成28年6月1日時点の当市の事業所数は「卸売業、小売業」が最も多く、全体の26.1%を占め、次いで「建設業」の11.3%、「不動産業、物品賃貸業」の11.2%となっています。

また、従業者数については、「卸売業、小売業」が3,657人で最も多く、全体の21.8%を占め、「製造業」が3,100人で18.5%、「建設業」が2,262人で13.5%と続いています。

1事業所当たりの従業者数では、「鉱業、採石業、砂利採取業」が30.0人と最も多く、次いで「電気・ガス・熱供給・水道業」、「複合サービス業」の17.3人となっています。

東日本大震災直後の平成24年の数値と比較すると、事業所数においては「不動産業、物品賃貸業」の構成比が4.9ポイント増加しています。また、従業者数は「製造業」の構成比が4.4ポイント増加する一方、「卸売業、小売業」が3.0ポイント減少しています。

表一産業分類別事業所数・従業者数・1事業所当たり従業者数

	事業所				従業者				1事業所当たり 従業者数(人)	
	H24		H28		H24		H28		H24	H28
	箇所数	構成比	箇所数	構成比	人数	構成比	人数	構成比		
農林漁業	25	1.3	19	0.8	234	1.7	291	1.7	9.4	15.3
鉱業、採石業、砂利採取業	4	0.2	4	0.2	96	0.7	120	0.7	24.0	30.0
建設業	209	10.8	280	11.3	2,095	15.7	2,262	13.5	10.0	8.1
製造業	143	7.4	182	7.4	1,890	14.1	3,100	18.5	13.2	17.0
電気・ガス・熱供給・水道業	2	0.1	3	0.1	55	0.4	52	0.3	27.5	17.3
情報通信業	10	0.5	21	0.8	62	0.5	127	0.8	6.2	6.0
運輸業、郵便業	51	2.6	69	2.8	715	5.3	861	5.1	14.0	12.5
卸売業、小売業	543	28.2	646	26.1	3,320	24.8	3,657	21.8	6.1	5.7
金融業、保険業	40	2.1	35	1.4	286	2.1	327	2.0	7.2	9.3
不動産業、物品賃貸業	122	6.3	276	11.2	268	2.0	523	3.1	2.2	1.9
学術研究、専門・技術サービス業	51	2.6	78	3.2	208	1.6	260	1.6	4.1	3.3
宿泊業、飲食サービス業	183	9.5	213	8.6	939	7.0	1,063	6.3	5.1	5.0
生活関連サービス業、娯楽業	208	10.8	226	9.1	615	4.6	699	4.2	3.0	3.1
教育、学習支援業	45	2.3	64	2.6	171	1.3	151	0.9	3.8	2.4
医療、福祉	116	6.0	155	6.3	1,356	10.1	1,868	11.2	11.7	12.1
複合サービス業	25	1.3	25	1.0	318	2.4	433	2.6	12.7	17.3
サービス業(他に分類されないもの)	151	7.8	175	7.1	746	5.6	950	5.7	4.9	5.4
合 計	1,928	100.0	2,471	100.0	13,374	100.0	16,744	100.0	6.9	6.8

資料) 総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査」(平成28年6月1日時点)

※「事業所」、「従業者」、「1事業所当たり従業者数」の各項目において、数量が多い上位3業種の枠を着色。

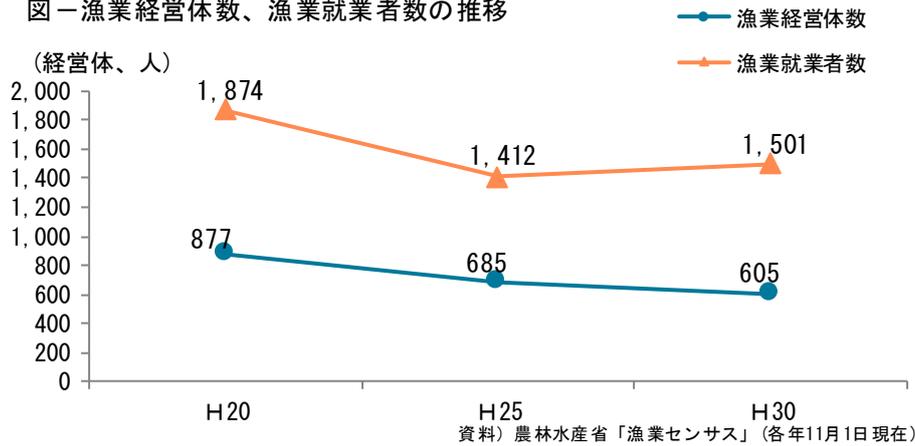
3 水産業

市内の漁業経営体数は、東日本大震災を契機とした廃業もあり、漁業就業者数とともに減少傾向となっています。

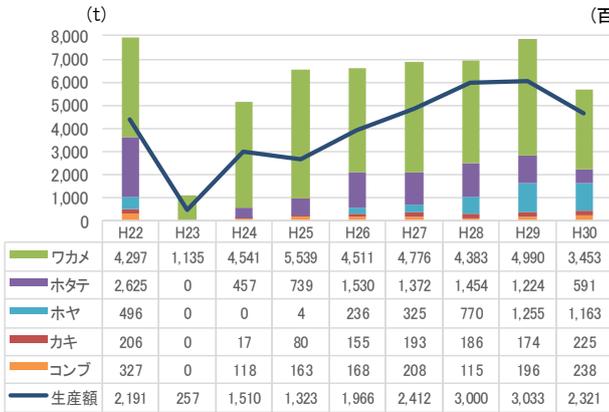
養殖漁業は、震災直後の平成 23 年度には生産量・生産額ともに大きく減少し、その後、回復傾向にあるものの、漁業者の減少や養殖施設数の減少のほか、近年は貝毒による出荷規制が長期化している影響もあり、生産量は平成 22 年度の水準を下回っています。

魚市場の水揚量は、震災後に大きく減少し、一旦回復したものの、近年はサンマ・サケ等の主要魚種の不漁により減少傾向が続いています。

図一 漁業経営体数、漁業就業者数の推移

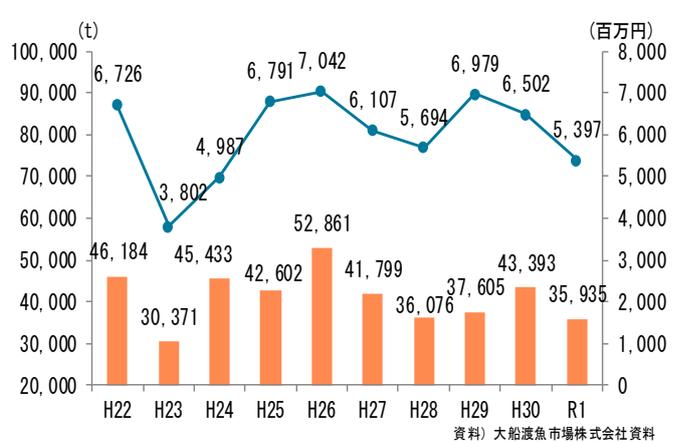


図一 市内養殖漁業生産量及び生産額の推移



資料) 岩手県における主な浅海増養殖魚種別生産高 ※カキはむき身重量換算。

図一 市内魚市場水揚量及び水揚金額の推移

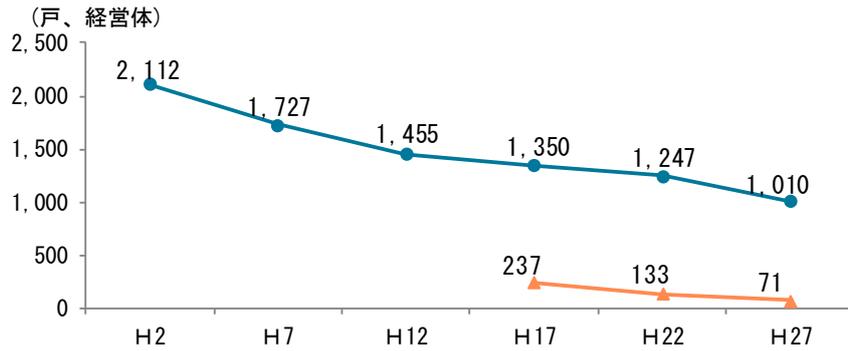


4 農林業

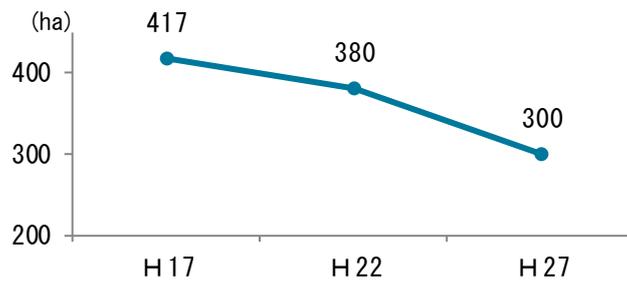
農家数は、年々減少傾向にあり、一時期、減少幅が緩やかになったものの、東日本大震災前後で減少が進み、平成 2 年と比べて半減しています。林業経営体数も減少が続く、平成 17 年と 27 年を比較すると、約 3 分の 1 にまで減少しています。

耕地面積も、農家数と同様に減少傾向にあります。

図一 農家数、林業経営体数の推移



図一 耕地面積の推移



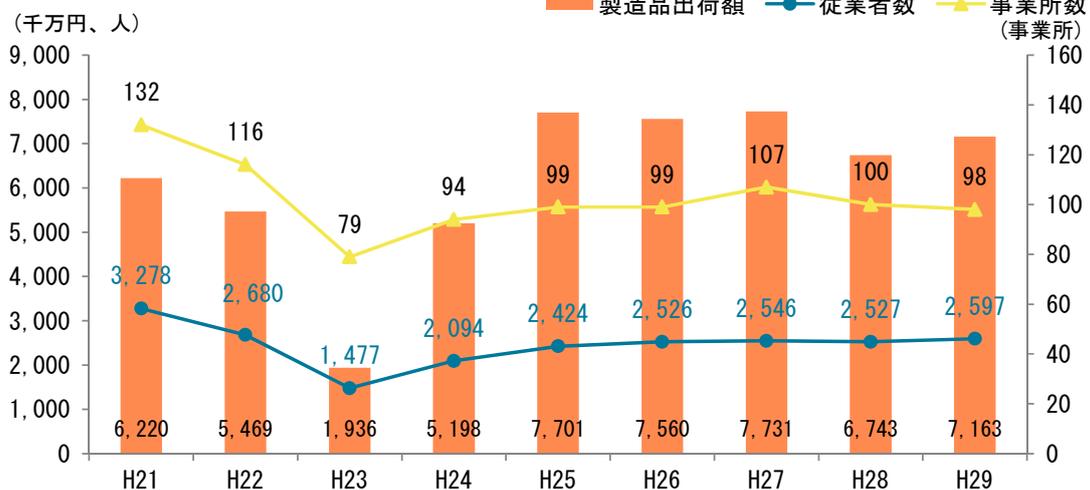
資料) 農林水産省「農林業センサス」(各年2月1日時点)

5 工業

製造品出荷額、従業者数及び事業所数は平成 22 年度まで緩やかに減少していたところ、震災直後の平成 23 年度に全ての項目が大きく落ち込んでいます。製造品出荷額は平成 24 年度から回復し、平成 25 年度以降は継続して平成 22 年度の水準以上となっています。ただし、従業者数及び事業所数は、平成 24 年度以降、徐々に回復しているものの、平成 22 年度の水準を下回って推移しています。

製造品出荷額等の高い業種は、「食料品製造業」をトップに、「窯業・土石製品製造業」、「プラスチック製品製造業」が続いています。

図一 市内製造業における製造品出荷額、従業者数及び事業所数の推移



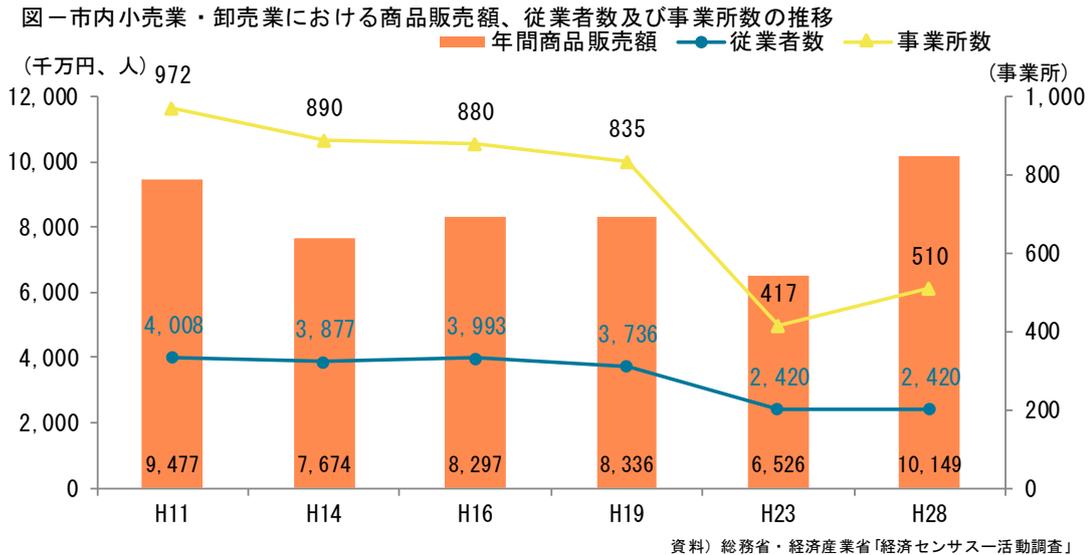
※事業所数は従業者数4人以上が対象

資料) 県調査統計課「工業統計調査結果報告書」、県調査統計課「岩手県の工業」

6 商業

従業者数及び事業所数は、平成 19 年度まで緩やかに減少を続けていましたが、年間商品販売額は平成 14 年度まで減少し、それ以降、平成 19 年度まではやや増加傾向に転じています。

震災直後の平成 23 年度は、事業所数がほぼ半減し、従業者数も約 4 割の減少となりましたが、年間商品販売額は約 2 割の減少にとどまりました。平成 28 年度において、年間商品販売額は東日本大震災発生前の水準を超える数値まで増加しましたが、事業所数・従業者数は震災前の約 6 割にとどまっています。

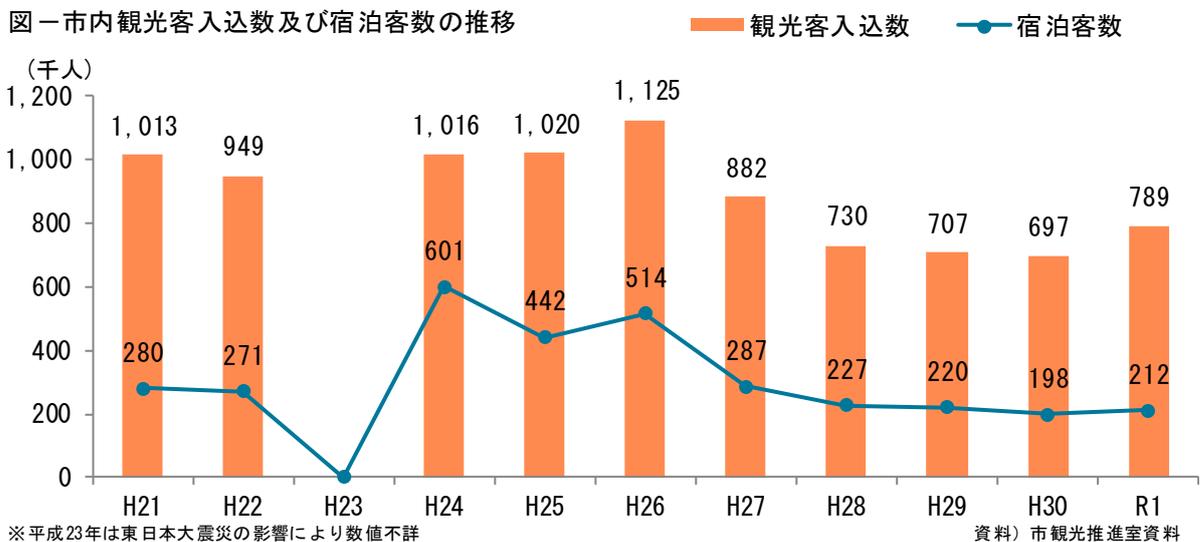


7 観光・宿泊客数

東日本大震災発生前の観光客入込数は微減が続いていましたが、平成 24 年から 26 年までは被災地支援等により一時的に増加し、その後、減少傾向が続きました。

宿泊客数は、平成 24 年に復興関連工事の従事者等の増加により、東日本大震災前年の宿泊客数と比べて 2 倍以上に伸び、その後、減少に転じています。

令和元年には、観光客・宿泊客数ともに、前年比で増加に転じています。



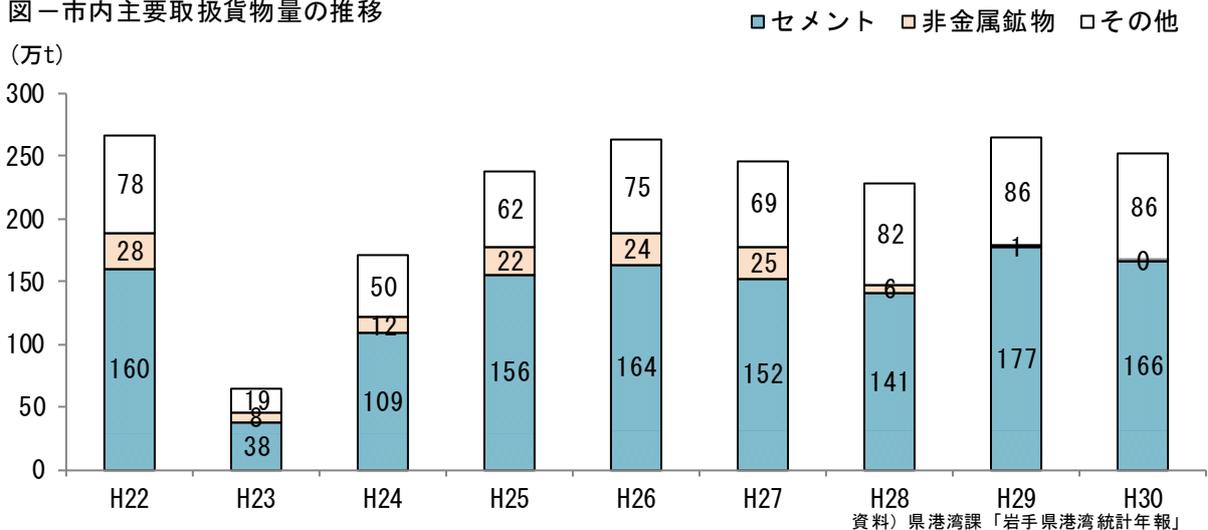
8 大船渡港取扱貨物量

大船渡港の取扱貨物量を見ると、平成23年は東日本大震災の影響で大きく減少したものの、平成24年以降は回復傾向にあり、港湾施設の復旧や復興需要等に後押しされ、平成29年以降はほぼ震災前年と同じ水準となりました。

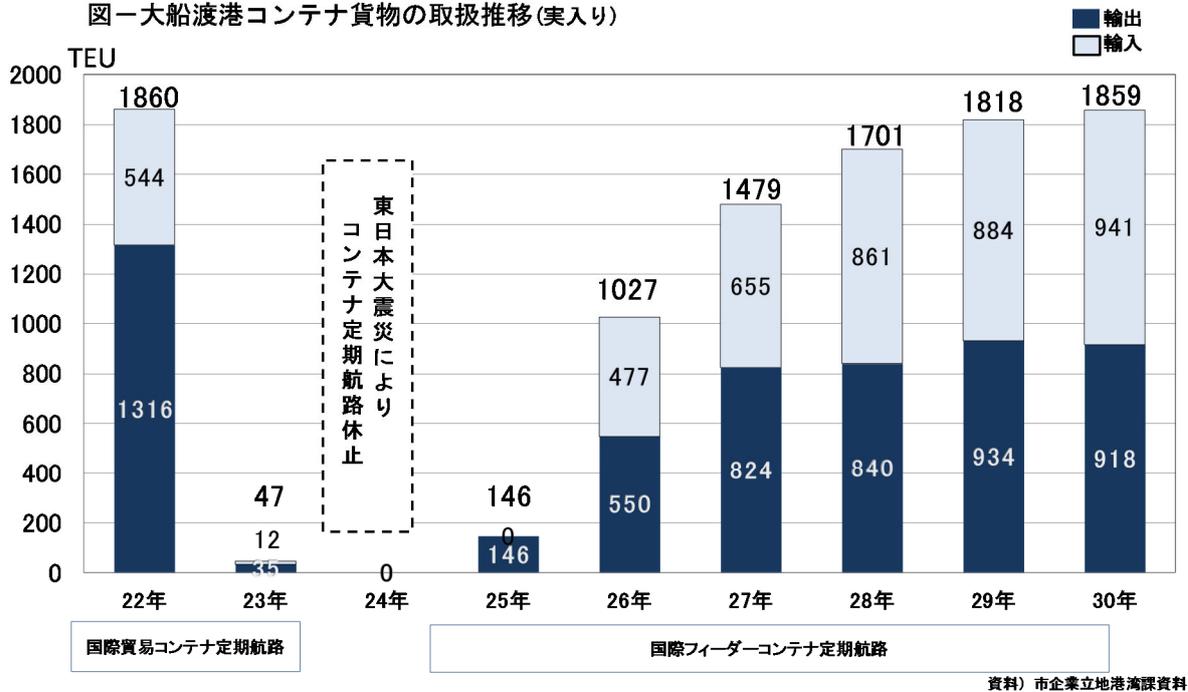
セメントの取扱貨物量が堅調に推移する一方、非金属鉱物についてはほぼ取扱いがなくなっています。

コンテナ貨物の取扱量は、平成24年にコンテナ定期航路の休止により大幅に減少したものの、翌年から年々増加し、平成30年には震災前と同様の水準まで回復しています。

図一市内主要取扱貨物量の推移



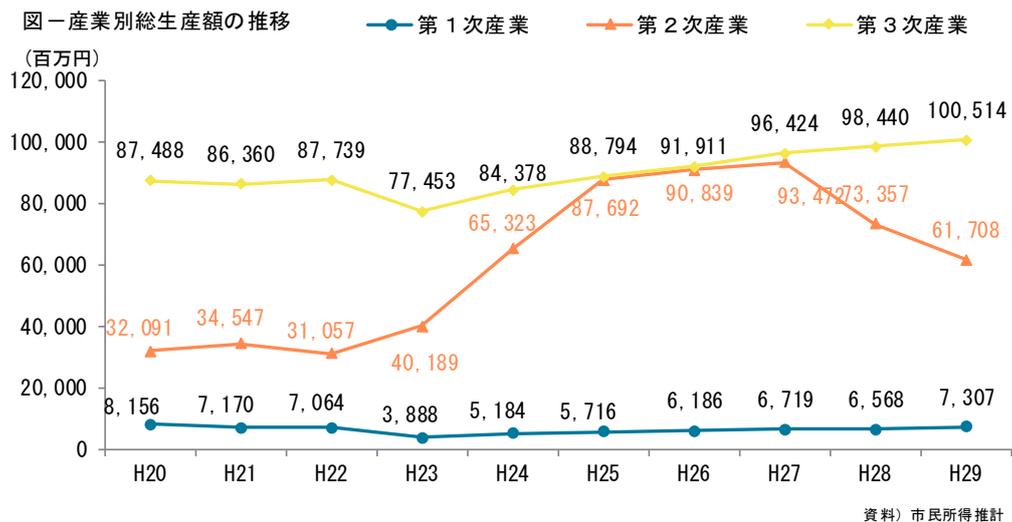
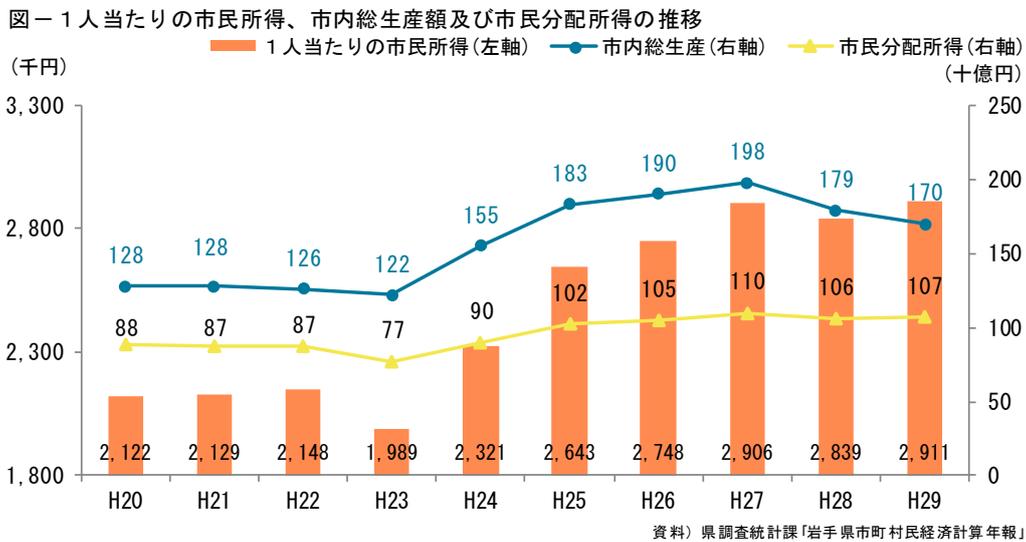
図一 大船渡港コンテナ貨物の取扱推移(実入り)



第5節 経済の推移

市内総生産²及び市民分配所得³は、長引く景気の低迷や公共事業の縮減などにより減少傾向にあり、また、1人当たりの市民所得⁴は、ほぼ横ばいで推移していましたが、震災直後の平成23年度は全項目で落ち込みました。平成24年度以降は復興需要の下支え等により増加が続き、震災の発生した平成22年度の水準を大きく超えて、高いまま推移しています。

産業別総生産額では、第2次産業が平成24年度から平成27年度までは復興工事需要を背景として増加傾向にありましたが、平成28年度以降は減少に転じています。第1次産業は、近年、平成22年度の水準まで戻りつつあります。第3次産業は、平成24年度以降、増加傾向が続き、平成25年度以降は平成22年度を超える水準で推移しています。



² 市内総生産：一定期間内に市内各産業の生産活動によって新たに生み出された価値(付加価値)の総額を産業別に捉えたもの。

³ 市民分配所得：市内居住者が経済活動に参加することによって受け取るべき現金、現物給与等の総額のこと。

⁴ 1人当たりの市民所得：市民分配所得を人口で除したもの。

第 6 節 市の特性

当市の主な特性は、次のとおりです。

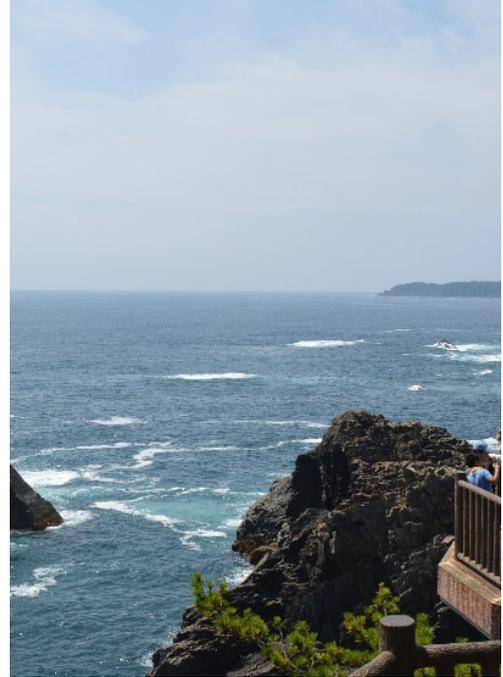
— 1 豊かな自然環境

当市は、大船渡湾、門之浜湾、綾里湾、越喜来湾及び吉浜湾に面したリアス海岸を有しており、市内の様々な場所で雄大な海岸景観に触れることができ、中でも碁石海岸は景勝地として当市を代表する観光拠点となっています。

また、リアス海岸の背後には急峻な山地が形成され、三陸沿岸随一の高峰である五葉山を始め、今出山、氷上山、夏虫山、大窪山は市民や来訪客のレクリエーションの場となっています。

これらの海、山の自然は、三陸復興国立公園及び県立自然公園として指定されています。

さらに、環境省が整備する「みちのく潮風トレイル（青森県八戸市～福島県相馬市）」の一部にも組み込まれており、近年では国内外から様々な人が訪れるようになっています。



碁石岬からの太平洋の眺望

— 2 国際化への対応が進む大船渡港

東日本大震災により、港湾施設を始め、国際貿易コンテナヤードや荷役設備等が被災したため、大船渡港と韓国・釜山港、中国・上海港を結ぶ国際貿易コンテナ定期航路は休止となりました。

その後、各種施設・設備の復旧が進み、平成 25 年 9 月に大船渡港と京浜港を結ぶ国際フィーダーコンテナ定期航路が新たに開設され、国際港湾として再スタートしました。

また、「おおふなぼーと（大船渡市防災観光交流センター）」を核として、令和元年 5 月に「みなとオアシスおおふなと」に登録されました。

港湾機能だけでなく、にぎわい・交流促進の拠点としても位置付けられています。

— 3 豊かな資源を活用した水産振興

水産業は当市の基幹産業であり、漁港数や海岸線延長など県内最大の漁業生産基盤を有するとともに、ワカメやホタテなどの漁業生産量は県内トップクラスです。さらに、カキは首都圏の中央市場などで高い評価を得ているほか、アワビはブランド化され、国内外において高級食材として脚光を浴びています。

平成 26 年 4 月に供用開始した新たな魚市場は、安全・安心な水産物を安定供給する役割を担っており、平成 28 年 4 月には衛生品質管理に優れた市場として、一般社団法人大日本水産

会から優良衛生品質管理市場・漁港認定を受けています。

当市の水産業は、水産資源が減少する中であっても、裾野の広い、収益力のある基幹産業として地域経済発展に寄与しており、ブランド化の推進、食や買い物などと有機的に結び付いた交流人口の掘り起こしなど、多面的な広がりを見せています。

—— 4 にぎわい創出による交流人口の拡大と震災後のつながりを生かした関係人口の拡大

当市では、地域資源を生かした四季折々のイベントや、豪華客船「飛鳥Ⅱ」を始めとする客船招致に積極的に取り組んできました。

震災によって、各種イベントは休止を余儀なくされましたが、全国からの支援と市民の積極的な参画により再開されるとともに、復興支援を通じたつながりを生かし、市外でのイベント展開に至っています。平成 29 年 4 月には、まちづくり会社である株式会社キャッセン大船渡が運営する商業施設がオープンし、官民協働でのにぎわい創出のための取組が続けられ、三陸沿岸道路の延伸と相まって、市外からの来訪客も多く見られています。また、三陸沿岸地域に根付いた伝統芸能や地域行事が脚光を浴び、その魅力が再認識されています。

さらに、各種イベントの開催を通じて、震災後のつながりが深まった自治体や大学等との交流機会が拡充されるなど、交流人口・関係人口の拡大とともに、当市の認知度アップが期待されています。

—— 5 東日本大震災の経験と教訓を生かしたまちづくり

当市では、沿岸部を中心に東日本大震災で甚大な被害が発生したことから、市復興計画に基づき、災害の経験と教訓を生かしながら、復旧・復興を推し進めてきました。

湾口防波堤や防潮堤、道路、防災行政無線等の復旧・整備に伴い、防災機能の向上が図られるとともに、津波浸水シミュレーションで浸水が想定されるエリアなどを災害危険区域に指定して住宅等の建築を制限し、地域コミュニティの維持・形成に配慮しながら、防災集団移転促進事業等による住宅の高台移転を進めてきました。

また、市民を対象とした防災訓練や、小中学校での防災教育を継続的に実施するなど、ハード整備と併せて、防災意識の向上を図るための取組を続けています。

こうした動きは、行政にとどまらず、各地区や団体等でも展開されており、震災の経験や教訓を風化させることなく、次世代に引き継ぐよう、防災意識の向上と記憶の伝承に向けた取組を官民一体となって推進しています。



震災後に整備した中心市街地でのイベントの様子

第 3 章 当市を取り巻く情勢と課題

第 1 節 社会環境の変化

当市をめぐる社会環境の変化は目まぐるしいものがあります。今後のまちづくりにおいては、様々な変化をしっかりと捉え、的確かつ柔軟に、そして迅速に対応していく必要があります。

— 1 人口減少・少子高齢化の進行

第 2 章第 3 節で触れたように、当市では少子高齢化が進行し、人口の減少が進んでいます。国立社会保障・人口問題研究所の推計結果によると、当市の人口は令和 12（2030）年に 29,668 人と 3 万人を割り、令和 22（2040）年には 24,056 人と急速に人口が減少すると推計されています。

少子化の進行は、年少人口、ひいては経済・社会活動を支える生産年齢人口の減少につながり、それに伴って、労働力不足や生産量低下などの地域経済への影響、医療・福祉・介護サービスの低下、公共交通の運営難、地域コミュニティ活動の停滞、学校の少人数化、経済の縮小による税収減など、地域経済や社会全般にわたり、深刻な影響が懸念されます。

さらに、高齢化や核家族化の進行により、高齢者介護を取り巻く問題が深刻化し、社会保障給付費が増大するほか、高齢者世帯の増加も見込まれます。

また、近年では人口の減少に伴って、全国的に空き家が増加傾向にあり、当市においても適切な管理が行われていない空き家等に対する相談が増えてきています。

— 2 まちづくりの担い手の多様化

市民と行政による協働のまちづくりは、地方分権時代におけるまちづくりの原動力となるものであり、全国各地でその取組が進められています。

当市では、コミュニティ活動や生涯学習、観光振興など、様々な分野で市民主体の活動が展開されており、行政主導のまちづくりから、市民・民間事業者・団体と行政が協働するまちづくりへの転換が図られてきています。特に、震災時には、市内外の NPO 法人などの各種団体が自主的に活発な活動を展開し、復旧・復興の主たる担い手の一つとなり、その後の継続的な活動につながっています。こうした活動を受けて、市では、大船渡市市民活動支援センターを開設し、NPO 法人を始め、各種団体の活動を支援しています。

— 3 デジタル化の進展

情報通信技術の飛躍的な発展は、高度情報通信ネットワーク社会を拡大させ、就業機会・形態の拡大を始め、教育機会や高齢者、障がい⁵者の社会参加機会の拡充、医療の充実など、人々の生活様式や経済活動などにもたらす効果は計り知れないものがあります。国では、日本が目指すべき未来社会の姿として、人工知能（AI）やビッグデータなどの先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れようとする「Society 5.0⁶」を提唱しています。

こうした動きを踏まえ、情報通信技術を産業、観光、交通を始め、地域づくりや交流、多様

⁵ 障害の「害」の字の表記について、本計画においては法律や制度上の名称を除き、「障がい」と表記します。

⁶ Society5.0：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（同 2.0）、工業社会（同 3.0）、情報社会（同 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第 5 期科学技術基本計画において日本が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

な学びの促進、地域特有のモノへの新たな価値の創出などへ活用する動きが始まっています。

— 4 「新たな日常」に対応した地域社会の構築

新型コロナウイルス感染症は、人々の行動抑制による社会経済活動の減少や個人消費の落ち込みなど、当市の地域経済や産業、市民の暮らしに大きな影響をもたらしています。

一方、密集、密接、密閉の「三つの密」を避ける新しい生活様式の実践や手指消毒の徹底などが定着化していく中において、非接触型の新たな経済活動の創出など、働き方、教育、医療、福祉などの様々な面で、「新たな日常」による行動変容や意識変容を取り入れた地域社会の構築が期待されています。

— 5 安全・安心意識の高まり

平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波により、当市では未曾有の被害を受けました。また、近年、大型台風や集中豪雨により、河川氾濫や土砂崩れ等の自然災害が激甚化・頻発化し、全国各地で甚大な被害が発生していることから、当市においても、常にこうした自然災害への備えが必要です。

さらに、今日、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、徹底した予防措置や、きめ細やかな安全対策が強く求められています。

こうしたことから、災害や危機等に対する不安を払拭するため、危機管理体制の整備や安全性の確保など、安心して暮らせるまちづくりへの意識が高まっています。

— 6 環境意識の高まりと実践への移行

地球温暖化の急速な進行により、地球的規模での気候変動が深刻化しており、身近な生活にも様々な影響が生じています。気候変動の原因の一つとされる「世界の温室効果ガス排出量の増加」により、今後、更なる温暖化がもたらされると予測されています。

こうした状況に対応するため、国においては、日常的な環境配慮行動を一層推進し、地球環境に配慮した環境共生型のくらしの実践など、脱炭素社会の実現に向けた取組が進められています。

— 7 持続可能な社会の実現

2015年9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標である「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択されました。「誰一人として取り残さない」を基本方針とし、

2030年までの達成を目指した目標を定めています。国では、平成28年5月に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置し、SDGsの達成に向けて取り組んでいます。

こうした動きに呼応し、国内においても国際社会の視点から持続可能な社会を実現していくために、SDGsの考え方を取り入れた取組が進められています。

図—持続可能な開発目標 17のゴール

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第2節 市民意識

1 市民意識調査

当市では、市民意識の動向を把握し、各種計画の策定や施策の実施に生かしていくことを目的として、毎年度、市民意識調査を実施しています。

令和2年3月に実施した調査では、市の現状に対する評価について、市民の意識は次のとおりとなっています。

※ 市民意識調査

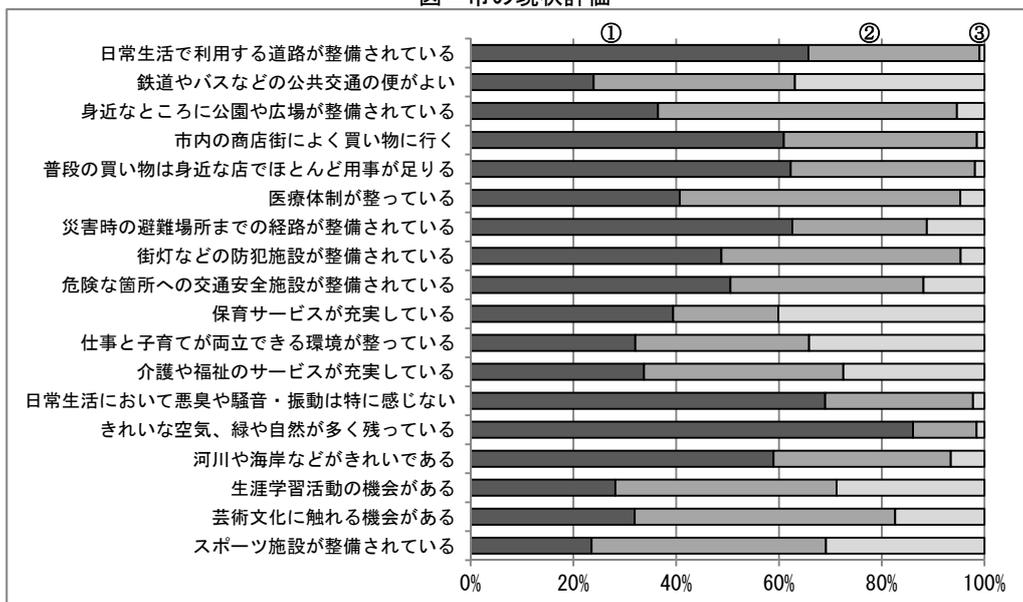
- 調査対象者 「住民基本台帳」のデータから18歳以上の男女2,000人を無作為抽出
- 調査期間 令和2年2月18日（火）～3月19日（木）
- 回収率 48.8%

(1) 市の現状評価

当市の現状について、市民がどの程度満足しているかを把握するため、都市基盤や都市機能、福祉や介護、環境、教育文化など、各分野における質問項目に「そう思う」「どちらかといえばそう思う」「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」「わからない」の5段階で回答してもらいました。

これによると、環境分野や身近な道路、避難経路、市内での買い物などは比較的评价が高かったものの、公共交通や公園・広場といった都市機能を始め、医療、福祉や介護、教育文化といった分野の評価が低かったことから、今後、こうした分野に一層力を入れて取り組む必要があります。

図一 市の現状評価



〔回答総数 929人〕

凡例：①「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合算、②「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」の合算、③「わからない」

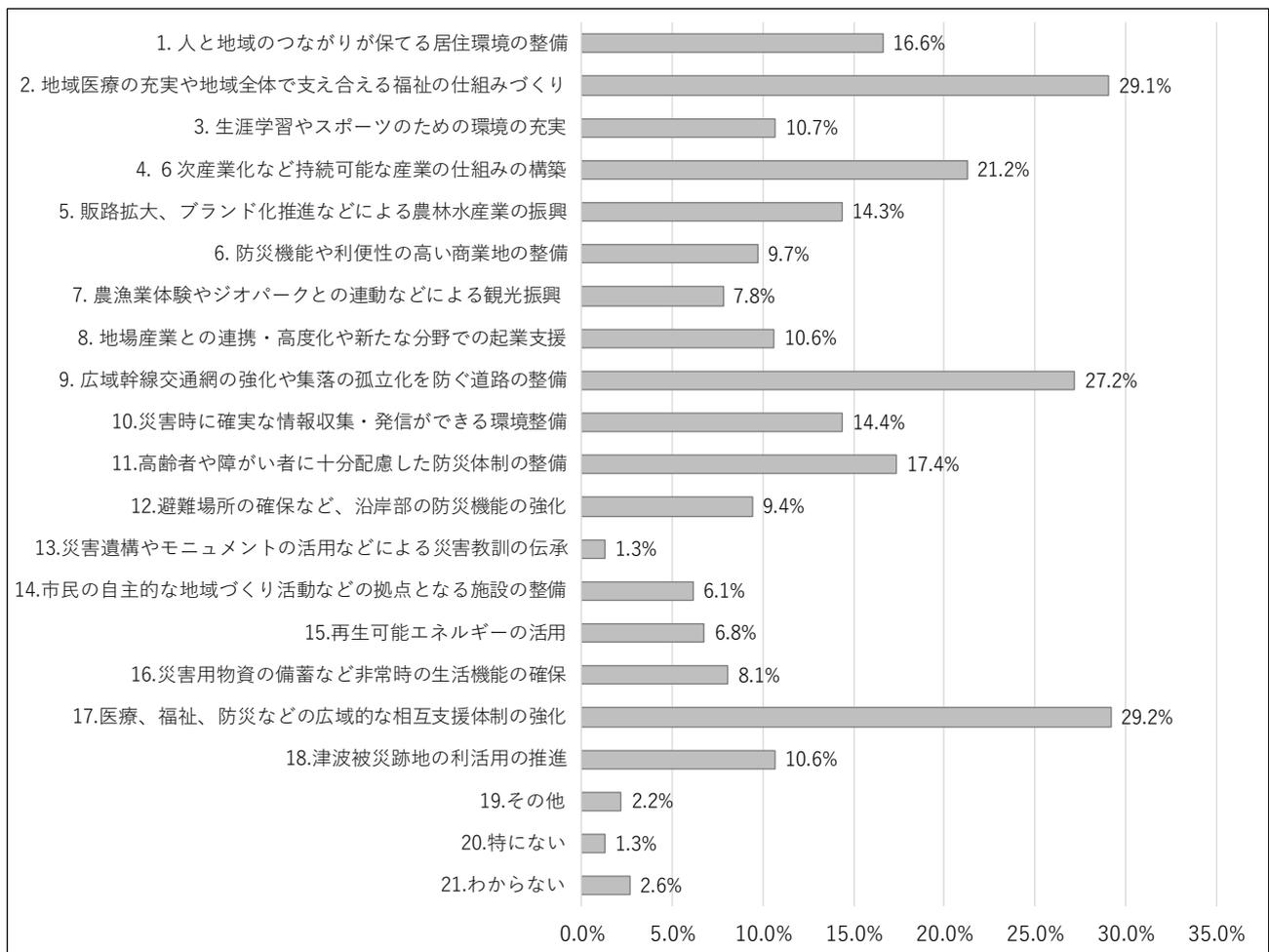
(2) 今後のまちづくりの方向

前述の市民意識調査のほか、令和2年度に「復興に関する市民意識調査」を実施し、「被災前よりも発展するまちとして必要な施策」を尋ねたところ、「医療・福祉・防災などの広域的な相互支援体制の強化」が最も多く、次いで「地域医療の充実や地域全体で支える福祉の仕組みづくり」、「広域幹線交通網の強化や集落の孤立化を防ぐ道路の整備」、「6次産業化など持続可能な産業の仕組みの構築」の順となっています。

※ 復興に関する市民意識調査

- 調査対象者 「住民基本台帳」のデータから18歳以上の男女6,000人を無作為抽出
- 調査期間 令和2年9月4日（金）～9月25日（金）
- 回収率 47.6%

図一被災前よりも発展するまちとして必要な施策



〔回答総数 2,839人〕

資料) 令和2年度復興に関する市民意識調査

— 2 復興後のまちづくりに向けた市政懇談会

総合計画の策定に当たって、市民ニーズやまちづくりへの意見・提言等を把握し、計画策定に反映させるため、令和2年7月16日から8月24日にかけて、市内11地区で市政懇談会を開催し、404人の参加がありました。

提言等の概要は、次のとおりです。

① 産業関係

<ul style="list-style-type: none"> ・ 貝毒被害に対する漁業者への一層の支援 ・ 農林業の分野での雇用と所得の確保 ・ 千石船気仙丸の利活用による体験型観光メニューの掘り起こし ・ 基石浜への観光客用トイレの整備 ・ 観光・産業面での三陸駅の利用促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 希少植物の活用 ・ 三陸ジオパークにおけるジオサイトの整備 ・ 若者の地元定着のための雇用の創出と所得の向上 ・ 若者の地元定着のための企業の誘致
---	--

② 結婚・子育て・医療・福祉関係

<ul style="list-style-type: none"> ・ 結婚相談・支援センター運営に対する若者の意見の反映 ・ 育児休暇取得の促進 ・ 産婦人科医院の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出生率向上に向けた取組 ・ 県立大船渡病院の医師確保 ・ 高齢者の生きがいのための学習機会の確保
---	--

③ 教育関係

<ul style="list-style-type: none"> ・ 親子の文化活動の促進 ・ 他自治体と差別化した特色ある教育 ・ 中学校生徒の地域でのボランティア活動・職場体験の実施 ・ 小学校統合の方向性 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き校舎の利活用 ・ 赤崎地区のスポーツ交流ゾーンの具体的整備 ・ 赤崎地区のスポーツ交流ゾーンへの野球場の整備
---	--

④ 都市環境関係

<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害公営住宅の家賃補助 ・ 災害公営住宅のコミュニティ維持 ・ 少子高齢化や人口減少に起因する空き家対策の推進 ・ 長洞応急仮設住宅跡地の利活用 ・ 永浜・山口地区工業用地の活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通網の充実 ・ 高齢者等交通弱者の支援 ・ 三陸沿岸道路「大船渡中央IC」の整備 ・ 大船渡港への外来船の係留促進 ・ 内陸部とのアクセス道の整備
---	--

⑤ 防災関係

<ul style="list-style-type: none"> ・ 豪雨等災害を防止する治山治水対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 豪雨等災害を想定したハザードマップの作成
---	--

⑥ 環境保全関係

<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然環境保全の担当部署の設置 	
--	--

⑦ 市民協働・広域連携・交流関係

<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区公民館と地域助け合い協議会等の組織の一本化 ・ 協働のまちづくり方針と実施計画についての取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ILC誘致実現に向けた取組 ・ 大学、専門学校等の誘致
---	--

⑧ 人口減少対策関係

<ul style="list-style-type: none"> ・ 移住・定住の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口減少解決のための調査・研究の実施
--	--

— 3 分野・階層別グループインタビュー

令和2年6月24日から7月15日にかけて、六つの分野・階層を対象としたグループインタビューを実施し、46人の参加がありました。

意見等の概要は、次のとおりです。

① 高齢者

- ・買い物や病院に行くときに大変。デマンド交通はありがたい。
- ・担い手が不足している。
- ・少子化で活気が減っている。高齢者と子どもたちが交流し、情報交換できれば良い。
- ・自然、食べ物が美味しいことが大船渡の良いところ。発展しすぎても良くない。

② 子育て関係者

- ・高校卒業までの子どもに対する医療費の助成など、医療面が充実している。
- ・子どもにとって自由に遊べる場所の整備は地域差がある。
- ・病院受診の待ち時間が長く、母親たちの負担になっている。
- ・災害の時にむつと粉ミルクがもらえるような場所が明確になっていない。

③ 商工業者・観光関係者

- ・基石海岸や津波石のような自然や震災学習の観光資源がある。
- ・新型コロナの影響で、大船渡に居住する選択肢が増えることもあるのではないかと。
- ・コロナの影響によりオンライン〇〇が増え、それらを積極的に取り入れていく必要があるが、人が動くような組合せが必要。
- ・公共交通が減って不便。観光客の案内にも困ることがある。
- ・三陸沿岸道路がつながって市外への移動の機会が増えた。観光客の行動圏も広く変化した。
- ・市内在住の外国人と地元住民とが触れ合える機会が増えると良い。
- ・海外向けに、田舎らしいユニークな体験ができることや、震災の記憶をPRすべき。
- ・Iターン・Uターンを促すために奨学金制度の充実が必要。

④ 農林水産業者

- ・6次産業化を進めることが大事。
- ・漁業の担い手問題で、人が足りず、やりたくてもできない人もいる。一人で漁に出る人も増えてきており、安全面でも課題がある。
- ・水産加工業では外国人労働者に人手を頼る部分が増えてきている。
- ・農家数は右肩下がりで新規雇用も難しい。高齢化で柿の木の手入れができなくなっている。
- ・農業分野での担い手解消の取組の一つとして、農作業等のマッチングを行うなどしている。

⑤ 市民活動関係者

- ・様々な団体があるが、同じ人があちこちで活動していることも多い。団体間の活動を結び付けるためのコーディネートが必要。
- ・よそ者を受け付けないところがある。震災で少しずつ、外部を受け入れるようになった。
- ・市外に出ている世代が、活動の担い手として市内に戻って来られる流れが必要。
- ・震災で支援してくれた人たちとの縁を絶やさないようにすれば、まちの活性化につながる。

⑥ 高校生

- ・子育てや進学への助成金があると良い。市外に進学した人も帰ってくるかもしれない。
- ・市内での結婚を増やすには、新婚旅行への助成があったら良い。
- ・山の木を利用した、子どもから高齢者まで使える遊具、公園があると良い。
- ・市外の人を活用した小さい子から大人まで集まれるようなイベントや大船渡を知ってもらうための体験等が必要。

第3節 まちづくりの主要課題とそれらへの対応

人口減少社会の到来を見据え、当市を取り巻く社会環境の変化、市民意識調査結果などを勘案すると、当市の主要課題は、次のとおり整理されます。

— 1 人口減少の歯止め

人口減少は、産業活動の停滞から地域コミュニティの維持、市の行財政に至るまで社会全般にわたる影響が懸念されます。

今後、令和元年度に策定した「第2期大船渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、働く場を確保し、結婚・子育てしやすい環境を整えるとともに、良好な生活基盤やアメニティ機能を確保した住み心地の良いまちづくりを推進する必要があります。併せて、移住や二地域居住など交流を促進する施策を展開し、にぎわいと活気のあるまちづくりを進める必要があります。

— 2 産業振興による市民所得の向上

当市は、地域特性を生かした多角的な産業構造を有していますが、新型コロナウイルス感染症の影響は様々な分野に及んでいます。引き続き感染症の状況に柔軟に対応しながら、徐々に社会経済活動のレベルを上げ、コロナ禍前の状態まで地域経済を回復させるとともに、新たな成長へとつなげていくことが肝要です。

このため、当市の基盤産業である水産・食産業、港湾関連産業を始めとする地場企業の振興や、多様な人材の育成とともに、港湾活用型・臨海型企業の誘致を推進し、「新たな日常」にも対応したデジタル化を組み合わせながら、市民所得の向上に向けて、総合的に産業振興を図っていく必要があります。

— 3 市民とともに築く協働のまちづくり

人口減少が進むにつれ、市民が主体となって地区の生活課題を解決する体制や取組の重要性が増してきており、それぞれの地区づくりを牽引する地区運営組織の形成に向け、住民が地区の活動・運営を「自分ごと」と捉える意識の醸成と住民参画の機会拡大を促すことが求められます。

今後、これらのより一層の情報発信と共有を図り、地区との信頼関係を基礎としながら、地区課題の解決に向けた土台づくりを進めていく必要があります。

さらに、中心市街地の振興や空き店舗対策など、まちなかの持続性を高める取組においても、民間事業者・団体と行政との協働が必要不可欠となっています。民間と行政の連携を拡充し、まちなか空間を柔軟に活用することにより、にぎわい向上・維持を図ることが必要です。

— 4 多様な分野へのデジタル化の導入

コロナ禍における行動変容は、社会全体のデジタル化を急速に浸透させ、場所に捉われない新たな働き方や、東京から地方への人の流れを生み出す新たな暮らし方、教育・医療等のオンライン化など広範囲に及んでいます。「新たな日常」においては、生産性を引き上げ、地域経済の成長をも主導するデジタル化が不可欠なものになると見込まれます。

このことから、新たな分野の産業での活用はもとより、農林水産業や観光、商工業などの既

存分野においても、付加価値、生産性向上を後押しする仕組みを構築するとともに、学校教育やリカレント教育等による人材育成にも展開していく必要があります。

また、こうした産業・分野にとどまらず、人流・物流ネットワークや都市機能など、スマートシティ導入に向けた研究の推進も求められています。

—— 5 復興により構築されたヒト・モノ・コトの活用によるにぎわい創出

震災を契機に全国各地との交流の輪・縁が広がり、それらは行政のみにとどまらず、復興ボランティア活動等を通じて民間団体同士で幅広く交流が続けられ、リピーターが更にリピーターを呼び込む、関係人口の拡大につながっています。

また、復興事業により再構築された大船渡駅周辺地区や、空き校舎を活用した甫嶺復興交流推進センター、被災した学校の移転元地に整備した赤崎グラウンドなど、復興過程において構築・整備された基盤を活用した交流が、今後ますます盛んになると見込まれます。

こうした基盤を最大限活用しながら、産学官交流や観光振興を始め、各都市との地域間交流を推進し、ヒト・モノが頻繁に行き交う活力あふれるまちづくりを推進する必要があります。

—— 6 国際リニアコライダー（ILC）誘致の実現

東北ILC推進協議会が公表した「ILC東北マスタープラン」において、当市は、ILCの多様な効果を発揮するためのコアゾーン（中核的な地域）と位置付けられています。ILCの誘致実現に当たっては、施設の建設資機材の搬入における大船渡港の利活用とそれらに伴う道路整備の促進、研究者の移住などによる交流・居住人口の増加、地元企業とILC関連企業との連携による産業振興、研究施設での雇用創出など、多様な波及効果が期待されます。

こうしたことから、その実現に向けて、市民や民間企業、商工会議所を始めとした関係機関、周辺自治体などと連携・協力しながら、機運を一層盛り上げるとともに、受入準備を適切に整えることが必要です。

—— 7 次代を担う人づくり

まちづくりは人づくりとも言われます。復興から創造へと移行する新たなまちづくりには、確かな未来を築くための多彩な人材が必要であり、家庭、学校との連携を深めながら、地域に根差した学校教育の充実を図るとともに、市民一人一人が、心の豊かさや生きがいを求めつつ、生涯にわたって学習や文化、スポーツ・レクリエーションなどの活動を行い、まちづくりに親しむ環境づくりを進めていく必要があります。

また、地域の自然や文化への理解を深め、郷土への愛着の心を育てながら、当市の歴史や文化の継承に結び付けていくことが求められています。

—— 8 安全・安心な暮らしの確保

社会の急激な変化の中で、市民生活に身近な交通安全、消費生活問題、犯罪への対応など、市民のやすらぎある暮らしを確保するとともに、地震・津波や全国各地で頻発する洪水、土砂災害等を踏まえ、「減災」の考え方に基づく災害に強いまちづくりを進める必要があります。また、豊かな自然との共生の中であって、鳥獣被害が農作物から人的な被害にまで及んでおり、安心して暮らせる環境づくりが求められています。

少子高齢化が顕著に進行している当市においては、保健・福祉・介護・医療サービスの重要

性がますます高まっており、地域医療や救急医療体制、きめ細やかな福祉施策の充実に加え、地域間交流や市民同士の触れ合いと支え合いによる豊かなコミュニティづくりを促進するなど、「地域共生社会」の考え方にに基づき、誰もが安心して住み続けられるまちづくりを推進していく必要があります。

加えて、中心市街地の再構築や居住環境の変化等を踏まえ、地域の実情に応じた効率的な公共交通の確保が求められています。

これらとともに、新型コロナウイルス感染症対策として、感染予防の徹底を地域全体に定着させ、正確で分かりやすい情報を適切な時期に提供しながら、医療体制を確保し、検査体制を構築する必要があります。

— 9 脱炭素社会の実現

SDGsの目標の一つに「気候変動に具体的な対策を」と明示されており、地球温暖化対策は世界各国での取組が求められています。頻発化・激甚化する豪雨災害や、気温の上昇などのほか、農業や漁業にもその影響は及んでいるとされており、市民、事業者、市が一体となって、環境への負荷が少ない生活の定着に取り組んでいく必要があります。

また、震災での長期にわたる停電等の経験を踏まえるとともに、地球温暖化防止対策に積極的に取り組んでいくため、災害に強く、環境負荷の小さい再生可能エネルギーの活用などを促進する必要があります。

— 10 豊かな自然環境との共生

当市は、三陸地方を象徴するリアス海岸を始めとする海・山・川の豊かで美しい自然や、そこに生息する多様な生物に恵まれています。これらの自然環境は、市民生活に潤いと安らぎを与えるかけがえのない共有財産と言え、自然の厳しさに対応しながら、自然の恵みを持続的に活用し、これらを将来に引き継いでいけるよう、より一層、自然との共生を図っていく必要があります。



観光・交流の拠点として整備したおおふなぼーと（大船渡駅周辺地区）

第4章 将来都市像

東日本大震災の発災以降、本市では、国内外から物心両面にわたる多大な御支援、御協力をいただきながら、復旧・復興に全力で取り組んできました。

この間、全国的な人口減少と少子高齢化の進行、社会経済のグローバル化や情報化の進展、地球温暖化に伴う気候変動の増加、さらには、地方創生と地方回帰への機運の高まりなど、本市を取り巻く環境は大きく変化しており、本市においては、特に、人口減少の進行が地域のコミュニティや産業、医療・福祉・介護、学校教育、公共交通など、多方面にわたり影響を及ぼしています。

こうした現状に鑑み、これからの本市のまちづくりを展望すると、これまで以上に、市民と行政の協働が肝要であり、市民と行政が、将来目指すべき都市像を共有し、その実現に向かって、自主的に、あるいは連携しながら多様な課題の解決に取り組んでいかなければなりません。

今後においては、人口減少と少子高齢化の進行を始め、本市を取り巻く社会環境の変化を踏まえ、これからの本市におけるまちづくりの主要課題に的確に対応すべく、「しごと」が人を呼び、人が「しごと」をつくるといった好循環を生み出し、安心して生涯暮らし続けられるまちを創るといふ、国の地方創生の基本理念と軌を一にしたまちづくりを推進していく必要があります。

これらのことから、これまで各種復旧・復興事業により再建された各種都市基盤や産業基盤、人と人のつながりや絆^{きずな}などをもとに、

- 水産業を始めとする地場産業の振興、観光客の誘致や各種イベントの開催による交流人口、本市にゆかりのある関係人口の拡大、さらには、市内各地区での新たな住民協働体の組成による地域コミュニティの活性化などを通じて、まち全体に活気があるまち
- 医療・福祉・介護を始め、日常生活を送る上で安心・安全がしっかり確保され、やすらぎのあるまち
- 安心して働くことができ、家庭を築き、子どもを産み育て、生涯暮らし続けられるまち

このようなまちを市民と地場企業、事業者、各種団体などと行政が一体となって創ることを目指し、本市の将来都市像を次のとおり定めます。

<将来都市像>

ともに創る やすらぎに包まれ

活気あふれる 三陸のにぎわい拠点 大船渡

第5章 主要指標

第1節 人口

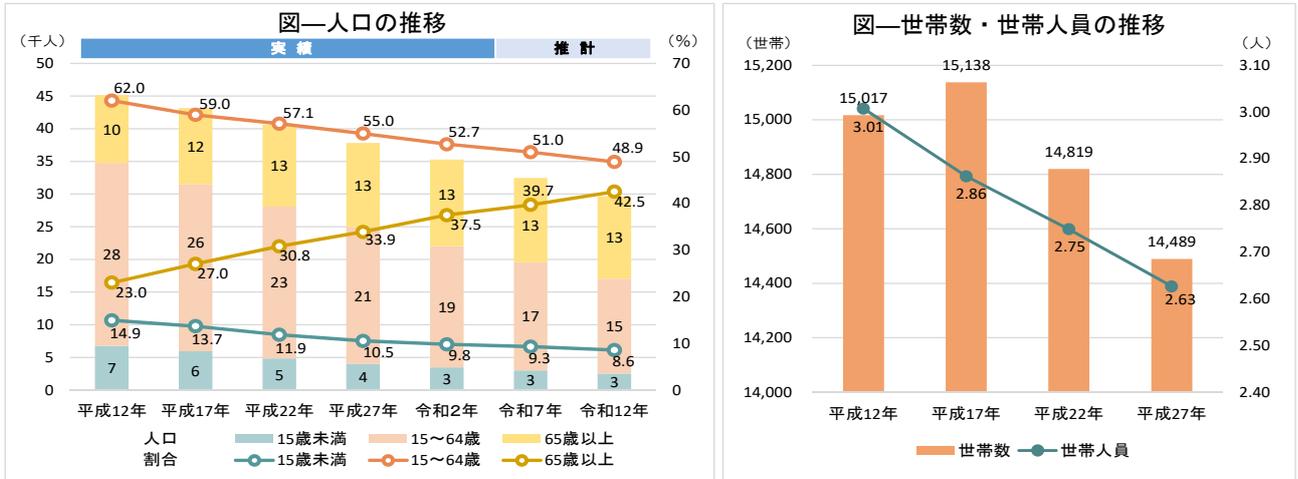
当市の総人口は、第2章第3節「人口の推移」のとおり、近年、減少傾向にあります。

将来人口について、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計結果は下図のとおりとなっています（図一人口の推移）。

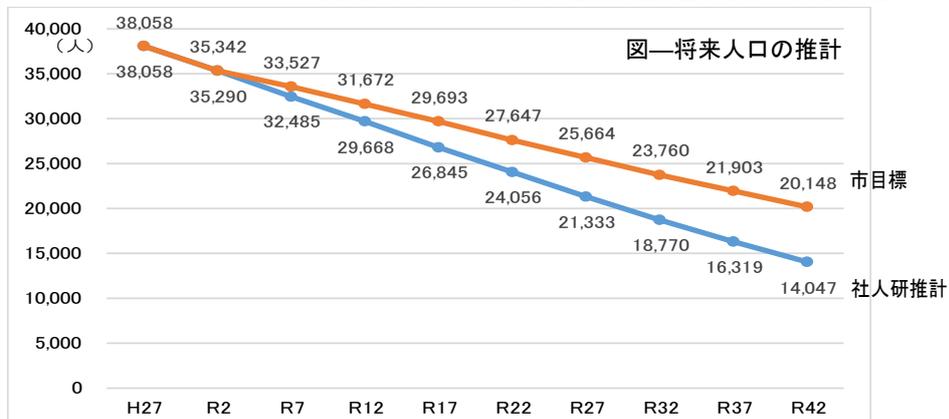
人口減少へ一定の歯止めをかけることは、まちの活力の維持や経済、社会活動の循環につながる源流となることから、令和元年度に改定した市人口ビジョンにおいては、あらゆる主体と連携して、本計画の目標年次である令和12年に人口31,672人を目指すこととしています。

そのため、令和7年までに社会増減を均衡させるとともに、合計特殊出生率を令和7年に1.8、令和12年に国・県と同様に2.1（人口置換水準⁷）とすることを目指し、こうした状況を市民全体で共有した上で、これまで以上の官民を挙げた取組の推進が求められます。

今後、将来都市像の実現に向けて、まち・ひと・しごと創生法に基づく総合戦略を本計画基本構想の重点プロジェクトに位置付け、企業誘致や起業・第二創業支援などによる雇用の創出・拡大に加え、移住・交流の促進により当市への新しい「ひと」の流れを生み出すとともに、安心して家庭を築き、子どもを産み育てられる環境づくりなどに積極的に取り組み、人口減少に一定の歯止めをかけることにより、令和12年の人口、31,672人の達成を目指します。



資料) 平成12～27年は大船渡市統計書、令和2年以降は推計値（社人研）



資料) 大船渡市人口ビジョン

⁷ 人口置換水準：ある死亡水準のもとで、人口が長期的に増えも減りもせず一定となる出生水準。国全体では、第2次ベビーブーム（昭和46～49年）が2.10前後となっている。

第2節 産業別就業者数

当市の就業者人口は、全体的に減少傾向にあり、産業別では、第1次産業と第2次産業の就業者人口がともに減少、第3次産業がほぼ横ばいで推移しています。

東日本大震災による復興需要により、建設業やその関連産業の就業者数が大きく増加しているものの、需要の収束とともに、震災前の傾向に戻るものと予想されます。これらを勘案して産業別就業者を次のように想定します。

表 産業別就業者数

項目		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年
第1次産業	人数(人)	2,593	2,365	1,982	1,393	1,260	971	702
	構成比(%)	11.5	11.5	10.6	7.4	7.0	5.6	4.3
第2次産業	人数(人)	7,766	6,076	5,449	5,585	5,147	4,716	4,285
	構成比(%)	34.3	29.5	29.2	29.7	28.4	27.4	26.3
第3次産業	人数(人)	12,280	12,144	11,214	11,625	11,717	11,556	11,305
	構成比(%)	54.2	58.9	60.1	61.7	64.6	67.0	69.4
分類不能	人数(人)	7	20	18	235	-	-	-
	構成比(%)	0.0	0.1	0.1	1.2	-	-	-
就業者総数	人数(人)	22,646	20,605	18,663	18,838	18,124	17,243	16,292
	構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料) 平成12~27年は大船渡市統計書、令和2年以降は推計値

※推計値は、市人口ビジョンによる人口推計を基に、回帰式により算出。

第3節 経済

市内総生産、市民分配所得及び一人当たり市民所得は、平成23年度に底を打ってから、平成24年度以降は増加傾向にありましたが、平成28年度から減少傾向に転じています。

市内経済は復興需要に支えられ、好調に推移してきましたが、その需要が収束に向かいつつあります。今後、豊かな地域資源を生かした農林水産業の生産拡大や、港湾などの地域特性を生かした企業立地の促進などを通じて、一層の産業振興を図りながら、市民所得の維持・向上を図られるよう官民一体となって取り組みます。

表 市内総生産・市民分配所得・1人当たり市民所得の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
市内総生産 (百万円)	128,563	126,555	122,187	155,758	183,452	190,824	198,125	179,184	170,532
市民分配所得 (百万円)	87,640	87,504	77,773	90,398	102,221	105,691	110,614	106,615	107,432
1人当たり市民所得 (千円)	2,129	2,148	1,989	2,321	2,643	2,748	2,906	2,839	2,911

資料) 大船渡市統計書

第6章 土地利用

第1節 基本方針

当市の土地利用は、都市地域、農業地域、森林地域及び自然公園地域と、大きく四つの地域に分類できます。地域区分ごとの特性や方向性、大船渡都市計画マスタープラン、東日本大震災被災区域に係る土地利用基本方針などを踏まえ、都市地域の持つ機能・魅力の向上と、農地・森林・自然地域の新たな価値の創造によって、安全で快適な居住の場を有する場として、将来の土地利用の基本方針を次のように定めます。

— 1 都市地域

都市地域は、住居地域、商業地域及び工業地域に区分されます。都市地域のうち、津波浸水シミュレーションで浸水が想定されるエリアなどを災害危険区域に指定しており、引き続き、浸水深に応じて住宅、社会福祉施設、学校及び医療施設の建築を制限します。

- 住居地域では、居住環境の向上と質の高い住宅供給の誘導・促進を図ります。災害危険区域（第2種）については、想定される浸水の深さや建物の構造に応じて住宅の建築を制限します。
- 商業地域では、東日本大震災後に土地区画整理事業や津波復興拠点整備事業を導入した大船渡駅周辺地区や、行政機能が集積されている盛地区を中心市街地として商業・業務機能の集積を図るとともに、市内各地区の中心地を地区拠点とし、地区特性に合った身近な拠点を形成します。
- 工業地域では、大船渡湾周辺に位置する既存工業地域に加え、永浜・山口地区工業用地の活用を図ります。

— 2 農業地域

農業地域は、優良な農地を保全するとともに、農業の活性化を図るため、各種事業の導入や遊休農地の活用について検討し、生産基盤の充実を図ります。

— 3 森林地域

森林地域は、当市の面積の約8割を占め、林業の基盤としてはもとより、水源涵養などの公益的機能を担うものとして、さらには、木材の燃料資源としての活用を図るため、適切な維持・管理を促進しながら保全を推進します。

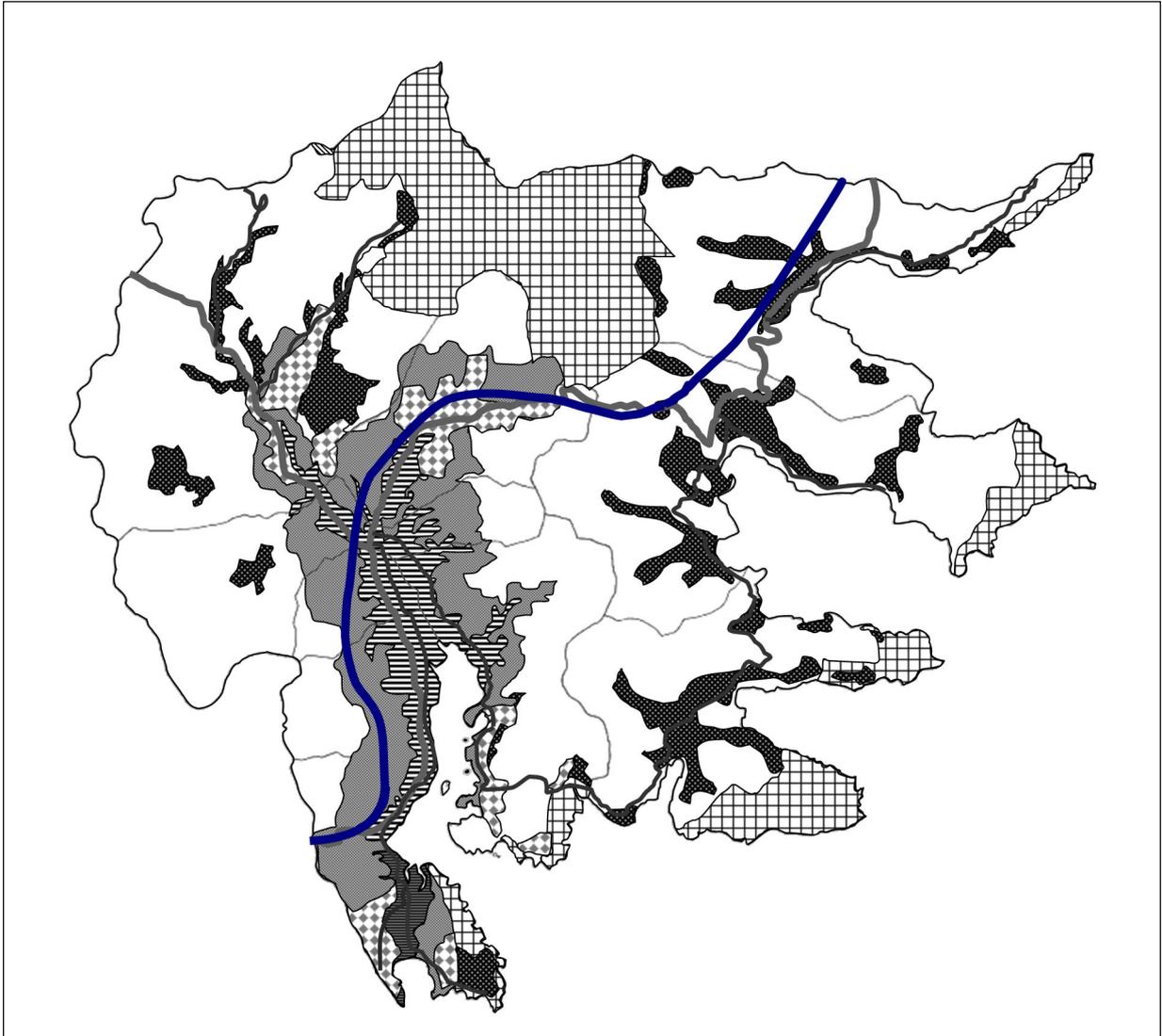
— 4 自然地域

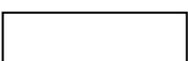
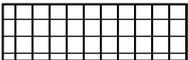
自然公園地域は、人々が自然と触れ合いながら余暇を過ごす場所であり、今後も三陸復興国立公園や県立自然公園区域の自然環境、自然景観の保全・創造・活用を図ります。

第 2 節 土地利用区分

前記の基本方針に基づき、将来都市像実現のための重点施策などを考慮し、将来の土地利用の区分を定めます。

図一 将来の土地利用の区分



凡 例			
	都市地域		都市地域と農業地域が重複する地域
	農業地域		都市地域と森林地域が重複する地域
	森林地域		三陸沿岸道路
	自然公園地域		国道
			県道・主要地方道

第7章 施策の大綱

当市の将来都市像「ともに創る やすらぎに包まれ 活気あふれる 三陸のにぎわい拠点 大船渡」の実現に向け、より戦略的に本計画を遂行していくため、次の七つの施策の大綱（＝政策）により、総合的かつ計画的なまちづくりを推進していきます。

第1節 豊かな市民生活を実現する産業の振興

既存産業はもとより、地域特性を生かした新たな産業の育成や企業誘致、起業や第二創業の支援などを推進して、雇用の創出・安定や定住化促進を図るとともに、デジタル化の推進による生産性向上や地域資源の磨き上げ・活用などにより競争力の強化、高付加価値化の促進を図ります。さらに、より一層の観光振興の展開などにより交流・関係人口の拡大を図りながら、地域の活力創出と生活基盤の持続を推進します。

—— 1 地域活力を担う水産業の振興

近年、世界的な気候変動等により海洋環境が変化する中で、国や県の施策と連動し、漁業資源の確保や漁場環境の保全に努めながら、新規養殖種の導入などによる持続可能な漁業を推進します。また、漁業経営の安定化に向けた制度資金や漁業共済などの支援、担い手の確保・育成に取り組むとともに、生産基盤となる漁港や漁業施設、漁業集落の整備を推進するほか、スマート漁業の導入などによる生産性の向上を図ります。

さらに、三陸沿岸の水揚げ拠点施設である大船渡市魚市場への水揚げ増強を図るとともに、未利用・低利用な地域資源を活用した高付加価値の水産加工品開発や販路の開拓など、生産・流通・加工が連携した一体的な取組を推進します。

—— 2 地域特性を生かした農林業の振興

温暖な気候や東日本大震災の被災跡地の利活用などの地域特性を生かし、農林産物の高収益化やブランド化の推進、施設型・周年型農業への支援を行うとともに、鳥獣被害対策を進めながら、農業経営の魅力の向上と安定に向けた取組を促進します。また、新規就農者の発掘につながる支援や、集落営農の組織化に向けた人材の確保に努めるとともに、観光資源でもある「椿」を活用して、「椿の里」としての知名度と地域ブランド力の向上を図りながら、産業資源としての利活用を促進します。

さらに、森林経営管理制度を活用した適切な森林の整備や地域材の利用促進、森林病虫害被害対策などの実施による山林振興を進めながら、森林が有する水源涵養や土砂流出防止などの公益的機能の維持・増進を図ります。

—— 3 にぎわいあふれる商業・観光の推進

東日本大震災後に土地区画整理事業等を導入した大船渡駅周辺地区において、にぎわいと魅力を創出し続けられるまちとするため、引き続き官民協働によるまちづくりを推進します。消費者ニーズ・販路の多様化や新しい生活様式への対応などの環境変化に適応しながら、商業・サービス業の経営安定化に向けた支援や、有効な資源としての空き店舗の活用を図るための対

策を推進しながら、活気あふれる商業地の形成を支援します。

観光については、豊かな観光資源を基に、情報発信の強化を図り、三陸ジオパークやみちのく潮風トレイルなどの新たな観光コンテンツと連携した広域観光・広域連携、滞在型観光の推進と積極的な観光宣伝の展開により、国内外からの観光客の誘致に努め、交流・関係人口の拡大を図ります。

— 4 地域経済を支える地場企業の振興

地場企業の事業拡大や新分野進出などを支援するとともに、起業や第二創業支援に積極的に取り組み、産学連携や異業種間交流を積極的に展開しながら、多様な事業者が連携して実施するデジタル化などの取組を支援し、新技術の開発や製品の高付加価値化を促進します。

また、地域の様々な製品の収益力を高めるために、ICT等を活用した販路拡大に向けた広域連携・異業種連携を推進します。

— 5 雇用の創出と安定

ILCの誘致状況を注視しながら、永浜・山口地区工業用地の早期整備と活用を促進するとともに、企業誘致の推進による雇用の場の創出や、リカレント教育・ICTの利活用等による地場企業人材の育成、勤労者のスキルアップのための職業訓練などの充実に取り組み、安定した雇用の確保を図ります。

また、「働き方改革」を始めとする新しい働き方・多様な働き方に対応し、勤労者が安心して就業し、楽しく余暇を過ごせる環境づくりを進めるとともに、リモートワーク等の受入れなど、新時代に対応した就業形態の導入支援に取り組みます。

第2節 安心が確保されたまちづくりの推進

少子高齢化や家族構成の多様化が進む中で、医療、福祉、子ども・子育てに対する関心とニーズが高まり、社会全体で支え合いながら、いつまでも健康で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

— 1 ともに支え合う地域づくりの推進

誰もが住み慣れた地区で安心して生活し続けるため、地区と行政の協働の下、身近な生活課題の解決に向けた住民の主体的な活動が展開されるよう、地区運営組織と行政が対等の立場で、協力や連携、役割分担等を行うとともに、多様な主体によるまちづくりへの参画に向け、市民活動団体やNPO法人等による連携を促進します。

様々な交流を通じて、より良い地域社会づくりを進めていくため、女性活躍推進に向けた男女共同参画や人権保護、国際交流を始めとする多文化共生社会、相互支援などに関する意識啓発を図るとともに、ボランティア活動やボランティア受入体制の構築などを積極的に促進します。

また、青少年の社会活動への参加を促進し、自主性・社会性を養う環境づくりとともに、相談・指導体制の強化などを図ります。

— 2 結婚支援と子ども・子育て支援の充実

結婚を始めとする人生設計について考える機会を提供するとともに、希望をかなえる出会いと結婚の支援の充実を図ります。

妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援と、子育てしやすい環境の創出に向けた母子の定期的な健康診査や各種保育サービスの連携・充実、さらには、経済的支援の充実に努めながら、まち全体で子どもを安心して産み育てることができる環境の整備を図ります。

また、幼児教育の充実を図ることで、就学に向けて、基本的な生活習慣や態度を身に付けられるよう、健やかな成長を支援します。

— 3 生涯にわたる健康づくりの推進

市民が健康で安心して暮らせるように、保健・予防活動や健康診査体制、感染症対策の充実を図り、市民の健康の維持と増進に資するとともに、健康づくりや感染症予防に関する情報提供・啓発などを通じて、市民へのより良い生活習慣の定着を促します。

地域内医療機関の連携による切れ目ない医療提供体制づくりを進めるとともに、適切な医療を必要な時に提供できるよう、関係機関や他医療圏との連携を推進しながら、地域医療の確保・充実を図ります。

— 4 地域福祉の充実

障がい者（児）が地域社会の一員として、ともに生き、自立した生活を送ることができるよう、就労機会の拡大など社会参加機会の創出を図るとともに、福祉サービスや就労支援の充実を図ります。

高齢者が、住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、「医療」、「介護」、「予防」、「住まい」、「生活支援」の五つのサービスを一体的に提供する、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。

また、誰もが一人の人間として尊重され、地域の中で安心して生活を送ることができるよう、権利擁護を推進します。

生活困窮世帯に対する相談・指導体制を強化し、自立を支援するとともに、子どもの貧困を始めとして多様化する生活困窮に対し、関係機関が連携して適切な支援を図る体制を構築します。

第3節 豊かな心を育む人づくりの推進

家庭・学校・地域社会などの連携・協働を深めながら学校教育の充実を図り、確かな未来を築く人づくりを推進するとともに、社会情勢の変化に対応して、市民が生涯にわたって自主的、主体的に学ぶことにより自己実現を図りながら、気軽にスポーツ・レクリエーションや文化芸術に親しむ環境づくりを進めます。

— 1 学校教育の充実

「知・徳・体」の調和を図りながら、自ら学び、豊かな心を持ち、心身ともにたくましく生きる児童・生徒の育成を図るとともに、安全・安心が確保された学習環境の充実を図ります。

また、学校と家庭、地域が一体となり、地域に開かれた魅力ある学校づくりを進めるとともに

に、地域の意向を尊重しつつ、関係者と協議しながら、市立小・中学校の規模及び配置の適正化を図ります。

— 2 生涯学習の推進

市民自らが、いつでも、どこでも主体的に学び、その成果を生かすことができるよう、リカレント教育を始め、文化・芸術や生きがいづくりなどに関する多様な学習機会の充実や魅力的な学習プログラムの提供、学習活動の促進など、学習環境の充実と生涯学習施設・設備の適切な維持管理を図ります。

— 3 生涯スポーツの振興

市民が気軽に、生涯にわたってスポーツに親しむことができるよう、子どもから高齢者まで、それぞれのライフステージに応じた活動機会の提供や、スポーツ環境の整備・充実、指導者の育成などを図ります。各種スポーツイベントの開催やスポーツ合宿の誘致などにより、スポーツを通じた交流人口の拡大を図ります。

スポーツ施設の適切な維持管理と機能充実により、一層の利用促進を図ります。

— 4 地域の歴史・文化資源の継承

恵まれた自然や風土、郷土の歴史・文化の素晴らしさを再認識し、地域に根ざし受け継がれてきた貴重な歴史・文化資源の保存・活用を図るとともに、市民の文化活動を積極的に支援し、ユネスコ無形文化遺産を始めとする世界に誇れる地域行事の魅力を広く発信しながら、歴史・文化の継承を促進します。

歴史・文化の継承に当たっては、地域の宝として住民の手によって守り伝えられてきたことから、地域とともに担い手の確保と育成を図ります。

第4節 潤いに満ちた快適な生活環境の創造

地域資源を生かした産業振興、「人・モノ」の交流の促進などに資するため、港湾と関連道路の一体的整備を進めながら、大船渡港を中心とした交流機能の向上を図り、安心・安全が確保され、快適で利便性の高い生活環境づくりを推進します。

— 1 適正な土地利用の推進

当市の他に誇れる自然景観や資源を生かしながら、限られた土地の有効活用を図るため、全市的な視点から秩序ある土地利用を進めるとともに、農地や都市計画、災害危険区域などの土地利用区分に応じて適切に維持管理されるよう開発の指導や誘導を行います。

旧大船渡総合公園整備計画予定地や、東日本大震災後に市が買い取った土地（移転元地）及びその周辺、大船渡駅周辺など、低未利用地の利活用を促進します。

— 2 良好な生活空間の創造

市民生活の基盤となる生活道路や上水道、良質な住環境、公園・緑地の整備・活用などを進めるとともに、情報通信基盤の整備を促進することにより、良好な生活空間の維持を図ります。

人口減少の進行や、東日本大震災後に生じた住宅用地の拡大等により、空き家等の増加が懸念されており、その適切な管理や利活用の促進により、地域の生活環境の保全や移住・定住の

促進を図ります。

— 3 交通・港湾物流ネットワークの充実

市内外との交流を促進するため、本市と県内陸部を結ぶ幹線道路ネットワークの強化を促進するとともに、公共交通機関の利便性の維持・確保を図ります。

港湾物流ネットワークの充実に向け、I L Cの誘致状況を注視しながら永浜・山口地区港湾整備を促進し、港湾機能の拡充及び周辺道路環境の利便性向上を図るとともに、官民一体となったポートセールスを積極的に展開して、大船渡港の利用促進を図ります。

第5節 やすらぎある安全なまちづくりの推進

地震や津波、台風、豪雨などの自然災害や交通事故、犯罪などから市民の生命・財産を守るため、東日本大震災で得られた教訓などを踏まえた防災体制を構築するとともに、交通事故や犯罪などに対する市民一丸となった取組を進め、やすらぎある安全な暮らしの実現を図ります。

— 1 自然災害対策の推進

地震や津波、洪水など、あらゆる自然災害から市民の生命・財産を守るため、東日本大震災での経験を生かしながら、防災施設・設備の充実や洪水・土砂災害対策の推進を図るとともに、防災訓練の実施や自主防災組織の育成などにより、市民の防災意識の高揚と地域防災体制の強化を図り、ハード・ソフトを組み合わせ、多重防災型の対策を推進します。

また、様々な自然災害の歴史と教訓を学べるよう、市内全域で防災学習ネットワークを構築し、震災の記録と記憶の伝承を推進します。

— 2 市民生活に身近な安全の確保

施設・設備の充実などにより消防及び救急・救助体制の充実を図ります。

交通事故から市民を守るため、関係機関・団体と連携しながら、交通安全教育の推進、交通安全運動の積極的な展開などを通じて、交通安全意識の啓発とマナーの向上を図るとともに、交通安全施設の計画的な整備を進めます。

犯罪のないまちづくりや消費生活トラブルの未然防止を図るため、防犯意識の啓発や市民を主体とした防犯活動の強化、大船渡市消費生活センターを中核とした的確な情報提供と相談体制の充実を図ります。

第6節 自然豊かな環境の保全と創造

本市の豊かな自然環境や四季折々の美しい景観の継承を図るとともに、身近な地域の環境保全を図る環境共生型の暮らしを定着させながら、地球温暖化を防止するための脱炭素社会の形成を図ります。

— 1 生活環境の保全

環境に配慮した暮らしを実践するため、環境汚染の発生源対策や未然防止を図り、自然と共生したまちづくりを進めるとともに、環境問題に対する市民意識の高揚を図ります。

地球温暖化の進行に対応した脱炭素の社会づくりに向けて、再生可能エネルギーの推進を図ります。

— 2 自然環境の保全

市民生活に潤いをもたらす河川や海域の環境保全に向け、水質などの定期的なモニタリングや公共下水道を始めとする污水处理施設・設備の整備を進めるとともに、自然と共生する暮らしの実現に向けて自然愛護意識の啓発や自然環境保全活動の推進を図ります。

— 3 廃棄物処理対策の推進

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできるだけ低減するため、廃棄物の発生抑制や再利用、再生利用を促進する取組を進めるとともに、ごみ減量化やリサイクルなどに対する市民意識の高揚を図ります。

また、し尿や浄化槽汚泥を適正に処理するとともに、処理汚泥のリサイクルを進めます。

第7節 新たな時代を切り拓く行政経営の確立

人口減少や少子高齢化の進行、復興需要の収束による地域経済への影響、新型感染症による生活様式の変容など、当市を取り巻く多様な変化に柔軟かつ的確に対応するため、長期見通しを踏まえた健全な財政運営を基本に、限られた資源を最大限に活用した行財政経営、市民の市政参画及び広域連携を推進しながら、自主的かつ主体的なまちづくりを進めます。

— 1 市民参画の拡充

市民の多様な意見を市政に反映させるため、懇談会、ワークショップ等を開催し、市政への参画を促進します。

市広報紙を始めとした多様な広報媒体を通じて市民に対して積極的に行政情報を提供し、市政の「見える化」を進めます。

— 2 質の高い行財政運営の推進

市民の視点に立ちながら、ICTの積極的な導入を始めとした効率的で効果的な行政運営を推進するとともに、職員一人一人のコスト意識を一層高め、将来世代に過重な負担が生じることがないように、安定的な収入確保と経費削減などに努めながら、計画的な財政運営を図ります。

また、公共施設等総合管理計画に基づいて、計画的かつ効率的な施設の維持管理・更新を進めます。

— 3 広域・大学連携の推進

三陸沿岸道路の延伸により日常生活圏や経済圏が拡大しており、広域的な課題の解決に向け、気仙広域圏はもとより、関係自治体と連携して取り組みます。

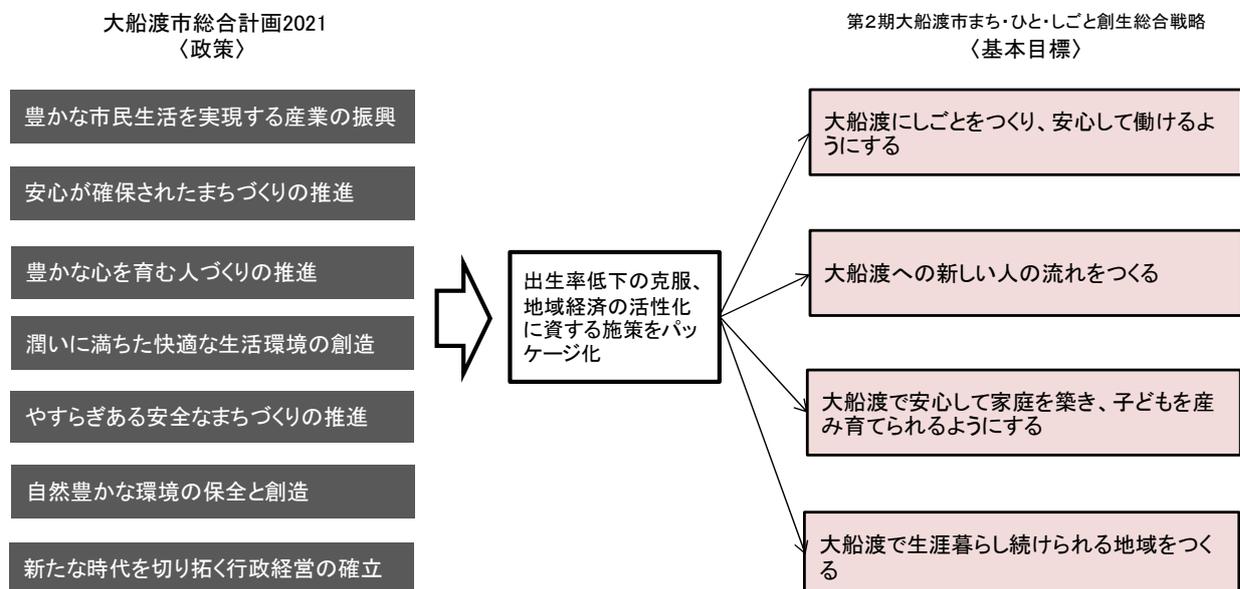
また、東日本大震災を契機として、全国の大学等との結び付きが生まれたことから、大学等の知を生かして地域課題解決につなげるとともに、交流の深化による地域の活性化に資するよう大学との連携に取り組みます。

第8章 重点プロジェクト

当市の将来都市像「ともに創る やすらぎに包まれ 活気あふれる 三陸のにぎわい拠点 大船渡」を実現していくためには、喫緊の重要課題である人口減少に一定の歯止めをかけ、持続可能な地域づくりに資する取組を進めていくことが肝要であることから、「第2期大船渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を重点プロジェクトに位置付けます。

「第2期大船渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、七つの政策分野からなる「大船渡市総合計画」に掲げる施策の中で、とりわけ出生率低下の克服と、当市の基幹産業である水産業を中心に、地域経済の活性化を図る上で即効性が高いものや、国の地方創生の考え方に深く関わると考えられるものを選定し、「大船渡にしごとをつくり、安心して働けるようにする」を始め、四つの基本目標ごとに政策パッケージとして組み合わせ、具体的かつ戦略的に推進するものです。

図—総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略の関連



第1節 大船渡にしごとをつくり、安心して働けるようにする

大船渡市で安心して働けるようにするため、次の施策に取り組み、働く場の確保と働きたい場の創出を図ります。

1 水産・食産業の競争力強化

(1) 水産加工原魚等確保安定化プロジェクト

加工原魚等の確保に向けた取組強化を図るため、新たな養殖等に係る情報収集、情報交換の場の開催、資源確保に向けた意識啓発、実証試験などに取り組みます。

(2) 漁業担い手育成・総合サポートプロジェクト

新たな就業者を確保し、収益性の高い漁業モデルを構築するため、PR活動の展開、短期移住プログラムや空き家対策等と連動した体験受入れ、補助金交付などに取り組みます。

(3) 技術応用・生産性向上推進プロジェクト

現行の生産工程に対する省力化や自動化、事業者間の設備共有、新たな商品づくりを推進するため、研究や情報収集、それらの支援などに取り組みます。

(4) ナマコ多用途利用ビジネス創出プロジェクト

ナマコの多用途利用やブランド化を図るため、事業者間の連携促進や商品開発、販路開拓の支援などに取り組みます。

(5) ウニ蓄養事業化プロジェクト

ウニ蓄養の事業化への道筋をつけるため、ウニ用飼料の開発支援、体制構築に向けた検討などに取り組みます。

— 2 臨海型産業の誘致による産業集積の推進

(1) 港湾物流ネットワーク構築プロジェクト

新規荷主企業の発掘・強化による港湾貨物取扱量の増大を図るため、ポートセールスやポートセミナーの開催、コンテナ用上屋倉庫の利活用などに取り組みます。

(2) 企業立地促進プロジェクト

企業立地を促進するため、利用可能な産業用地の把握、製造業や運輸業を中心とした誘致活動、市内企業等の事業拡大による工場等増設の支援などに取り組みます。

(3) I L C誘致・実現推進プロジェクト

I L Cアクションプランに基づく取組を展開するため、プランの理解醸成、関係機関等への要望活動、講演会、出前授業・講座の開催などに取り組みます。

〔I L Cアクションプラン 分野別将来像〕

○港湾・物流・道路——「世界と岩手をつなぐ海の玄関口 国際港湾都市」

I L Cに関する物流や交流の拠点、世界と岩手とをつなぐ海の玄関口として、多角的な物流ハブを備えた国際港湾都市の形成を図ります。

○産業——「ポテンシャルを生かした新産業の創出により発展・進化するまち」

当市のポテンシャルや地域資源を生かしながら、I L Cから派生する技術、人などを地域産業とマッチングし、新たな産業の創出を促すことなどにより、発展・進化するまちを目指します。

○観光・交流——「多くの人々から『選ばれるまち』」

物流拠点であることを生かし、多方面に当市の「食」や観光に関する魅力・特色を積極的にアピールし、「関わり」の機会を増やすことにより、多くの人々が集い、交流する「選ばれるまち」を目指します。

○生活・居住・滞在——「多彩な人々を受け入れながら広域生活圏を拡大」

I L C実現を契機として、様々な人々を受け入れながら、気仙地域と県南地域の連携を軸とした広域生活圏を形成します。

○医療・教育・社会——「多くの人々が未来を切り開くことができるまち」

生活者、来訪者双方の視点から安心できるまちであるとともに、多くの人々がI L Cの恩恵と財産を生かしながら、未来を切り開くことができるまちづくりを進めます。

— 3 新産業創出と起業・第二創業支援

(1) スタートアップ応援プロジェクト

起業や第二創業を促進するため、地域金融機関等と連携した伴走型支援、起業に関する無料相談会の開催、情報発信などに取り組みます。

(2) 次世代産業人材輩出プロジェクト

企業の新事業創出や起業への意識醸成のため、商工会議所等と連携した人材育成プログラムの提供、大学と連携したビジネスモデル作成支援講座の開設などに取り組みます。

(3) 新商品・新事業チャレンジプロジェクト

水産流通加工業等において新たな原材料を基にした商品開発を推進するため、6次産業化支援事業補助、大学との共同研究に対する支援などに取り組みます。

(4) 三陸マリアージュ創出・展開プロジェクト

地元事業者と首都圏飲食店・小売店の取引につなげるため、ニーズや流通ルートの調査、直接の訪問提案、新たな流通システムの構築などに取り組みます。

(5) 地場産業高度化・人材育成プロジェクト

I T活用を推進するため、産学官地域課題研究会の立ち上げ、I T活用型改善策の実証活動、プログラミング力向上に向けた研修などに取り組みます。

(6) ワインぶどう産地化プロジェクト

ワインぶどうの産地化のため、農地拡大等の生産体制の整備、イベント開催、飲食店との連携、ワインツーリズムなどに取り組みます。

(7) 夏イチゴ産地化プロジェクト

夏イチゴの産地化のため、施設営農リーダー人材の確保・育成、加工品研究会の設立によるイチゴ商品の展開、体験農園的な利用についての検討などに取り組みます。

(8) 椿総合産業化プロジェクト

椿油に加えて、花・葉・枝等も含めた椿の総合的な商品化のため、民間主導の椿実収穫への転換、椿苗木生産体制の整備などに取り組みます。

(9) 未利用・低利用資源活用プロジェクト

新たな未利用資源の活用を検討するため、生産者や事業者と連携した調査研究、素材の入手、工場見学による観光化などに取り組みます。

— 4 新しい働き方の推進と地域産業人材の育成

(1) 若者地元定着プロジェクト

地元就職や将来的なUターンの意識醸成を図るため、中学生を対象としたキャリア教育、高校生を対象とした事業所見学会、各種セミナーの開催などに取り組みます。

(2) 労働力ベストミックスプロジェクト

就労機会の拡充や就労支援、離職対策を図るため、女性等就業相談員の配置、職業訓練や資格取得の支援、多様な働き方の周知、助成制度の活用などに取り組みます。

(3) 新しい働き方普及促進プロジェクト

新しい働き方の普及促進を図るため、I Tスキルの習得や新しい働き方を体験してもらう機会の創出、情報発信などに取り組みます。

第2節 大船渡への新しい人の流れをつくる

大船渡市への新しい人の流れをつくるため、次の施策に取り組み、交流人口の拡大と移住・定住の促進を図ります。

— 1 多様な主体による交流人口の拡大

(1) 大船渡観光情報発信強化プロジェクト

観光に関する情報発信を強化するため、発信方法の検討、宿泊事業者や飲食店・小売店等のサイトとの連動性向上、即時性の高い情報発信の体制整備などに取り組みます。

(2) 大船渡の「食」満喫プロジェクト

大船渡の「食」をより楽しんでもらうため、飲食店のマップ作成、情報発信サイトの効果検証、新たなメニュー開発などに取り組みます。

(3) 碁石海岸観光拠点化推進プロジェクト

碁石海岸の観光拠点化を図るため、碁石海岸インフォメーションセンターを中心とした誘客促進、土産品等の地元産比率向上などに取り組みます。

(4) 椿の里おおふなと拠点形成推進プロジェクト

椿の観光利用や産業化のため、椿油搾油体験等の展開、碁石海岸にある観光施設等との連携などに取り組みます。

(5) スポーツ交流拠点形成推進プロジェクト

地元チームの競技力向上、宿泊や買い物等による観光展開を図るため、スポーツを中心とした合宿や大会、練習試合等の誘致、市内観光のパッケージ化などに取り組みます。

(6) スポーツ・アクティビティ体験型交流創出・展開プロジェクト

スポーツ・アクティビティ事業を展開するため、甬嶺復興交流推進センターの活用、地域観光情報プラットフォームの構築、ローカルツアーの造成などに取り組みます。

(7) 三陸広域観光連携プロジェクト

交流人口の拡大、インバウンドの対応強化を図るため、広域団体や近隣市町村との連携、外国客船の誘致、訪日外国人向けの情報発信などに取り組みます。

— 2 関係人口の拡大と移住・定住の促進

(1) 都市・大学相互交流推進プロジェクト

連携協定等を締結している自治体や大学等との関係を強化するため、大学との共同研究、地区活動への参加促進、滞在拠点の確保などに取り組みます。

(2) 大船渡まるごと生活体感プロジェクト

市への移住を促進するため、短期移住プログラムの提供、農業を入口として地区と移住を考える人をつなぐ仕組みづくり、空き家の活用やリフォームに関する支援などに取り組みます。

第3節 大船渡で安心して家庭を築き、子どもを産み育てられるようにする

大船渡市で安心して家庭を築き、子どもを産み育てられるようにするため、次の施策に取り組み、結婚から子育てまでの一貫した支援体制を構築します。

— 1 若い世代の希望をかなえる出会いと結婚支援の展開

(1) 出会いと結婚応援プロジェクト

仕事や結婚、子育て等について考える機会の提供や結婚を希望する人へのサポートを行うため、社会人サークルによる出会いの場づくり、結婚サポート宣言事業所の認定などに取り組みます。

— 2 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援と子育てしやすい環境の創出

(1) 妊娠・出産応援プロジェクト

産前・産後サポート、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及のため、相談対応や訪問指導、妊婦健康診査、妊産婦医療費に対する助成などに取り組みます。

(2) 子育て支援・交流拠点強化プロジェクト

子育ての悩みや不安を軽減するため、子育て支援サイトへの情報掲載、異年齢児交流や世代間交流、専門的な立場からの相談や支援などに取り組みます。

(3) まちごと子育て応援プロジェクト

まち全体で子育てを応援するため、子育て協力店の認定及び表示普及、子ども見守り拠点（キッズスペース）の設置などに取り組みます。

第4節 大船渡で生涯暮らし続けられる地域をつくる

大船渡市で生涯暮らし続けられるようにするため、次の施策に取り組み、互いに支え合う地域づくりを推進します。

— 1 協働で誰もが活躍できるまちづくりの推進

(1) 地区協働基盤構築プロジェクト

主体的な地域づくり活動を促進するため、地区を単位として将来構想を定める地区づくり計画の作成、地区外の市民活動団体や短期移住者等との交流促進などに取り組みます。

(2) 市民活動連携促進プロジェクト

市民活動団体等の活動拡大、団体間及び地区との連携促進を図るため、市民活動支援センターの中間支援機能強化、活動資金の確保に向けた支援強化などに取り組みます。

— 2 持続可能なまちづくりの推進

(1) 持続可能な都市形成プロジェクト

市域全体での都市機能を維持するコンパクトなまちづくりを推進するため、立地適正化計画の策定や公共交通の構築など、持続可能な都市づくりに取り組みます。

(2) 環境共生行動推進プロジェクト

地球環境に配慮した環境共生型の暮らしを実現するため、再生可能エネルギーの導入促進、分別によるリサイクル推進、温暖化ガスの排出量低減などに取り組みます。

第9章 総合計画とSDGsとの関わり

第1節 総合計画とSDGsとの関連

SDGs（持続可能な開発目標）とは、発展途上国と先進国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標であり、2015年の国連持続可能な開発サミットで全会一致で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている、2016年から2030年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（No one will be left behind）社会の実現を目指し、経済・社会・環境の諸問題を統合的に解決することの重要性が示されています。

SDGsの達成に向けた取組は、様々な課題の解決に貢献し、持続可能で自立した地域社会の構築につながることから、当市においても、SDGsの理念や17のゴールを踏まえながら、総合計画の推進・取組の展開を図ります。

SDGsに掲げる17のゴール	
目標1 貧困をなくそう	目標10 人や国の不平等をなくそう
目標2 飢餓をゼロに	目標11 住み続けられるまちづくりを
目標3 すべての人に健康と福祉を	目標12 つくる責任つかう責任
目標4 質の高い教育をみんなに	目標13 気候変動に具体的な対策を
目標5 ジェンダー平等を実現しよう	目標14 海の豊かさを守ろう
目標6 安全な水とトイレを世界中に	目標15 陸の豊かさも守ろう
目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	目標16 平和と公正をすべての人に
目標8 働きがいも経済成長も	目標17 パートナリーシップで目標を達成しよう
目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう	

第2節 施策の大綱とSDGsとの関連

この計画に掲げる七つの施策の大綱と、それを通じて達成しようとするSDGsの17のゴールとの関連は次表のとおりです。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS	大綱1 豊かな市民生活を実現する産業の振興	大綱2 安心が確保されたまちづくりの推進	大綱3 豊かな心を育む人づくりの推進	大綱4 潤いに満ちた快適な生活環境の創造	大綱5 やすらぎある安全なまちづくりの推進	大綱6 自然豊かな環境の保全と創造	大綱7 新たな時代を切り拓く行政経営の確立
1 貧困をなくそう 	○	○	○				
2 飢餓をゼロに 	○	○					
3 すべての人に健康と福祉を 		○			○	○	
4 質の高い教育をみんなに 	○	○	○				
5 ジェンダー平等を実現しよう 	○	○	○				
6 安全な水とトイレを世界中に 				○		○	
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 						○	
8 働きがいも経済成長も 	○			○			○
9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	○			○		○	○

	大綱 1 豊かな市民生活を実現する産業の振興	大綱 2 安心が確保されたまちづくりの推進	大綱 3 豊かな心を育む人づくりの推進	大綱 4 潤いに満ちた快適な生活環境の創造	大綱 5 やすらぎある安全なまちづくりの推進	大綱 6 自然豊かな環境の保全と創造	大綱 7 新たな時代を切り拓く行政経営の確立
10 人や国の不平等をなくそう 	○	○	○				
11 住み続けられるまちづくりを 	○	○	○	○	○	○	○
12 つくる責任 つかう責任 	○			○		○	
13 気候変動に具体的な対策を 	○				○	○	
14 海の豊かさを守ろう 	○			○		○	
15 陸の豊かさを守ろう 	○			○		○	
16 平和と公正をすべての人に 		○			○		○
17 パートナーシップで目標を達成しよう 	○	○	○	○	○	○	○

第2編

前期基本計画

- 大綱 1 豊かな市民生活を実現する産業の振興
- 大綱 2 安心が確保されたまちづくりの推進
- 大綱 3 豊かな心を育む人づくりの推進
- 大綱 4 潤いに満ちた快適な生活環境の創造
- 大綱 5 やすらぎある安全なまちづくりの推進
- 大綱 6 自然豊かな環境の保全と創造
- 大綱 7 新たな時代を切り拓く行政経営の確立

大綱 1

豊かな市民生活を実現する産業の振興

- 施策 1 地域活力を担う水産業の振興
- 施策 2 地域特性を生かした農林業の振興
- 施策 3 にぎわいあふれる商業・観光の推進
- 施策 4 地域経済を支える地場企業の振興
- 施策 5 雇用の創出と安定

施策の大綱（政策） 1 豊かな市民生活を実現する産業の振興



1 地域活力を担う水産業の振興



(1) 現状

当市では、世界有数の漁場に面し、豊かな水産資源とリアス海岸の地形を生かして、沿岸域では養殖漁業や採介藻漁業、周辺海域や沖合では定置網漁業や漁船漁業などが幅広く営まれており、水産業は当市の基幹産業として地域経済を支え、「水産のまち 大船渡」として知名度アップにも大きく貢献しています。

主な現状は次のとおりです。

- 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化の両立を柱とする「水産政策の改革」の具現化に向けて改正漁業法が令和2年12月1日に施行され、資源管理措置、漁業許可、免許制度等の漁業生産に関する基本的制度が一体的に見直されています。
- 海洋環境の変化等により、水揚げされる魚種に変化が生じているほか、推定資源量が低い水準にある魚種が多いことから、国や県に適切な水産資源管理について要望するとともに、漁業協同組合が行うアワビ種苗放流、サケ・ヒラメの稚魚放流事業への継続支援や、磯焼け対策として藻場の再生活動等への支援等を実施していますが、漁業資源の確保・増大は厳しい状況にあります。
- 漁業経営の高度化や収益性の高い操業体制の実現に向け、浜の活力再生プラン、地域再生営漁計画に基づいた、各漁業協同組合による取組を支援しています。また、関係機関と連携し、養殖漁場の栄養塩調査のほか、ノロウイルス検査や貝毒検査等に対して支援するとともに、漁業共済掛金の補助や、漁業近代化資金への利子補給を実施しています。
- 担い手の確保に向け、大船渡市漁業就業者確保育成協議会が策定した「漁業担い手確保・育成ガイドライン」に基づき、ホームページや新規漁業就業ガイド等による情報発信を行いながら、漁業就業を望む人材の誘致から受入れ、就業、定着に至るまで一貫したサポート体制を構築しています。
- 漁業生産活動の拠点である漁港施設、海岸保全施設の復旧工事は、令和2年度中に全て完了する予定です。また、漁村環境の改善に向けて、越喜来地区で実施してきた漁業集落環境整備事業は令和元年度に完了し、今後は綾里地区で事業を進めていく予定です。
- 水産物の付加価値を高めるため、大船渡市魚市場を核として岩手県高度衛生品質管理地域の認定を受け、高品質な大船渡産水産物の周知を図っているほか、船主への訪問等による漁船誘致活動を継続的に実施して魚市場への水揚げ増強に努めています。また、転入した水産加工従業者のための宿舍整備を支援しています。

(2) 課題

- ・水産業を持続させるための水産資源確保・海洋環境保全
- ・漁家及び漁業協同組合の経営安定化
- ・人材育成（担い手とリーダーの確保・育成）

- ・水産基盤の有効活用と適切な維持管理
- ・大船渡市魚市場への水揚げ強化による加工原魚の安定供給
- ・競争力を高めるための地域水産物の付加価値向上

(3) 施策の目的と成果目標

対象	意図	成果指標 (取得方法)	単位	実績値		目標値
				H30	R1	R7
漁業者	所得を増やす。	水産業総生産額 (市民所得推計)	百万円	4,281 (H28)	5,032 (H29)	5,032

注) 実績値 H30 及び R1 は平成 30 年度及び令和元年度に把握した、また、目標値 R7 は令和 7 年度に把握する、それぞれ直近の数値。以下同様。

(4) 基本事業

①持続可能な漁業の推進

- 漁業資源を効率的かつ持続的に利用するため、科学的で合理的な水産資源の管理について、国や県に対して働きかけます。
- アワビの種苗放流やサケ、ヒラメの稚魚放流事業など、つくり育てる漁業を推進するとともに、資源の適切な管理を推進し、漁業資源の確保に努めます。
- 漁業者等が行う磯焼け対策や河川の環境保全など、水産業・漁村の持つ水産多面的機能の発揮に資する活動に対して支援し、水産業の再生・漁村の活性化を図ります。

②漁業経営の安定支援

- 浜の活力再生プラン及び地域再生営漁計画に基づく漁業経営の高度化、効率化を図る取組とともに、省力化・省エネに向けた資機材の導入や I C T の活用など、収益性の高い操業体制の実現に向けた取組などを支援します。
- 漁家の経営安定化を図るため、漁業共済への加入を促進し、助成を継続するとともに、市内の各漁業協同組合の経営基盤強化や施設整備を支援します。
- 大船渡市漁業就業者確保育成協議会と連携し、新規漁業就業者の受入れと定着を促進するとともに、地域のリーダーとなる人材の育成支援、小中学生等の漁業体験や水産教室等の活動の充実を図ります。
- 漁獲物の水揚げを始めとする漁業生産活動の拠点であり、漁業者の交流の場でもある漁港施設等の機能強化と適切な管理に努めます。
- 快適で潤いのある漁業集落形成のため、集落排水施設や集落道、広場など生活環境の基盤整備を推進します。
- 漁業経営安定化のため、新たな養殖種の導入の可能性について調査・研究を行うとともに、漁業協同組合等が取り組む新規養殖の実証実験を支援します。

③水産加工・流通機能の強化

- 積極的な漁船誘致活動を実施し、三陸沿岸の水揚げ拠点施設である大船渡市魚市場への水揚げ増強を図ります。
- 水揚げ魚種の変化に対応した加工体制の強化、未利用・低利用な地域資源を活用した高付加価値の水産加工品開発やブランド化、販路の開拓、I C T の活用などの取組を推進します。
- 水産加工業の H A C C P 取得を支援し、地域水産物の衛生管理レベルの向上を推進します。
- 転入した水産加工従業者のための宿舍整備や女性従業者の労働環境の改善を支援します。



2 地域特性を生かした農林業の振興

(1) 現状

当市の農業は、典型的な中山間地域の下で展開されてきた複合型農業であり、従事者の減少や高齢化による労働力の低下、所得の低迷、耕作放棄地の増大など、農業を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。

また、林業においては、長期にわたる木材価格の低迷、林業従事者の高齢化や他産業への流出等により、生産活動が停滞する厳しい状況にあり、間伐等の施業や伐採後の植林が行われない森林が増加するなど、森林の機能低下が懸念される状況となっています。

主な現状は次のとおりです。

- 農業・農村の多面的機能の維持に向けて、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動に交付金を交付し、活動を支援しています。
- 担い手の育成・確保に向けて、農業体験や農作業体験学習等を展開しているものの、高齢化等により認定農業者が減少傾向で、新規就農者も増加していない状況です。
- 吉浜地区においては、農地中間管理機構を活用した農地の集約化を図っています。
- 東日本大震災により被災した土地を利用して、民間事業者による大規模園芸施設でのトマトや、生産・担い手育成拠点施設でのイチゴの生産など、施設型・周年生産型農業が行われています。
- 道の駅さんりくや五葉温泉などで直売が行われるとともに、岩手県主催の「地域の味の伝承会」などへの参加により伝承活動に努め、地産地消に向けた取組を進めています。
- シカ・ハクビシン等の野生鳥獣被害対策として、防護網の配布や電気柵資材購入への助成のほか、ICTを活用しながら鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲を実施しています。
- クマ・サルによる被害の拡大に対応し、音出しによる追い払いや、クマ出没場所へのわなの設置・捕獲などを実施しています。
- 市の花である椿を活用した椿油の産地化を図るため、遊休農地等への椿の植栽を行うとともに、市民への呼び掛けによる椿の実集めや、小中学生への椿学習などを実施しています。
- 林業については、再生林の積極的な実施や林道の整備、住宅建築等の地域材利用促進に向けた補助事業を実施しているほか、関係機関・団体等と連携しながら、マツクイムシやナラ枯れ被害の防除対策を実施しています。
- 適切な経営管理が行われていない私有林については、新たな森林経営管理制度に基づき市が仲介役となり意欲ある経営体に集積するとともに、それができない森林を市が直接管理するなど、森林環境譲与税を活用した森林の適切な管理と林業の成長産業化に向けた取組を進めています。

(2) 課題

- ・新たな形態の農業や「稼げる農業」の振興による農業の魅力向上
- ・農業の担い手不足の解消
- ・鳥獣被害対策・植林被害対策の推進
- ・営農・林産施設の適切な維持管理
- ・森林環境譲与税の活用による山林の適切な維持管理

(3) 施策の目的と成果目標

対象	意図	成果指標 (取得方法)	単位	実績値		目標値
				H30	R 1	R 7
農業者 林業者	所得を増やす。	農業総生産額(市民所得推計)	百万円	1,845(H28)	1,913(H29)	2,073
		林業総生産額(市民所得推計)	百万円	441(H28)	362(H29)	362

(4) 基本事業

①魅力ある農業の推進

- 日本型直接支払交付金制度を活用しながら、集落営農の活動支援を行い、農業生産を通じて農地の多面的機能の維持に努めます。
- 安定的な農業生産を図るため、農道やほ場、用水路の整備を進めます。
- 農地中間管理機構を活用しながら、農地の集積・集約化により、有効利用を進めます。
- 地域特性を生かした施設型・周年生産型農業を推進するとともに、省力型作物の導入を進めます。
- 農畜産物の6次産業化などにより、農家所得の向上を図るとともに、産直組織の運営支援に努めます。
- 補助事業や制度資金の活用により、農畜産業の経営安定と生産拡大を図ります。
- 農業の担い手確保を図るため、認定農業者の確保・育成に努めるとともに、新規就農希望者への技術指導などの支援、相談・指導体制の充実を図ります。
- 小中学生や一般市民による農業体験学習・研修機会の充実に努めます。
- 耕作放棄地などへの椿の植栽や椿の実を回収する取組などを全市的に展開することにより、椿油を活用した新たな産業の創出を支援します。
- シカやクマ、サルなどによる食害を防止するため、関係機関・団体と連携し、有害捕獲や追い払いなどを実施するとともに、防護網や電気柵の設置を支援します。また、集落ぐるみの鳥獣被害防止の研修を行い、地域と一体となった被害防止対策に努めます。
- サルについては、ICTを活用した生態の調査を進めるとともに、被害対策の先進事例等を参考とし、より効果的な被害防止対策の導入を図ります。
- 有害捕獲等に従事する大船渡市鳥獣被害対策実施隊の強化充実に努めるとともに、隊員の確保育成のため、新規狩猟免許取得を支援します。

②林業の活性化

- 森林経営計画の策定による計画的な森林整備や伐採後の再造林等を推進し、森林所有者の行う森林整備活動を支援します。
- 森林所有者が経営管理を放棄した人工林について、森林経営管理制度を活用し、適切な森林整備による水源涵養や土砂流出防止など公益的機能の維持・増進を図ります。
- 生産基盤である林道や作業道の整備を実施し、造林、下刈、伐採などの作業環境の改善及び負担低減を図ります。
- マツクイムシやナラ枯れ等森林病虫害の被害拡大を防止するため、関係機関と連携しながら薬剤の樹幹注入や伐倒くん蒸処理などを実施します。
- 地域材の利用促進を図るため、住宅の新築や増改築への利用普及に努めるとともに、バイオマス燃料としての有効活用を推進します。
- 森林に親しむ機会を提供するため、植樹祭の開催や森林総合利用施設の利用促進を図ります。



3 にぎわいあふれる商業・観光の推進

(1) 現状

当市の商業施設は、盛駅や大船渡駅周辺、猪川・立根地区を中心とする国道45号沿い、赤崎地区周辺の主要地方道大船渡綾里三陸線沿いに集積しています。震災後、JR大船渡駅周辺地区において、土地区画整理事業や津波復興拠点整備事業が実施され、官民協働によるまちづくりを進め、令和元年には国の「みなとオアシス」への登録を果たすなど、中心市街地の再構築に取り組んできました。

観光においては、豊かな観光資源や食材を生かし、各種イベントの開催や客船の誘致等を通じて、交流人口の拡大を図るとともに、復興支援をきっかけとした関係人口の拡大などに取り組んできました。

主な現状は次のとおりです。

- 大船渡駅周辺地区では、大船渡駅周辺地区官民連携まちづくり協議会において決定したまちづくり方針にのっとり、まちづくり会社を中心としたエリアマネジメントの取組支援や、心地よく魅力ある市街地景観形成に向けた景観事前協議などの取組を行っています。
- 商業者の経営の安定化を図るため、制度融資の周知を行うとともに、市内経済の動向や、市内事業所の現状等について関係機関・団体と情報共有を図り、連携して各種支援事業の活用を図っています。
- 大船渡基石海岸観光まつりや三陸・大船渡夏まつりなど、年間を通じたイベントの開催やクルーズ客船の招致、旅行代理店への営業活動、三陸復興国立公園協会や三陸ジオパーク推進協議会等の広域団体への参画により、観光誘客を図っています。
- 平成30年度から国際交流員を配置するとともに、大船渡市観光物産協会等と連携し、外国人受入体制整備に関するセミナーの実施や多言語ルートマップ作成、外国人観光客向けの観光ルート造成などに取り組んでいます。
- 観光施設や養殖漁業者、農家、企業等と連携し、体験メニューの充実を図るとともに、三陸鉄道が運行する震災学習列車等を観光資源として活用し、教育旅行などの団体旅行の誘致に取り組んでいます。
- ホームページや各種イベント等の機会を活用して、当市の魅力を発信するとともに、市PRキャラクター「おおふなトン」や、さかなグルメの取組から生まれた「秋刀魚武士」を介して、当市の知名度やイメージの向上に取り組んでいます。
- さかなグルメのまち大船渡実行委員会の主催により、市内飲食店と連携し、通年提供するメニューの創出を目指し「さんまグルメ」フェアを実施するとともに、市内小中学校の協力を得て、大漁旗コンテストやさんまレターの取組を行い、さんまのまち大船渡のPRを図っています。
- 大船渡市観光物産協会と連携し、東京都内での物産展や市内での商談会開催を支援しているほか、民間事業所と大学などが連携して特産品の開発を行っています。

○宇宙関連施設を有する4市2町と当市の間で、子ども留学交流や物産展への相互出店による経済交流等の銀河連邦友好交流事業を行うとともに、平成28年に友好都市協定を締結した山形県最上町との間で産業まつりにおける相互出店や、コース・郷土芸能等の民間団体の交流を行っています。

(2) 課題

- ・商業地の魅力創出と振興
- ・通過型観光から滞在型観光への転換
- ・市内を中心とした周遊と滞在長期化に向けた広域観光の推進
- ・観光客のニーズに応じた情報発信の充実
- ・特産品の新商品開発や販路拡大
- ・多様な分野での都市間交流の継続と深化

(3) 施策の目的と成果目標

対象	意図	成果指標 (取得方法)	単位	実績値		目標値
				H30	R1	R7
事業者 観光客	所得を増やす。 大船渡市を訪れ、消費 する。	年間商品販売額 (商業統計調査・経済センサス 活動調査)	百万円	101,495 (H28)	-	110,629
		観光客年間入込数 (観光推進室業務取得)	千人	697	789	817

(4) 基本事業

①活気あふれる商業地の形成支援

- 大船渡駅周辺地区において、引き続きまちづくり会社を中心としたエリアマネジメントの取組を支援するとともに、景観形成や公共施設の利活用を図る取組を実施し、広域的に集客を図ります。
- 市の中小企業振興事業費補助事業や国等の商店街支援事業の活用により、魅力ある商業機能の集積、商店街でのイベント開催などを通じて、商店街のにぎわい創出を図ります。
- 関係機関・団体と連携して、個店の魅力発信や経営力の向上を図るための研修会を開催するなど、活気ある店舗づくりを支援します。
- 空き店舗について、市のまちなか・商店街起業支援事業補助金や中小企業振興事業補助金の活用促進により利活用を図るとともに、商業機能以外の多様な活動の場としての有効活用を促進します。
- 商工会議所と連携して、事業者の経営の安定化を図るため、融資制度の周知を図り活用を促進するとともに、起業や第二創業、事業承継の支援により、市内経済の活性化を図ります。

②滞在型観光の推進

- さかなグルメのまち大船渡実行委員会や大船渡市観光物産協会等の関係団体、飲食店等

と連携して、地元食材や旬のメニューなど当市の「食」の魅力を情報発信することで、「さかなグルメのまち大船渡」の知名度向上と、「食」を目的として訪れるリピーターの増加を図ります。

- 海や山、三陸ジオパーク、みちのく潮風トレイル、みなとオアシスなどの豊富な観光資源を核として、食や震災学習、工場見学、BMXを始めとするスポーツ・アクティビティ等の体験メニューの充実と、旅行者が利用しやすい体制の構築を図ります。
- 観光地としての魅力を高めるため、気仙地域2市1町を始め、三陸沿岸等の広域団体との連携により観光ルートを形成し、団体旅行ツアーの商品化や客船入港時のオプションルツアーの造成につなげます。
- 四季折々の魅力を伝えるイベントの開催を通じて、観光客の誘致拡大を図ります。
- 海外プロモーションによる知名度の向上や外国人観光客の受入体制整備により、インバウンドを推進します。
- 大船渡市観光物産協会を始め、観光関連事業者と連携し、地域全体で観光客をもてなす新たな仕組みづくりに取り組みます。

③観光宣伝の充実

- 多様化する観光客のニーズに対応するため、パンフレットやインターネット等を活用した情報発信、碇石海岸インフォメーションセンターを始めとする観光案内機能の充実を図るとともに、国内外に向けた観光情報の発信を展開します。
- 市の観光情報を発信するホームページやSNSについて、宿泊業者や飲食店、体験メニュー提供者のサイトとの連動性を高め、各店舗の営業状況等を可視化するなど、即時性の高い情報を発信する体制の構築に努めます。
- SNSを始めとする広報媒体や宣伝機会の利活用、市のPRキャラクターの活用によるまちの魅力発信により、広く市内外へのシティプロモーションを推進するとともに、大船渡の知名度や大船渡ブランドのイメージ向上を図ります。

④特産品の販売力強化と販路拡大

- 大船渡市観光物産協会等と連携し、県内外で開催される物産展への出展や商談会の開催、インターネット販売の活用により地元特産品の一層の販路開拓・拡大に努めます。
- 東京都内の大船渡ふるさと交流センター・三陸SUNを拠点に、三陸産加工食品・飲料・酒類等の店頭販売を通じて蓄積した消費者動向に基づき、複数商品を組み合わせた「三陸マリアージュ」を首都圏内の飲食店や小売店に提案し、当市からの新たな流通ルートの基盤構築を支援します。

⑤都市間連携・交流の推進

- 銀河連邦や姉妹都市、連携協定を締結している自治体、さらには、復興支援の一環として職員派遣に応じていただいた自治体との交流を継続するとともに、その拡充を図り、交流人口の拡大に向けた取組を促進します。
- 復興支援活動などを通じて構築された民間での連携・交流を支援しながら、経済や人的交流の活性化による関係人口の創出・拡大を図るとともに、移住・定住を促進します。



4 地域経済を支える地場企業の振興

(1) 現状

第1編基本構想の第2章第4節で触れたとおり、産業分類別従業者数（総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査」（平成28年6月1日時点））を見ると、「卸売業、小売業」が全体の21.8%で最も多く、次いで「製造業」、「建設業」となっています。

製造品出荷額等を見ると、「窯業」が45.5%、次いで「食料品」が45.3%で、これら二つの業種で9割を占めています。

主な現状は次のとおりです。

- 市内の中小企業に対して、経営の安定化を図るための制度融資の周知や、経営指導等を行う中小企業相談所事業（主催：大船渡商工会議所）を支援しています。
- 地域経済に変化と活気をもたらす人材の育成に向け、関係機関と連携し、大船渡ビジネスプランコンテストや大船渡ビジネスアカデミー（主催：大船渡商工会議所）を開催しています。
- 産学官連携交流促進支援事業により、地場企業と北里大学・岩手大学との共同研究を支援することで、地場企業の研究開発機能の強化と技術力向上を図っています。
- 起業の動きを活性化させるため、個別相談・学びの場（セミナー）・資金支援など、それぞれのステージに応じた各種支援メニューを構築し、チャレンジできる雰囲気を作りながら、人と人とのつながりが発生しやすい起業機運の醸成を図っています。
- 国の地域経済循環創造事業交付金、地方創生推進交付金を活用し、ワインぶどう・未利用資源・ナマコ・夏イチゴ等の地域資源を活用する事業者への支援を通じて、地域内での事業者間連携の仕組みを構築し、事業の拡大を支援しています。
- 大船渡テレワークセンターでの地域IT人材の育成やIT企業等の誘致、大船渡ふるさと交流センターによる首都圏への販路開拓など、新たな事業を創出する取組を進めています。

(2) 課題

- ・地場企業の経営安定と産業振興
- ・挑戦志向型企业と人材の支援
- ・地域資源の産業振興への活用
- ・事業者連携によるデジタル化や共同化の推進
- ・産学官連携の支援

(3) 施策の目的と成果目標

対象	意図	成果指標 (取得方法)	単位	実績値		目標値
				H30	R 1	R 7
製造業者	製造品出荷額が増える。	製造品出荷額 (工業統計調査)	億円	674 (H28)	716 (H29)	745

(4) 基本事業

①地場企業の育成・経営支援

- 地場企業への訪問を通じて、あるいは関係機関・団体との連携を密にしながら、企業活動の現状やニーズの把握に努め、必要な施策の実施について検討するとともに、規制緩和や新制度の創設など、国・県にも支援を働きかけます。
- 関係機関・団体と連携して、企業経営者を対象とした各種研究会や講座の開催などを通じて、国・県などの各種支援制度や先進事例の情報提供に努めます。
- 関係機関・団体と連携して、中高生や大学生による地場企業の職場体験を実施するなど、地場企業への理解と関心を高め、若者の地元定着に資する取組を進めます。
- 「新たな日常」に対応した事業を推進するため、IT人材の育成やデジタル技術の導入を支援します。

②新産業の創出と起業支援の充実

- 地場企業の新技術の開発や先端技術の導入による新商品開発、新規事業の開拓・展開などを支援するとともに、地域経済牽引事業者¹などを中心とする事業間連携や域内連携を推進し、未利用・低利用資源の利活用など新たな分野の産業創出を図ります。
- 産学官連携交流促進支援事業を通じて、地場企業と大学や民間の研究機関などとの連携・交流を推進し、生産性や高付加価値化の向上を促進します。
- 様々な産業分野の起業者などによる交流の場の提供や、関係機関・団体と連携して、市民や中高校生なども対象とする経営や事業創造を学ぶ機会を提供するなど、起業や第二創業を生み出し続ける土壌づくりに取り組みます。
- 価値観の多様化や消費動向の変化などを踏まえ、商品開発や新事業への新たな取組を支援します。

¹ 地域経済牽引事業者：地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的効果を及ぼす事業に取り組む事業者などのこと。



5 雇用の創出と安定

(1) 現状

第1編基本構想の第5章第1節で述べたように、当市の人口は、今後、急速に減少することが見込まれており、若年層の人口流出を抑制しながら、若年層・壮年層を中心とした人口流入を促進する施策を講じる必要があることから、新規学卒者の地元定着や、UIJターン者の増加に向けた取組が急務となっています。

大船渡管内の有効求人倍率は、平成24年7月から1.0倍を超える状態が続いており、平成29年度をピークに減少に転じているものの高い水準で推移していますが、生産年齢人口の減少が著しい中であって、労働力の確保が必要となっています。

主な現状は次のとおりです。

- 若者の地元就職をサポートするジョブカフェ気仙は、年間を通して様々なセミナー、カウンセリング、相談に対応し、広く活用されているほか、女性等就業相談員を配置し、就業を希望する市民や、就業している女性・若年者の就業相談、職場での問題等についても相談に応じています。
- 気仙管内企業ガイドブック「じょぶ☆なび☆ケセン」を作製して、気仙管内の高校2年生などへ配布したほか、職業教育や職場体験学習等を中心としたキャリア事始め事業を実施するとともに、気仙地区雇用開発協会やハローワーク、ジョブカフェ気仙と連携して、高校生対象の会社説明会や合同就職相談会を実施し、地元企業への理解と関心を高めながら、若者の地元就職の促進を図っています。
- 市内中小企業等の人手不足の解消を目的として、東京圏から当市に移住し、就業又は起業した人に対し、移住に伴う経済的負担を軽減する移住支援金を支給する事業を令和元年度から県と連携して実施しています。
- 企業誘致については、新たな企業の立地や地元企業による事業拡張等を支援するため、市独自の企業立地奨励制度を設け、企業訪問による情報交換や企業への意向調査などを通じて、制度の周知に努めています。
- 県が整備を進めている永浜・山口地区工業用地11.7haのうち、平成27年度に南側5.4haが完成し、平成28年9月から県において分譲に係る公募を開始していましたが、ILC整備における工業用地の利活用のため、平成29年6月に県が公募を一時中断しており、当市では、工業用地全体の早期完成と、ILC誘致の実現に係る活用方針の早期決定について、県への要望を行っています。
- 関係機関・団体と連携しながら、求職者による資格取得の支援に努め、資格取得助成に係る補助対象講習等の拡充を図っています。

(2) 課題

- ・地域ニーズやデジタル化に対応した人材育成・就労支援の推進
- ・地域産業の職種ニーズに対応した人材の確保・育成

- ・ワーク・ライフ・バランスに着目した、就労環境の改善に取り組む企業への支援

(3) 施策の目的と成果目標

対象	意図	成果指標 (取得方法)	単位	実績値		目標値
				H30	R 1	R 7
勤労者 求職者	地域で安心して働く ことができる。	有効求人倍率	倍	1.35	1.24	1.10

(4) 基本事業

①新しい働く場と人材の確保

- 永浜・山口地区工業用地の整備促進とともに、企業立地に適切な空き地や空き施設などの把握、企業立地奨励制度の周知に加え、生産年齢人口が減少する中で企業のニーズ把握に努めながら臨海型産業の企業誘致に取り組みます。
- 中小企業資金融資あっせん制度などにより、企業の再活性化や新たな事業展開を促進するとともに、市内事業所に就職した新規学卒者及びU I J ターン者に対し、雇用促進奨励事業を通じて支援を行います。
- 若者などの地元就職を促進するため、「ジョブカフェ気仙」の運営支援に努めます。
- 関係機関・団体と連携して、中高生や大学生などに、地元の企業の仕事を知る機会を提供するとともに、職場体験を含むキャリア教育を実施します。
- 関係機関・団体と連携して、気仙管内の高等学校に対し、積極的に地元企業の求人及び企業情報を提供して、高校生の地元就職及び将来のUターンにつながる取組を行います。
- 関係機関・団体との連携により、子育て支援や女性活躍推進、勤労意欲のある高齢者の就業促進などの観点から、様々な世代の人が意欲・能力を生かせるよう就労の支援を行います。

②地場企業人材の育成

- 介護・福祉分野の人材を育成するため、気仙管内の社会福祉法人に対して気仙職業訓練協会への加入促進を図り、新たに認定訓練を実施できるよう取り組みます。
- 気仙職業訓練協会などと連携し、木造建築や建築設計の長期訓練のほか、OA事務や介護サービスなどの技術講習により、人材育成が一層促進されるよう取り組みます。
- 求職者及び市内事業者の資格取得ニーズの把握に努め、求職者資格取得支援の助成対象の拡充に努めます。
- 関係機関・団体と連携しながら、ICTを活用した学びの機会の充実を含めたりカレント教育による能力開発や教育訓練を実施します。
- 勤労者を対象とした融資制度の見直しを進めるとともに、退職金共済制度の活用について周知を図ります。
- 大船渡公共職業安定所などと連携し、事業者などに対して、ワーク・ライフ・バランスなどの観点も踏まえた多様な働き方を周知するとともに、関連する助成制度の活用を促します。
- 大船渡テレワークセンターでの地域IT人材育成活動を通じて、ITスキルの習得を促すほか、新しい働き方の体験機会を創出します。

大綱 2

安心が確保されたまちづくりの推進

施策 6 ともに支え合う地域づくりの推進

施策 7 結婚支援と子ども・子育て支援の充実

施策 8 生涯にわたる健康づくりの推進

施策 9 地域福祉の充実

施策の大綱（政策） 2 安心が確保されたまちづくりの推進



6 とともに支え合う地域づくりの推進



（1）現状

人口の減少と高齢化の加速により、地域での互助機能の低下や住民の孤立化が懸念されていることから、多様な主体が互いに支え合い、安心して日常生活を送り、生涯暮らし続けられるまちづくりを進めています。

主な現状は次のとおりです。

- 地区と行政との協働によるまちづくりを推進するため、「住民自治の推進と協働による新しい地区コミュニティの創造指針」を策定し、先行地区において、地区づくり計画の作成や地区運営組織の構築に係る、住民同士の話合いから合意形成に至るまでの過程を大船渡市市民活動支援センターと連携して支援するとともに、その取組状況を他地区と共有しながら、全市的な展開を図っています。
- 市民の自主的なまちづくり活動への支援のため、大船渡市市民活動支援センターにおいて、市民活動団体やNPO法人の相談対応、各種セミナー等の開催、団体運営の支援により、団体相互のネットワーク化を図るとともに、市民活動支援事業補助金により市民活動を支援しています。
- 人権擁護委員による人権に関する相談を周知するとともに、市内小学校児童や社会福祉施設利用者に対する人権啓発活動を展開しています。
- 男女共同参画に関する意識啓発を図るため、各種行事や研修会、男女共同参画情報を市広報紙に掲載するとともに、各種委員会等の委員への積極的な女性登用を通じて、市政への女性の参画機会の拡充等を図っています。
- 手話や点字、子育て支援等のボランティア養成講座を開催するとともに、中高生を対象としたボランティア活動体験会を開催し、担い手の育成を図っています。
- 市内11地区の全てに地区版の地域助け合い協議会が設立され、地域の実情に応じた生活支援に取り組むとともに、関係団体等と連携して高齢者の見守り活動を実施しています。
- 青少年の健全育成に向け、学校だけではなく地域が一体的となって取り組む活動を展開することにより、青少年健全育成に対する住民意識を醸成しながら、関わりを持つ人たちの拡充を図っています。

（2）課題

- ・地区の実情に応じた生活課題等の解決に向けての住民主体の活動の促進
- ・市民活動団体・NPO法人等による市民活動の促進
- ・人権に関する学習機会の提供
- ・男女共同参画への意識醸成

- ・ ボランティアに係る人材の育成と活動への支援
- ・ 関係機関と連携した高齢者の見守り活動の継続
- ・ 関係組織・団体等との連携による青少年健全育成

(3) 施策の目的と成果目標

対象	意図	成果指標 (取得方法)	単 位	実績値		目標値
				H30	R 1	R 7
市民	地域で互いに支え合 う。 住民の主体的な活動が なされる。	「何事も助け合える地域である」と 答えた市民の割合 (市民意識調査)	%	45.3	45.9	50.0
		「支援が必要な人に対して、手助け したいと思っている」と答えた市民の 割合 (市民意識調査)	%	69.4	69.0	80.0
		「住民主体の地区・地域活動、まちづ くり活動が活発に行われている」と答 えた市民の割合 (市民意識調査)	%	17.3	17.2	30.0

(4) 基本事業

①地区と行政との協働によるまちづくりの推進

- 多様な住民層が、地区の活動や運営を「自分ごと」と捉える意識を醸成しつつ、地区の目指す姿とその実現を図る住民主体の活動をまとめた地区づくり計画の作成や、活動の実践に当たる地区運営組織の構築に向けて、大船渡市市民活動支援センターと連携して支援します。
- 大船渡市市民活動支援センターと連携しながら、市民活動団体、NPO法人等に対する助成制度に関する情報提供や相談対応等の支援を引き続き展開するとともに、団体間はもとより、地区・地域、民間事業者等との交流やネットワークづくりを促進し、活動の活性化を図ります。

②人権意識の啓発

- 人権擁護委員の活動を広く市民に周知するとともに、人権相談や人権週間の取組により人権意識の啓発を図ります。
- 児童を対象とした人権の花運動により、草花の育成を通じて生命の大切さを体得してもらうとともに、いじめや体罰、児童虐待などによる子どもの人権侵害を防止し、子どもが一人の人間として、また、権利の主体として尊重されるよう、関係機関と連携し、人権意識の啓発に努めます。
- 人権擁護委員による社会福祉施設訪問を通じて、利用者に対する人権講話や交流イベントを実施し、権利擁護と人権意識の啓発を図ります。
- 市内在住外国人やインバウンドの増加に対応して、大船渡市国際交流協会と連携しながら国際交流を推進し、市民の異文化に対する理解を深め、お互いが人権を尊重する多文化共生の社会を目指します。

③男女共同参画の促進

- 職場や家庭、地域における男女共同参画を促進するため、市広報紙による情報提供や研修機会の拡充、リーダーの育成、ワーク・ライフ・バランスの実現など、女性の活躍を

促進する取組を推進します。

- 市が設置している各種審議会などの委員の女性登用率の向上を図りながら、政策決定の場への女性の参画機会を拡充するとともに、多様な人材の発掘と育成を推進します。

④相互支援の啓発と普及

- 地域における育児の相互援助活動を推進するほか、子育て支援の担い手を養成するための講座を開催します。
- 大船渡市社会福祉協議会と連携・協力し、ボランティアの担い手の育成や市民の主体的なボランティア活動の支援に努めます。
- 災害時を想定し、大船渡市社会福祉協議会等と連携して、ボランティア等受入体制の整備に努めます。
- 地区版の地域助け合い協議会や地域のボランティア団体等が連携して実施する支え合い活動、身近な場所で開催されるサロン等を通じて、地域住民と高齢者の交流を図り、日頃から高齢者を見守る環境づくりに努めます。
- 高齢者が気軽に参加できる集いの場の拡充や趣味の活動の充実を図りながら、高齢者の閉じこもり防止や高齢者が地域の中で生き生きと暮らすことができる取組を推進します。

⑤青少年健全育成の推進

- 大船渡市少年センターの専任少年補導委員と少年補導委員による市内巡回パトロールや、大船渡市防犯協会連合会主催の「防犯ミニ作文コンクール」、気仙地区防犯協会連合会主催の「わたしの主張気仙地区大会」など、関係機関・団体等と情報共有や連携を図りながら各種事業を展開し、地域全体で青少年の非行防止と健全育成に努めます。
- 地区公民館、PTAなどの自主的な活動への支援を通じて、地区・地域が一体となって青少年の健全育成を図る教育振興運動を推進します。



7 結婚支援と子ども・子育て支援の充実



(1) 現状

少子化や核家族化の進行、地域におけるコミュニティの希薄化等、家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした中、時代を担う全ての子どもたちが心身ともに健やかに育つことができる地域社会づくりに取り組むため、令和元年度に「第2期大船渡市子ども・子育て支援事業計画」を策定するなど、出会いから結婚、妊娠、出産、子育てに至るまで、切れ目のない取組を展開しています。

主な現状は次のとおりです。

- 大船渡市結婚相談・支援センターにおいて、各種相談や会員同士のマッチング、イベントなどを実施するとともに、市内の企業や団体と連携しながら、多様な出会いの場の創出を図っています。
- 平成31年4月に設置した子育て世代包括支援センターを中心に、保健師や助産師等による母子保健・子育てなどに関するきめ細かな相談支援を行うとともに、関係機関との連携を深めながら、妊娠期から子育て期に至るまで、切れ目のない支援を展開しています。
- 延長保育や病後児保育、一時預かりのほか、地域子育て支援センター、放課後児童クラブの運営等の各種地域子ども・子育て支援事業を市内の社会福祉法人等に委託し、仕事と子育てが両立できる環境の整備に努めています。
- 市内4か所に設置している地域子育て支援センターにおいて、子育て中の親子同士の交流機会を設けるとともに、子育て中の親、子育て支援者、住民、行政担当者による子育て支援ネットワーク会議を開催して情報交換を行うなど、関係者が協働して問題を解決する取組を進めています。
- 要保護児童対策地域協議会を設置し、構成機関によるネットワークを生かして情報共有を図るとともに、役割分担を明確化し、要保護児童等への支援の充実に努めています。
- 公立の幼稚園と保育所の幼保連携型こども園への移行のほか、法人運営による保育園のこども園への移行など、多様な保育ニーズに対応した質の高い教育・保育の推進が図られています。

(2) 課題

- ・それぞれの家族観に応じた結婚支援
- ・安心して子育てのできる、妊娠期から子育て期に至るまでの切れ目のない支援
- ・豊かな心身を育むための支援体制の整備

(3) 施策の目的と成果目標

対象	意図	成果指標 (取得方法)	単 位	実績値		目標値
				H30	R 1	R 7
結婚を望む人 児童 児童の保護者	安心して家庭を築く。 健やかに成長する。 安心して産み育てる ことができる。	「安心して結婚・妊娠・出産・ 子育てができる環境にある」と 答えた市民の割合（市民意識調査）	%	33.1	34.4	42.0

(4) 基本事業

①結婚支援の充実

- 大船渡市結婚相談・支援センターを拠点に、結婚支援活動の多彩な企画やコーディネーター、オンラインを活用したマッチング、相談などに取り組みます。
- 市内の企業・団体と市が連携して社会人サークルの活動を支援し、気軽な出会いの場を創出するとともに、ライフプラン講座などの企画により、若い世代が仕事、結婚、子育てといった将来のライフデザインを希望を持ってイメージできる機会を提供します。
- 結婚を望む若者のため、結婚応援企業と連携し、職場のつながりを生かした取組や地域ぐるみでのサポートを推進します。

②子どもの心身の健やかな成長支援

- 子どもの健やかな成長を支援し、子育てに関する不安、悩みを軽減するため、子育て相談体制はもとより、妊産婦及び乳幼児健康診査やパパママ教室、乳児相談などの充実を図ります。特に、乳幼児健康診査において、未受診児の状況把握に努め、必要に応じて支援します。
- 妊産婦のうつ予防や孤立感解消を図るため、関係機関と連携し、産前産後サポート事業や産後ケア事業による支援体制の充実に努めます。

③子育て支援環境の充実

- 子どもやひとり親家庭などへの医療費の助成とともに、国による3歳以上児の保育料無償化や3歳未満児の保育料軽減策を補完する市独自の施策により、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。
- 仕事と子育てが両立できるよう、病後児保育や一時預かりなどの各種保育事業について、より利用しやすい環境の整備を検討するとともに、多様化するニーズに対応するため、各種子育て支援事業の充実と子育て支援サービス情報の積極的な発信に努めます。
- 地域子育て支援センターにおける子育て中の親子への交流機会の提供や、子育て支援ネットワーク会議による関係機関等の情報共有などにより、子育て支援者、住民、行政が協働し、子育て家庭の問題を解決するための活動を推進します。
- 要保護児童や児童虐待等の早期発見と防止のため、関係機関等との連携強化と相談窓口の周知に努めるとともに、子どもと家庭の相談支援体制の強化に向けた取組を進めます。



8 生涯にわたる健康づくりの推進

(1) 現状

少子高齢化が進行する中であって、生涯にわたって健康で生きがいのある生活を送ることは、安心して暮らすことができる地域社会を形成する上で、極めて重要です。

このため、市では生涯を通じた健康づくりの推進、地域医療の充実に取り組んでいます。主な現状は次のとおりです。

- 市広報紙やホームページ、パンフレット等を活用し、健康づくりに関する普及啓発を図っています。
- 生活習慣病予防のため、健康相談、各種運動及び健康教室を実施しているほか、食生活改善講習会を開催し、市民の健康づくり支援及び食育を推進するなど、望ましい食生活習慣の普及啓発を図っています。
- 各種検診や特定健診等の受診率の向上を図るため、夕方・土日検診等を実施するとともに、受診促進のための勧奨や広報などによる周知を行っています。
- 自殺を予防するため、住民向けに講演会や研修会の開催、ゲートキーパーの養成、傾聴ボランティアへの支援を実施するとともに、自殺の危険性の高い人に対する相談対応の積極的展開、自死遺族支援などを実施しています。
- 県立大船渡病院における常勤医師不在診療科の解消を始め、医療体制の充実・強化について、県に対し要望するとともに、地域内の医療機関の役割分担と連携による切れ目のない医療提供体制づくりのため、休日当番医制を継続実施しています。
- 地域の医療体制の充実に向け、卒業後に県内で医師として勤務しようとする医科大学生に対して奨学金を支給する事業を、県内市町村と共同で実施しています。
- 三陸町地域住民の医療の確保を図るため、4診療所（医科3、歯科1）の機能の充実と健全運営に努めています。
- 医療機関や介護施設等との情報連携の円滑化を図るとともに、的確な医療・介護サービスを提供するため、気仙2市1町で連携して未来かなえネットの普及に取り組んでいます。
- 国民健康保険税のコンビニ収納やクレジット納付など収納率向上対策を推進するとともに、医療費の適正化に向けて、特定健康診査や健康づくり等の保健事業、ジェネリック医薬品普及啓発事業などを実施しています。
- 感染症予防について、乳幼児対象を始めとする通常の予防接種等は、医療機関の協力の下、適切に実施しています。
- 新型コロナウイルス感染症の世界的大流行は、市民生活にも多大な影響を及ぼしており、市では、国や県の方針に沿って、「新しい生活様式」などの感染予防を中心に対応しています。

(2) 課題

- ・各種健診・特定健康診査等の受診率の向上

- ・医療制度の健全な運営
- ・地域の見守り体制の強化
- ・心のケアに向けた取組の周知
- ・市内医療体制の維持と関係機関との連携
- ・医療・介護の連携システムの効果的な運用と他医療圏との連携拡大の推進

(3) 施策の目的と成果目標

対象	意図	成果指標 (取得方法)	単位	実績値		目標値
				H30	R 1	R 7
市民	心身ともに健康を保持する。 必要な時に安心して医療を受けることができる。	「自分は健康である」と答えた市民の割合（市民意識調査）	%	55.2	53.6	59.0
		「かかりつけの病院や薬局がある」と答えた市民の割合（市民意識調査）	%	65.0	69.9	76.9

(4) 基本事業

①健康づくり活動の推進

- 健康づくりに係るイベントの開催や各種スポーツ・レクリエーション、「健康おおふなと21プラン」に掲げている「健康づくり10か条」の普及など、様々な機会を通じて、市民の健康づくり意識の啓発を推進します。
- 生活習慣病を予防するため、健康づくり推進員や食生活改善推進員と連携しながら保健指導の充実を図り、食生活を始め、生活習慣の改善を促します。
- 生活習慣病の重症化リスクが高い市民に対して、受診指導、生活習慣改善指導及び栄養指導を行い、生活習慣病の発症・重症化予防を図ります。
- 疾病の早期発見、早期治療を促進するため、一度に複数の検診を受診できる日程の設定など受診しやすい体制を整え、各種検診や健康診査の充実と受診率の向上に努めます。
- ゲートキーパー養成や傾聴ボランティア研修などを通じて、心のケアに当たる人材の養成を図りながら、各支援機関と連携して、地域の見守り体制の強化に努めます。
- 心のケアと悲しみからの回復サポートに向けて、心のケアに関するサロン（分かち合いの場）を継続して開催するとともに、相談窓口や取組の周知に努めます。

②地域医療の充実

- 休日などにおける市民の適切な医療受診機会を確保するため、休日当番医制を継続実施し、市広報紙やホームページなどを通じて市民への周知を図るとともに、地域における医療機関と県立大船渡病院の役割、適切な利用についても周知を図ります。
- 岩手県沿岸南部の拠点病院として必要な医療機能を確保するため、県に対し、県立大船渡病院・救命救急センターにおける医師の増員配置及び常勤医師不在の診療科の解消を働きかけます。
- 直営診療所運営の適正化を図るとともに、県立大船渡病院との連携を強化し、診療サービスの充実に努めます。

- 一般社団法人未来かなえ機構の運営を支援するとともに、同機構と気仙2市1町が連携して、気仙地域医療・介護情報連携システム未来かなえネットの果たす役割や内容などについて、市民への周知に努めながら、当該システムへの加入促進を図ります。
- レセプト点検やジェネリック医薬品の普及など医療費適正化事業を継続するとともに、国民健康保険税の適切な賦課・徴収、給付対象とならない交通事故や不法行為等の第三者行為により生じた保険給付費の求償などにより自主財源の確保を図り、国民健康保険財政の健全化に努めます。
- 感染症について、市民に対し、予防接種や普段からの予防の徹底を促すとともに、流行期には、安心して医療を受けられるよう、気仙医師会等関係機関と連携を図り、体制の強化に努めます。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、「新しい生活様式」を中心とした感染予防を市民へ周知するとともに、ワクチン接種について必要な体制の確保を図ります。



9 地域福祉の充実

(1) 現状

人口減少や少子高齢化の進行に伴い、人と人が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる関係づくりに向けて、誰もがお互いに支え合い、安心して健やかに暮らせるまちづくりを進めており、障がい者（児）支援、高齢者支援、生活困窮者の自立支援に取り組んでいます。

主な現状は次のとおりです。

- 障がい者（児）が地域で適切なサービスを受けることができるよう、大船渡市障がい福祉計画に基づき、障がい者に係る施策を計画的に推進しています。
- 市独自に福祉タクシー券の給付や、補聴器の給付により、移動やコミュニケーションへの支援を行い、障がい者（児）の福祉の向上と社会参加の促進を図っています。
- 障がい者（児）からの相談体制の充実を図るため、地域活動支援センター等への社会福祉士や精神保健福祉士等の有資格者の配置、相談員のスキルアップを図っています。
- 大船渡市シルバー人材センターの運営支援により、高齢者の就業機会の確保・拡大を図るとともに、老人クラブへの支援を通じて、地域間交流やスポーツ、サロンなど、高齢者の生きがいづくりを進めています。
- 筋力向上や認知症予防等を目的とする介護予防事業の実施や、その活動を支援する介護予防ボランティアを養成するとともに、地域において介護予防活動を行うサロンに対して講師（保健師、栄養士、運動インストラクター）を派遣することにより、高齢者の介護予防を図っています。
- 困難な事情を抱える高齢者については、地域ケア個別会議により問題を解決して自立を支援し、さらに、住宅改修費の補助等により高齢者の在宅生活を支援するとともに、判断能力が不十分で親族のいない高齢者については市長申立による成年後見制度の活用により、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを推進しています。
- 生活困窮者に対して、自立に向けて活用できる制度の紹介や説明、必要な手続の助言を行うなど、それぞれの実情に応じた支援を実施しています。
- 就労を希望する生活保護受給者に対しては、就労支援員のハローワークへの同行支援など、経済的自立に向けた支援を実施し、未就労の期間が長い生活保護受給者に対しては、就労支援員が面接相談等を行うなど、就労自立に向けた支援を実施しています。
- 就労意欲が低い人や基本的な生活習慣に課題を有する人など、就労に向けた課題をより多く抱える生活困窮者や生活保護受給者に対し、就労に必要な基礎能力の形成と就労意欲の喚起を図り、就労の可能性を高める支援を実施しています。

(2) 課題

- ・障がい者（児）のニーズに応じた社会参加機会の創出
- ・障がい者（児）を取り巻く社会構造の変化に応じた支援体制と環境づくり

- ・高齢者の社会参加による生きがいつくりの推進
- ・医療と介護の双方のニーズを持つ高齢者対応のためのチームケア体制の整備
- ・高齢者の状況に応じた福祉サービスの提供と成年後見制度の普及・啓発
- ・介護職場の人材確保の強化
- ・生活困窮者の状態・実態に応じた支援体制の充実

(3) 施策の目的と成果目標

対象	意図	成果指標 (取得方法)	単位	実績値		目標値
				H30	R 1	R 7
障がい者（児） 65歳以上の高齢者 生活保護受給・困窮世帯	地域社会の一員として自立した生活を送ることができる。 生きがいを持って安心して生活を送ることができる。 経済的に自立する。	「障がい者に対して周囲の理解がある」と答えた市民の割合（市民意識調査）	%	45.1	44.7	50.0
		「生きがいを持って生活している」と答えた高齢者の割合（市民意識調査）	%	28.3	27.8	31.0
		生活保護受給世帯のうち自立した世帯数（地域福祉課業務取得）	世帯	5	15	10

(4) 基本事業

①障がい者（児）支援の充実

- 関係機関や団体と連携し、障がいに対する理解の促進に努めるとともに、障がい者（児）の社会参加や多様な就労の促進に努めます。
- 障がい者（児）が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、障がい者（児）のニーズに応じた適切なサービスの提供や相談支援体制の整備に努めます。
- 誰もが一人の人間として尊重され、地域の中で安心して生活を送ることができるよう権利擁護を推進します。

②高齢者支援の充実

- 高齢者が培ってきた経験や知識を生かすことができる多様な就労機会を確保するとともに、地域づくりや社会貢献活動等への参加を通じて、心身の健康の維持を図り、生き生きと暮らせる環境づくりに努めます。
- 高齢者の自立支援や要介護状態の重度化の防止、医療と介護の連携推進、本人や親族による成年後見制度の利用促進などに関する事業を総合的に展開し、高齢者一人一人が住み慣れた地域で生きがいをもって暮らし続けることができるよう取り組みます。

③生活困窮者の自立支援

- 生活困窮者に対して、自立に向けて活用できる制度の紹介や説明、必要な手続の助言を行うなど、それぞれの実情に応じた支援に努めます。
- 就労支援員の活用や関係機関との連携により、被保護者の就労の可能性を高めるよう支援します。

大綱 3

豊かな心を育む人づくりの推進

施策 10 学校教育の充実

施策 11 生涯学習の推進

施策 12 生涯スポーツの振興

施策 13 地域の歴史・文化資源の継承

施策の大綱（政策） 3 豊かな心を育む人づくりの推進



10 学校教育の充実



(1) 現状

義務教育は、生涯学習の基礎を培う場であり、当市では、個性を尊重しながら、児童・生徒が自ら学び、自ら考える力と豊かな心の育成を図るため、快適な教育環境の整備・充実を図ってきました。これまで、学校施設の耐震化や、東日本大震災により全壊・流失した学校の高台への移転改築を行い、より安全な教育施設の整備を図るとともに、学校の適正配置など、教育の質の充実に努めています。

主な現状は次のとおりです。

- 児童・生徒の学力向上に向けて、全国学力調査の結果を基に、市と各学校が成果や課題を共有し、今後の方向性や授業改善について共通理解を図るとともに、教員の資質能力の向上機会の一環として、校種を越えて小中学校の連携を深めています。
- プログラミング教育や外国語指導助手による外国語教育など、新学習指導要領に沿って、児童・生徒の言語能力や情報活用能力、問題発見・解決能力等の育成に努めています。
- 心のサポートや総合的な学習の時間、キャリア教育等において、様々な関係者と密接な情報交換を行う場を設定し、個々の状況を把握して児童・生徒の対応に当たるとともに、教育相談室を設置するほか、特別支援教育支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を配置し、支援が必要な児童・生徒にきめ細やかに対応しています。
- 東日本大震災の経験を踏まえ、復興教育の充実と生命を守るための防災教育の推進に努めています。
- 児童・生徒の体力については、体力・運動能力調査の結果を踏まえ、指導方法を工夫してその向上に努めています。
- 学校給食は、北部学校給食センターなど市内5か所の学校給食共同調理場を効率的に運営し、安全・安心な給食の提供と、食育の推進に努めています。
- 少子化が進行する中で、適正な規模での教育環境を確保するため、地域や保護者、学校関係者等の意向を踏まえながら、学校の統合に向けた協議を進め、令和2年度には第一中学校、日頃市中学校、越喜来中学校及び吉浜中学校の統合を行っています。
- 総合的な学習などにおいて、地域の伝統文化や地域産業の体験学習などを取り入れ、それぞれの地域性を生かした魅力ある学校づくりが行われています。

(2) 課題

- ・児童・生徒一人一人を伸ばす授業の実施
- ・きめ細やかな支援体制の充実
- ・安全・安心な教育環境の維持・確保
- ・教職員の働き方改革の推進
- ・地域と連携した教育環境の形成

(3) 施策の目的と成果目標

対象	意図	成果指標 (取得方法)	単 位	実績値		目標値
				H30	R 1	R 7
市内小中学校の 児童生徒	「知・徳・体」 の調和が図ら れ、人間性豊か に成長する。	「学校に行くのが楽しい」と答えた児童の 割合(全国学力・学習状況調査)	%	-	88.9	90.0
		「学校に行くのが楽しい」と答えた生徒の 割合(全国学力・学習状況調査)	%	-	79.9	85.0

(4) 基本事業

①確かな学力の育成

- 学力調査などの分析結果を活用して、児童・生徒個々の学力定着状況を把握し、各校において、ねらいを明確にした授業を実践しながら、児童・生徒の学力の育成に努めます。
- 新学習指導要領の着実な実施のため、各教科の学習の充実を図るとともに、GIGAスクール構想に基づくICTを効果的に活用した授業の実践により、児童・生徒の情報活用能力の育成を図ります。
- 児童・生徒の個性や理解の程度に応じたきめ細やかな指導が行われるよう、授業交流会や研修機会の充実を図り、教員の指導力の向上に努めます。

②豊かな心の育成

- 生徒指導における問題やいじめ、不登校の未然防止及び解消を図るため、教育相談員を配置した教育相談室を中心に、心の教室相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどと、学校及び市で情報を共有しながら適切な対応に努めます。
- 豊かな人間性や社会性を育むため、道徳教育やキャリア教育の充実とともに、体験活動や文化芸術活動などに取り組みます。
- 東日本大震災の経験や教訓を生かした復興教育や、自他の命を守り、安全で安心な社会づくりに自ら進んで貢献できるような資質や能力を育む防災教育の推進に努めます。

③健やかな体の育成

- 体力・運動能力調査などの結果を踏まえ、授業における指導方法を工夫・改善し、各校の実態に応じた児童・生徒の体力向上に努めます。
- 児童・生徒が、発達段階に応じて、自主的に健康で安全な生活を実践することができる能力と態度の育成を図るため、保健指導・安全指導の充実を図ります。
- 児童・生徒の基本的な生活習慣の確立を図るため、安心安全な学校給食の提供と食育指導を実施するとともに、適度な運動習慣づくりの啓発に努めます。

④教育環境の充実

- 各種教材やICT環境の整備を通じて、質の高い教育環境の維持・確保を図ります。
- 児童・生徒が、安全・安心な教育環境の下で学習できるよう、計画的な学校施設の改築や長寿命化等を実施するとともに、適切な維持管理に努めます。
- 学校規模の適正化に向け、地域の意向を尊重しながら学校統合を進めます。
- 教職員の働き方改革を進め、児童・生徒と向き合う時間の確保と教育の充実を図ります。

⑤地域に開かれた魅力ある学校づくりの推進

- コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の取組を進め、地域における交流や体験学習などを通じて、それぞれの地域の特性を生かし、地域とともに魅力ある学校づくりを推進します。

11 生涯学習の推進

(1) 現状

今日、経済の成長や長寿社会の到来、余暇時間の増大などを背景として、心の豊かさや生きがいを求める人が増え、生涯学習に対する関心の高まりとともに、あらゆる世代への多様な学習機会の充実を図っていくことが重要となってきています。

当市では、市民文化会館や市立公民館、市立図書館、市立博物館等で様々な事業を展開し、市民の多様なニーズ、学習意欲にきめ細やかに応えています。

主な現状は次のとおりです。

- 市立公民館では、各地区におけるコミュニティの中核として、各種団体と連携しながら、市民の多様なニーズや地域課題に対応した生涯学習情報の提供や学習機会の充実を図っています。
- 市民文化会館では、自主事業の実施を通じて、市民が文化芸術に触れる機会を提供し、その裾野を広げる取組を展開しています。
- 市立図書館では、市民の多様なニーズを踏まえた蔵書形成を図るとともに、各種図書展や読み聞かせ会などの読書推進事業の実施のほか、小中学校や高齢者福祉施設など市内各所に移動図書館を巡回し、図書の利用を促進しています。
- 市立博物館では、入館者の利用拡大を図るため、東日本大震災津波映像（多言語）を制作するとともに、シアター等の展示施設の改修や施設の長寿命化に向けた修繕・更新を行うなど、機能向上と資料保存に係る環境整備を図っています。
- 生涯学習推進のつどいや市民芸術祭の開催により、市民の活動発表の場を創出しながら、生涯学習についての市民理解を促進しています。

(2) 課題

- ・公民館主催講座や市民文化会館・図書館等の利用促進
- ・生涯学習環境や情報の充実
- ・市民文化会館自主事業における費用対効果の向上
- ・文化芸術活動の促進のための人材育成

(3) 施策の目的と成果目標

対象	意図	成果指標 (取得方法)	単位	実績値		目標値
				H30	R 1	R 7
市民	主体的に学ぶことを通じて自己実現を図る。	「日頃、何らかの学習活動に取り組んでいる」と答えた市民の割合 (市民意識調査)	%	15.8	19.7	40.0
		「日頃、学習活動に取り組んだ成果を生かしている」と答えた市民の割合 (市民意識調査)	%	48.7	49.2	60.0

(4) 基本事業

①学習環境の充実

- 文化芸術の鑑賞や学習活動の発表、読書、各種調査・研究など、市民の多様な学習ニーズに対応した生涯学習施設（市民文化会館・図書館・博物館・中央公民館等）・設備や学習資料などの充実により、利用者等の増加を図ります。
- 老朽化が進む市立公民館の適切な維持管理や、地域公民館の新築・改修等に係る支援を実施し、施設の利用環境の向上を図ります。
- 市民文化会館及び市立図書館では、民間ノウハウの活用による市民サービスの向上と、より効率的・効果的な施設運営を図るため、指定管理者制度の導入に向けて検討を進め、具体化を図ります。

②学習機会の拡充

- 生涯学習情報発信の強化により各種講座の利用を促進し、特に若者や中高年層向けの内容の充実を図ります。
- 市立公民館では、連携協力協定を締結している大学や地域の各種団体などの関係機関と連携を深めながら、リカレント教育の視点を取り入れるなど、市民の学習ニーズや地域課題に対応した魅力ある各種講座の開催を推進します。
- 市民文化会館では、自主事業のうち、普及育成事業と市民参加型事業を継続して市民の交流や発表の場の提供と拡大を図るほか、鑑賞事業については、大ホールだけでなくマルチスペース等各施設の有効活用や、収支バランスに配慮した企画・運営を推進するとともに、事業に対するニーズの把握・反映等を図り、文化芸術活動の活性化を促すため、自主事業実行委員会への市民参画を促進します。
- 市立図書館では、市民の多様なニーズに合った蔵書形成を図り、多彩な読書推進事業を企画・運営するとともに、移動図書館事業を継続して図書の利用促進を図ります。
- 市立博物館では、各種資料の収集・保存に努めるとともに、企画展や体験ワークショップの開催、収蔵品のインターネット上での公開など、広く利用・公開に供しながら、情報提供・学習支援の充実を図ります。

③学習活動の促進

- 文化芸術関係団体の活動を支援しながら、各種活動の活性化や人材育成を促進します。
- 市民や各種活動団体が自主的に学習成果を生かした生涯学習活動ができるよう支援するとともに、学習成果を発表する機会を創出します。

(3) 施策の目的と成果目標

対象	意図	成果指標 (取得方法)	単位	実績値		目標値
				H30	R 1	R 7
市民	生涯にわたってスポーツに親しむ。	「日頃から継続して何かスポーツを行っている」と答えた市民の割合（市民意識調査）	%	15.5	15.9	19.0
		市民一人が一年間にスポーツ施設を利用する回数 (生涯学習課業務取得)	回	7.6	7.5	8.0
		スポーツクラブ等の登録者数 (生涯学習課業務取得)	人	1,268	1,274	1,300

(4) 基本事業

①スポーツ環境の整備・充実

- 大船渡市スポーツ施設整備基本計画に基づき、将来にわたる人口の減少やニーズの変化、財政状況、広域連携などを踏まえながら、長寿命化への対応を基本とした上で、利用者の安全性や利便性を考慮した修繕・改修を行うとともに、附帯設備の整備・充実、競技種目ごとの規格に沿った計画的な整備を推進します。
- 障がいの有無や年齢、性別等に関わらず、様々な人々が利用しやすい施設となるよう、国の支援制度等を有効に活用し、バリアフリー化など計画的な整備を推進します。

②スポーツ・レクリエーション活動の推進

- 市民が生涯を通じて、気軽に健康の保持増進や体力向上、スポーツ・レクリエーション活動に取り組むことのできる環境づくりを推進します。
- 市内外から多くの参加者を得て開催してきた各種大会を継続しつつ、官民が連携して、大船渡市スポーツ交流推進連絡協議会等を中心に、スポーツ合宿やスポーツイベント、各種競技の県大会などの開催・誘致に取り組み、これらを通じた競技力の向上や交流人口の拡大を図ります。
- 大船渡市体育協会と連携して、各種競技別協会等が主催する指導者養成の講習会への参加の促進や外部講師による研修会の開催を通じて、指導者の育成や技術向上を図るとともに、総合型地域スポーツクラブの結成を促すための支援を推進します。



13 地域の歴史・文化資源の継承

(1) 現状

当市は、三陸の海からの豊かな恵みを受け、海や山に囲まれて暮らしながら独特の風土と文化を育み、歴史を刻んできました。

市内には、国指定 9 件、県指定 10 件、市指定 68 件、計 87 件の貴重な指定文化財があり、所有者、関係機関・団体等が連携を図りながら、適切な保護管理に努めるとともに、文化財めぐりや資料展示、体験学習などを通じて、文化財の保護思想の啓発と活用を図っています。

また、各地域において、固有の伝統文化や郷土芸能が根付き、その継承に向けた取組がなされています。

主な現状は次のとおりです。

- 文化財に対する理解や関心を深めるため、市立博物館等において、文化財の一般公開や各種イベントを実施しています。
- 震災の復旧・復興事業に関連した開発行為に伴う大規模な埋蔵文化財発掘調査により、多くの貴重な埋蔵文化財が出土しましたが、発掘調査報告書の刊行や、出土品の企画展示などを行いながら、埋蔵文化財の適切な保存と活用を図っています。
- 郷土芸能の伝承については、後継者の確保が難しくなる中、関係者の熱意と努力により、郷土芸能を始めとする伝統文化が次世代に継承されているほか、震災後、改めて郷土の伝統文化の価値が見直され、三陸国際芸術祭の開催など、地域外の人々の参画や体験、他地域との交流が図られています。
- 平成 30 年 11 月、国指定重要無形文化財「吉浜のスネカ」を含む「来訪神行事：仮面・仮装の神々」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことから、保存会の意向を踏まえながら、世界に誇れる地域行事の魅力を広く発信するとともに、保存・継承に向けた支援を行っています。

(2) 課題

- ・文化財を保存・活用できる環境の整備
- ・理解や関心を高めるための文化財の多角的な利活用
- ・民俗芸能に係る後継者の育成と指導者の確保

(3) 施策の目的と成果目標

対象	意図	成果指標 (取得方法)	単位	実績値		目標値
				H30	R 1	R 7
市民	郷土の伝統や文化を知り、郷土に誇りと愛着を持つ。	「郷土の伝統文化や文化財を大切にしたい」と答えた市民の割合 (市民意識調査)	%	76.3	73.2	80.0

(4) 基本事業

①文化財の保存と活用

- 歴史・文化資源である各種文化財を次世代へ継承するため、指定文化財を始め、未指定の資料も幅広く含めた調査を行い、適切な保護・保存に努めます。
- 文化財保存活用地域計画の策定を進め、博物館等における文化財資料の企画展示やインターネット等による公開など、文化財の魅力を広く発信し、文化財の活用と交流人口の拡大を図ります。
- 埋蔵文化財の保存・研究等の場の確保について調査・検討します。

②伝統文化の継承

- 伝統文化を守るため、大船渡市郷土芸能協会を始め、民俗芸能団体等と連携・協力を図りながら、多彩な伝統文化の発表と交流機会の拡充を図ります。
- 地域に守り伝えられてきた伝統文化を次代に引き継ぐため、吉浜スネカ保存会や自主グループ、団体等と連携しながら、情報提供や相談体制等の充実を図りつつ、活動を支援し、地域とともに後継者や指導者の確保・育成に努めます。
- 関係団体と連携し、市外の民族芸能との交流イベント等を通じて、伝統文化の周知と交流人口の拡大を図ります。

大綱 4

潤いに満ちた快適な生活環境の創造

施策 14 適正な土地利用の推進

施策 15 良好な生活空間の創造

施策 16 交通・港湾物流ネットワークの充実

施策の大綱（政策）4 潤いに満ちた生活環境の創造



14 適正な土地利用の推進

(1) 現状

当市の総面積は 322.51 km²で、地目別では山林・牧野・原野が 69.9%で圧倒的に多くなっており、宅地は 3.6%で、海岸や河川沿いの平地に市街地や集落が形成されています。

都市計画法による都市計画区域は、大船渡湾や盛川、立根川流域を中心に指定しており、用途地域は大船渡湾奥の臨海部や盛川、立根川沿いを中心に指定しています。

東日本大震災後には、津波シミュレーションにより浸水が予想される区域等を災害危険区域に指定し、住宅用建物や学校、社会福祉施設等の建築を制限しています。

土地利用に関し、限られた土地の有効かつ効率的な利用を図るため、関係法令や制度に従い、適正に指導や規制、誘導を行っています。

主な現状は次のとおりです。

- 農業振興に向けた農用地利用の適正化のため、令和元年度に「農業振興地域整備計画」の見直しを行っています。
- 農林業者の高齢化や担い手不足、鳥獣被害による生産意欲の減退などに伴い、農地や山林の荒廃が懸念されています。
- 大船渡駅周辺地区において実施した土地区画整理事業は、地盤のかさ上げにより、安全な市街地形成を図るとともに、商業の復興を進め、平成 30 年度に基盤工事が完了しており、区域内の未利用地の利活用に向けて、土地所有者と利用希望者のマッチング支援のほか、区域の状況、魅力等の情報を発信しています。
- 防災集団移転促進事業により市が買い取った土地等の有効活用に向けて、地域と市が協働で検討し、事業化を図った上で、産業用地や広場の整備等を行っているほか、事業用途による利用者を公募しており、企業の立地や地元企業の事業拡張等に活用されるなどしています。
- 旧大船渡総合公園整備計画予定地は、震災後、応急仮設住宅が建設されていましたが、現在は撤去されています。

(2) 課題

- ・関係法令等に基づく土地利用の適正な規制と誘導
- ・防災集団移転促進事業による買取地や、旧大船渡総合公園整備計画予定地などの未利用地の活用

(3) 施策の目的と成果目標

対象	意図	成果指標 (取得方法)	単位	実績値		目標値
				H30	R 1	R 7
市内全域	秩序ある有効な土地利用がなされている。	「土地の有効利用が図られている」と答えた市民の割合(市民意識調査)	%	25.3	25.4	50.0
		耕作放棄地面積 (農業委員会業務取得)	ha	148	176	171
		大船渡駅周辺地区の土地利用割合及び被災跡地の譲渡・貸付面積割合 (土地利用課業務取得)	%	56.6	63.6	74.5

(4) 基本事業

①土地利用の適正な規制と誘導

- 限られた土地の有効かつ効率的な利用を図るため、無秩序な開発がされないよう、法律や制度、都市計画マスタープランなどの方針に基づき、適正に確認・指導を行います。
- 農地の適正管理と活用を促進するため、関係法令や大船渡市農業振興地域整備計画に基づき、適正な確認・指導を行うとともに、地域農業の現状等を見極めながら同計画の見直しを行います。
- 将来にわたる森林の適正管理のため、森林法や大船渡市森林整備計画などに基づき、適正に確認・指導を行い、森林環境の保全に努めます。
- 美しい自然や街並みを保全・創造するため、大船渡市景観形成基本方針に基づき、市民の意識向上を図るとともに、良好な景観形成に取り組みます。
- 人口減少・少子高齢化等の社会構造の変化や頻発・激甚化する自然災害へのリスクに対応した、コンパクトで持続可能、かつ災害に強いまちづくりを推進するため、大船渡市立地適正化計画の策定を進めます。

②未利用地の活用の促進

- 大船渡駅周辺地区において、土地所有者と利用希望者とのマッチング支援のほか、エリアマネジメントの取組と連携しながら区域の状況、魅力等の情報を発信し、引き続き大船渡駅周辺地区まちづくりグランドデザイン等地区のまちづくり計画にのっとった土地の利活用の促進を図ります。
- 防災集団移転促進事業による買取地の集約や、周辺民有地との一体利用を推進し、企業立地や起業、第二創業など事業用途での利用を図り、土地の有効活用に取り組みます。
- 旧大船渡総合公園整備計画予定地については、将来的な行政需要に備えるべき土地と位置付け、有効に活用するための検討を進めます。

15 良好な生活空間の創造

(1) 現状

市民生活の基盤を支える道路や上水道・簡易水道を始め、良質な住環境、やすらぎと親しみあふれる公園・緑地、快適な情報通信基盤の整備を促進することにより、良好な生活空間の創造につなげています。

主な現状は次のとおりです。

- 市道等の危険箇所の補修などについて、道路パトロールや地域からの情報提供に基づき、適時適切な維持管理を行うとともに、通学路や狭隘区間、未舗装路について、順次、新設・改良工事を行っています。
- 橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、老朽化の状況を踏まえ、計画的に修繕を行っています。
- 未給水地域の解消等のため、平成 29 年度から令和元年度まで第 4 浄水場の整備を行うとともに、日頃市地区の配水管網の整備を進めています。また、持続可能な水道事業となるよう、水道施設のライフサイクル全体にわたり、効率的かつ効果的な管理運営の下で、修繕・更新等を実施しています。
- 市営住宅等については、新たに加わった災害公営住宅を含め、公営住宅等長寿命化計画に基づいた計画的な維持修繕などを行っています。
- 民間住宅については、住宅リフォーム助成事業を創設し、修繕等による機能維持やバリアフリー化による機能向上により、居住環境の向上に取り組んでいます。
- 空き家の増加を踏まえ、令和 2 年度に空家等対策計画を策定し、総合的かつ計画的に空家等対策に取り組んでいます。
- 公園・緑地については、安全かつ安心して利用できるよう、地域と連携しながら維持管理に努めるとともに、トイレの水洗化や園路等のバリアフリー化を計画的に実施しています。また、大船渡駅周辺地区に新たに整備した夢海公園は、中心市街地との相乗効果により、にぎわいがもたらされています。
- 情報通信基盤として、光ブロードバンドが市内全域で整備されています。
- 地形的な制約等からテレビ電波を安定して受信できないため、地域住民が自主的にテレビ共同受信施設組合を組織している地域が点在しており、組合が実施した改修工事に対し、その費用の支援を行っています。

(2) 課題

- ・道路整備における客観的で透明性のある方法による路線選定
- ・老朽化に備えた計画的な水道事業の実施と経営改善策の構築
- ・市営住宅等管理の適正化の推進
- ・住宅リフォームや木造住宅耐震化による民間住宅の機能維持・向上

- ・空家等対策計画の推進
- ・公園・緑地の適切な維持管理と整備
- ・次世代通信環境を始めとする情報通信基盤の整備

(3) 施策の目的と成果目標

対象	意図	成果指標 (取得方法)	単 位	実績値		目標値
				H30	R 1	R 7
市民	良好な生活空間が確保されている。	「良好な生活空間が確保されている」と答えた市民の割合 (市民意識調査)	%	65.7	68.0	75.0

(4) 基本事業

①生活道路の整備

- 道路パトロールや住民からの通報により判明した破損箇所の補修など、市道の適切かつ計画的な維持管理に努めます。
- 通学路や公共施設、医療施設、観光地の周辺道路や進入路、狹隘道路や未舗装道路などの整備を進めます。
- 通行に支障がある箇所への側溝蓋設置、歩道の段差解消など、人にやさしい道づくりを推進します。
- 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の適正な維持管理を図ります。
- 道路整備における優先路線の選定のため、整備の必要性や費用、事業の熟度などを評価する基準の作成を検討します。

②水道の整備と水の安定供給

- 水の安定供給を図るため、未給水地域における給水施設の整備を支援します。
- 老朽管の布設替えや既存施設・設備の更新に合わせて、管路の耐震化などを行いながら適切な維持管理に努めます。
- 県道整備や防潮堤工事などの復旧関連事業と連携し、効率的・効果的に配水管の布設を進めます。

③良質な住環境の整備

- 公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な維持修繕及び老朽化した住宅の用途廃止により、良質な市営住宅等の供給を図ります。
- 民間住宅については、住宅リフォームや木造住宅耐震補強工事への助成事業により、住環境整備を支援します。
- 空家等対策計画に基づき、所有者等に対して適切な管理を促し、空家等の利活用の促進と良好な生活環境の保全を図るとともに、空き家バンクへの登録を一層促進し、空き家の有効活用を図りながら、当市への移住・定住を促進します。

④公園・緑地の整備

- 公園・緑地については、地域の公園として親しまれ、安全かつ安心して利用できるよう、地域と連携し、適切な維持管理に努めます。
- 公園・緑地の整備に当たっては、災害発生時の応急仮設住宅建設用地として、また、市民に親しまれるレクリエーション機能を併せ持つなど、総合的な観点から検討します。

⑤情報通信基盤の整備促進

- 多様な分野へのデジタル技術の導入に向け、第5世代移動通信（5G）を始めとするデジタル基盤の整備について、民間事業者に働きかけます。
- 来訪者の利便性向上や、災害時における情報通信環境の確保のため、公共施設への公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備に努めます。
- 市内の居住地による情報受信格差を解消するため、テレビ共同受信施設改修費の一部助成により、施設の改修を促進するとともに、県に助成制度の拡充を継続して要望します。



16 交通・港湾物流ネットワークの充実



(1) 現状

当市と他都市を結ぶ主要幹線道路として、三陸沿岸道路や一般国道 45 号のほか、東北有数の工業集積地である県内陸部とつなぐ一般国道 107 号及び 397 号があります。

国から重要港湾に指定されている大船渡港は、物流ネットワーク機能の強化を図るため、関係機関との連携を深めています。

公共交通については、大船渡市総合交通ネットワーク計画に基づき、効率的な交通体系の構築に努めています。

主な現状は次のとおりです。

- 三陸沿岸道路は、令和 3 年度には八戸市と仙台市を結ぶ全線が開通する見通しです。
- 県内陸部へ通じる幹線道路については、改良整備や重要物流道路の指定について関係機関へ働きかけを行っています。
- 東日本大震災で被災した湾口防波堤、岸壁、埠頭用地等の復旧は完了しており、永浜・山口地区工業用地は、平成 27 年度に当該工業用地 11.7ha のうち南側 5.4ha が完成し、平成 28 年 9 月から分譲に係る公募を開始した後、平成 29 年 6 月に I L C 整備における工業用地の活用検討のため、県が公募を一時中断しています。
- 震災により破損した港湾荷役設備やコンテナターミナルなどは復旧が完了し、国際フィーダーコンテナ定期航路の開設や、首都圏の荷主へ P R 活動を行うなどの取組により、コンテナ貨物取扱量は増加傾向にあります。
- 大船渡港振興協会、大船渡港物流強化促進協議会及び大船渡国際港湾ターミナル協同組合の活動を支援し、企業へのポートセールスを実施するとともに、船社への訪問を行い、大船渡港の周知及び利用の促進に向けて取り組んでいます。
- J R 大船渡線については、地域からの要望を受けて、J R に対して新駅設置を要望し、令和元年度に 3 駅が新設されるなど、B R T の利便性向上と利用者の増加を図っています。
- 三陸鉄道については、平成 31 年 3 月のリアス線全線開通の P R に努めたほか、市のイベントと連携したツアー列車を運行するなど、利用の促進を図っています。
- 路線バスや他の公共交通については、デマンド交通やタクシーチケット配布など、地域の実情に応じた実証実験を実施し、利用の促進と地域交通の確保に取り組んでいます。

(2) 課題

- ・県内陸部とつながる幹線道路における急カーブ、急勾配等の解消
- ・三陸沿岸道路大船渡中央インターチェンジ（仮称）の整備に向けた財源確保
- ・ポートセールスやポートセミナーの拡充
- ・港湾荷役機能の充実・強化
- ・I L C 整備に向けた大船渡港の活用推進
- ・効率的な地域公共交通の確保

(3) 施策の目的と成果目標

対象	意図	成果指標 (取得方法)	単位	実績値		目標値
				H30	R1	R7
市民 港湾利用者	移動や輸送が しやすくなる。	「当市と県内陸部や三陸沿岸地域を結ぶ幹線道路の整備が進み、移動が便利になった」と答えた市民の割合（市民意識調査）	%	66.6	69.9	75.0
		「市内を走る路線バスやBRTが利用しやすい」と答えた市民の割合（市民意識調査）	%	19.9	20.3	30.0
		「市内を走る三陸鉄道が利用しやすい」と答えた市民の割合（市民意識調査）	%	21.6	24.8	35.0
		港湾取扱貨物量（岩手県港湾統計）	万t	253	287	300
		コンテナ取扱個量（企業立地港湾課業務取得）	TEU	2,005	2,808	3,763

(4) 基本事業

① 幹線道路網の整備促進

- 東北横断自動車道釜石秋田線に接続する国道107号白石峠区間などの改良整備や、幹線道路の重要物流道路指定について、関係機関に働きかけます。
- 三陸沿岸道路に接続する大船渡中央インターチェンジ（仮称）の整備手法について、必要な支援を関係機関に働きかけます。
- 将来にわたる気仙地区の持続的な発展に不可欠で、県南地域の沿岸部と県内陸部をより短時間で結ぶ高規格道路の在り方について、ILC誘致の動向等も注視しつつ、関係自治体等の意向を伺い、機運の醸成に努めながら、その整備について国、県に働きかけていきます。

② 港湾の整備促進

- ILC誘致・実現に向け、永浜・山口地区工業用地の利活用と、建設資機材の搬入・検査に必要な港湾施設整備について、県や関係団体に働きかけます。
- 野々田地区における大規模地震に対応した耐震強化岸壁の早期整備について、県に働きかけます。
- 港湾の一層の利便性と作業効率の向上を図るため、高機能コンテナ荷役機械（ガントリークレーン）の早期整備について、県に働きかけます。

③ 港湾取扱貨物の確保

- 関係機関・団体と連携しながら、船主や荷主への積極的なポートセールスや定期的なポートセミナーの実施などにより、コンテナ貨物取扱量の増加を図ります。
- 小口貨物の一時保管等に有効となるコンテナ用上屋倉庫について、荷主企業に周知を行い、有効活用を図ります。
- 大船渡港振興協会、大船渡港物流強化促進協議会及び大船渡国際港湾ターミナル協同組合の活動を支援し、大船渡港の周知と利用の促進を図ります。

④ 公共交通網の整備・充実

- 地域公共交通の現状や住民の移動特性、ニーズを把握して、大船渡市総合交通ネットワーク計画を見直した上で、新たに地域公共交通計画の策定に取り組み、利便性の高い公

公共交通サービスの提供に努めます。

- 既存の地域公共交通について、通院や通学、買い物など、利用者の要望を基に、関係機関・事業者などに改善を働きかけながら、利用促進を図ります。
- 地域の実情に応じた公共交通としてデマンド交通やタクシーチケットなどの導入可能性検討や実証実験を積極的に進め、実装化に向け取り組みます。

大綱 5

やすらぎある安全なまちづくりの推進

施策 17 自然災害対策の推進

施策 18 市民生活に身近な安全の確保

施策の大綱（政策）5 やすらぎある安全なまちづくりの推進



17 自然災害対策の推進

（1）現状

地震や津波、台風、豪雨などの自然災害から、市民の生命と財産を守り、市民生活を支えることは、東日本大震災を経験した本市にとって、最も重要なことの一つです。

主な現状は次のとおりです。

- 震災後、市内全域における防災行政無線のデジタル化や各世帯への戸別受信機の貸与等により、防災情報の迅速かつ確実な伝達を図るとともに、ホームページや携帯電話、ツイッター等においても情報を入手できるよう、情報通信基盤の整備を行っており、災害時における情報伝達手段の多様化を図っています。
- 津波避難計画を策定し、津波が発生した際の職員の初動体制などについて、関係者等で情報共有を図っているほか、市の防災訓練や、地域住民によるワークショップで作成した津波避難マップ等により、津波の避難場所や避難経路等について周知を図っています。
- 東日本大震災の経験や教訓を風化させることなく、次世代に引き継ぐとともに、台風等により頻発する洪水・土砂災害などの自然災害に備えるため、市内各地にある津波伝承施設や学習施設等の連携による、防災学習ネットワークの形成に向けて取り組んでいます。
- 自主防災組織の未結成地域に対する結成の働きかけや、防災資機材を整備した自主防災組織に対する補助金の交付などにより、地域防災力の向上を図っています。
- 土砂災害警戒区域等の基礎調査結果を基に地域住民に対し説明会を実施しており、その結果を受け、岩手県により土砂災害警戒区域等の指定が進められています。
- 洪水や土砂災害による人的被害等の防止を図るため、避難勧告等の判断伝達マニュアルを作成するとともに、避難行動要支援者名簿を作成し、本人からの同意を得て、消防機関や民生委員等の関係者に名簿を提供して、災害時の安全の確保を図っています。

（2）課題

- ・防災情報の確実な伝達のための情報提供手段の多様化
- ・自主防災組織の未結成地域の解消と組織の活性化
- ・防災施設の整備促進

(3) 施策の目的と成果目標

対象	意図	成果指標 (取得方法)	単位	実績値		目標値
				H30	R 1	R 7
市民	自然災害から生命・財産が守られる。 自然災害発生時の被害を最小限に抑える。	自然災害（地震、津波など）による死傷者数 (防災管理室業務取得)	人	0	1	0

(4) 基本事業

①地震・津波対策の推進

- 防災行政無線の適切な管理・運用を図るとともに、ホームページやツイッター、SNS等の多様な通信手段を活用し、地域住民への迅速かつ確実な防災情報の伝達を図ります。
- 防災訓練の実施や津波避難誘導標識の設置等により、津波からの迅速な避難を図るとともに、避難場所や避難経路等の周知を図ります。
- 多面的な学びを市全体で形成する防災学習ネットワークにより、市内各地の津波伝承や防災学習の取組などの連携拡大を図るとともに、防災学習を目的とする来訪者の拡大を視野に入れ、市内外に向けた情報発信等を図ります。

②地域防災体制の強化

- 災害発生時において、円滑な初動対応により被害を最小限に抑えられるよう、自主防災組織の結成促進に努めるとともに、組織における独自訓練の実施や、役員等によるリーダー研修会への参加、防災士の資格取得の支援など、市民の防災意識の向上と組織の活性化を図ります。
- 警察や消防、自主防災組織等と連携し、避難行動要支援者名簿等を活用しながら、要支援者に対する避難対策を図ります。

③洪水・土砂対策の推進

- 水害ハザードマップの作成や洪水・土砂災害を想定した防災訓練の実施などにより、地域の危険箇所や避難場所、避難経路等を周知するとともに、防災意識の高揚を図ります。
- 土砂災害による被害を未然に防止し、安全で安心できる生活環境を確保するため、急傾斜地崩壊対策事業や砂防事業による法面工や砂防ダムなどの施設整備について、関係機関に働きかけます。
- 県と連携し、土砂災害警戒区域等の指定に向けた説明会などを通じて、土砂災害の危険性のある区域を地域住民に知らせるとともに、危険箇所への新規住宅の立地を抑制します。

18 市民生活に身近な安全の確保

(1) 現状

市民生活に身近な交通安全や防犯、火災などの対策・予防を推進することは、やすらぎある安全な暮らしの実現につながります。

主な現状は次のとおりです。

- 火災予防の一環として、防火座談会等を開催するとともに、防火意識高揚に向けた防災センターの職場見学や消防フェアの実施、不特定多数が出入りする施設への消防訓練の実施の促進のほか、住宅用火災警報器1器を市内全世帯に配布しています。
- 地域防災力の維持・強化のため、消防屯所や消防団車両を計画的に整備・更新しているほか、消防団員確保のため、幹部団員による勧誘活動を始め、成人式でのチラシ配布や、大船渡地区消防組合ホームページでの団員募集、女性団員の拡充等に向けた取組を進めています。
- 県立大船渡病院等と連携し、「救急フェア」や「一日救急隊長」等のイベントを通じて、救急医療・知識の啓発を図るとともに、年間1～2名の救急救命士を養成し、救急救命士資格を有する職員の救急車への安定的な搭乗により、救命率向上を図っています。
- 交通安全意識の啓発のため、関係機関や交通指導員、交通安全推進協力員、シルバー交通安全推進員等と連携し、継続的に街頭指導や広報活動を展開しています。
- 交通事故を未然に防ぐため、各地域や学校などからの要望により、交通安全施設を各道路管理者や警察署などと共に点検・確認し、交通状況等を考慮しながら、交通安全施設の整備を図っています。
- 地域安全運動などの機会を捉え、防犯対策に関する広報活動に取り組むとともに、各地区の防犯協会との連携により、巡回パトロールなど防犯活動を実施しています。
- 通学路の合同点検を実施し、関係機関や地域と連携して通学路の防犯対策の向上に取り組んでいます。
- 気仙2市1町で連携して、専門的な知識と経験を有した消費生活相談員を配置し、消費生活に関する情報提供や消費者トラブルの相談に応じるとともに、相談員の資質の向上を図るため、各種研修会へ参加し、専門知識の習得に努めています。

(2) 課題

- ・防火意識の高揚
- ・消防団や防犯活動組織における担い手の確保
- ・幅広い層に届く防火・交通安全・防犯・消費者保護に関する広報活動
- ・消費者が利用しやすい相談窓口と消費生活相談員の資質向上

(3) 施策の目的と成果目標

対象	意図	成果指標 (取得方法)	単位	実績値		目標値
				H30	R 1	R 7
市民	火災・交通事故・犯罪・詐欺から生命・財産を守る、被害に遭わないようにする。	住宅火災発生件数 (大船渡消防署業務取得)	件	7	1	3 以下
		人身事故件数 (市民環境課業務取得)	件	32	41	40 以下
		犯罪件数 [刑法犯認知件数] (大船渡警察署)	件	77	84	80 以下
		「消費生活トラブルに遭わないよう、最新の消費生活情報に関心を寄せている」と答えた市民の割合 (市民意識調査)	%	42.4	45.7	50.0

(4) 基本事業

①消防体制の充実

- 各地域において防火座談会の開催や不特定多数の人が出入りする施設での消防訓練実施指導の継続、住宅用火災警報器の設置率の上昇を目指すための取組を展開し、各年代に対する防火意識の高揚を図ります。
- 地域防災力の維持・強化のため、消防屯所や消防団車両の整備・更新を継続して進めるとともに、消防団員確保のため、幹部団員による勧誘活動、特に女性団員の拡充を図る方策を積極的に展開します。
- 県立大船渡病院と連携して市民に対する救急医療の啓発を図り、救命講習により心肺蘇生に対する知識の普及を推進します。また、救急救命士を継続的に養成し、救急車への救命士搭乗率を維持するとともに、救急活動時、バイスタンダー(現場に居合わせた人)と連携を図り、救命率の向上を目指します。

②交通安全対策の推進

- 各季節運動において、市広報紙へ運動の趣旨を掲載し、交通安全意識の高揚を図るとともに、関係機関、交通指導員、交通安全推進協力員、シルバー交通安全推進員等と連携して交通安全対策の効果的な推進に努めます。
- 通学路などにおける交通事故防止のため、交通安全施設点検により危険箇所の把握に努め、道路管理者や関係機関に対して適切な対応を要請し、交通安全施設の整備に努めます。

③防犯対策の推進

- 地域安全運動期間などに市広報紙により防犯活動を周知するとともに、警察や各地区防犯協会と連携しながら防犯意識の啓発に努めます。
- 各地区防犯協会が主体となり青色回転灯車による地域パトロールを実施するとともに、大船渡市地域安全推進協議会を中心に防犯関係団体が連携して、散歩や買い物といった日常生活を送りながら登下校時に子どもの見守りを行う「ながら見守り」に取り組むことにより、犯罪の起こりにくいまちづくりを推進します。

④消費者の自立支援

- 消費者の安全と安心を支え、消費者トラブルの解決を支援するため、常に最新の消費生活情報を収集し、市広報紙等を活用して情報提供を行うとともに、大船渡市消費生活センターの相談体制の充実に努めます。
- 市民の経済的自立を支援するため、消費者信用生活協同組合で実施している消費者救済貸付制度に、貸付資金(債務整理・生活再建)を預託し、相談者の状況に応じて、資金の貸付けを行います。

大綱 6

自然豊かな環境の保全と創造

施策 19 生活環境の保全

施策 20 自然環境の保全

施策 21 廃棄物処理対策の推進

施策の大綱（政策） 6 自然豊かな環境の保全と創造



19 生活環境の保全



(1) 現状

地球温暖化の進行は、自然環境や気候、人々の暮らしに様々な影響を及ぼしており、その被害は深刻さを増しています。このことから、「脱炭素社会」の早期実現が求められており、徹底した省エネや脱炭素ライフスタイルの構築、石油に依存しないエネルギーの利活用を推進していく必要があります。

主な現状は次のとおりです。

- エコライフの実践に伴う「環境にやさしい暮らし」について、様々な世代での定着を図るため、出前講座を実施し、地域住民、事業所等に対し、環境保全等の啓発等を図っており、令和元年度からは県実施事業「地球温暖化を防ごう隊」と協力しています。
- 環境の保全に関する活動を積極的に行う意欲を高めるため、環境月間に、市広報紙への記事掲載や市本庁舎への看板設置を行っています。
- 大船渡市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、市の行政事務における温室効果ガスの排出量の削減等を推進しています。
- 住宅用太陽光発電設備設置補助制度を設け、一般家庭への太陽光発電システムの設置を促進することにより、環境負荷の小さい再生可能エネルギーの普及を図っています。
- 公害等の未然の防止、環境の保全等を目的として、新設等の事業所と地域住民等との環境保全協定の締結を促進しています。
- 生活環境等に関する苦情や相談が寄せられた場合には、大船渡保健所、大船渡警察署等、各関係機関と協力して原因者への指導に当たるなど、迅速に対応しています。

(2) 課題

- ・新設事業所への公害防止に関する監視・指導
- ・継続的な取組による環境にやさしい暮らしの定着
- ・地球温暖化対策の一層の推進

(3) 施策の目的と成果目標

対象	意図	成果指標 (取得方法)	単位	実績値		目標値
				H30	R1	R7
市民	生活環境を保全する。	「全体的にみて、市の環境は良好である」と答えた市民の割合（市民意識調査）	%	55.5	55.9	60.0
		「環境に配慮した行動を実践している」と答えた市民の割合（市民意識調査）	%	75.2	81.2	83.0

(4) 基本事業

①地域環境保全の推進

- 環境に関する多様な学習機会の提供に加え、広く啓発活動を行いながら、市民一人一人の環境意識の高揚を図るとともに、関係機関・団体と連携し、活動を支援して幅広い世代の取組を推進します。
- 公害苦情処理に迅速に対応するとともに、事業者が自主的に環境への負荷を低減するよう、環境保全協定締結の取組を推進します。

②環境に配慮した生活の推進

- 市民一人一人が地球環境に配慮した生活を意識し、その効果を実感できるよう、県と共同でエコライフ推進事業を継続して実施するとともに、その結果について広報等で公表するなど啓発に努めます。
- 関係団体と連携し、省資源・省エネルギーの普及や、3R、エコライフ・エコオフィス・エコドライブなどの取組について、きめ細かな周知を図ります。
- 市全域を対象とする大船渡市地球温暖化対策推進実行計画（区域施策編）を策定し、市民、事業者と共に、温室効果ガスの排出量の削減を推進します。
- 環境負荷の小さい再生可能エネルギーの更なる普及を図るため、公共施設への再生可能エネルギー設備の整備や、民間事業者による再生可能エネルギーを活用した発電事業への支援、さらには、住宅用太陽光発電システムの設置を促進します。



20 自然環境の保全

(1) 現状

当市は、広大な海や山を有し、豊かな自然環境に恵まれています。この誇れる環境を守り、次世代に継承していくため、自然と共生する社会を目指し、公共用水域の水質保全や、自然環境の保護に向けた取組を進めています。

主な現状は次のとおりです。

- 大船渡湾の水環境については、震災後、一時的に水質が改善されましたが、水質の悪化傾向が一部に見られており、汚濁原因等は、山林や田畑など自然由来のもの、生活系や事業系排水など人的活動が原因となっているものが考えられることから、大船渡湾水環境保全計画に基づき、関係機関と共に各種施策を展開しています。
- 大船渡湾内に流入したごみについては、清掃船「さんご丸」による回収を定期的を実施し、適切な処分を行っています。
- 公共用水域の水質保全に向け、公共下水道事業や漁業集落排水事業、浄化槽設置への助成事業を推進しています。
- 大船渡浄化センターについては、ICTを活用した維持管理体制を構築し、既設の水処理施設の処理能力を増強するための改良工事など、効率的かつ効果的な施設整備を推進しています。
- 三陸復興国立公園及び県立自然公園「五葉山」に自然保護管理員を配置し、自然環境の適切な保護管理を行うとともに、関連団体と連携して、清掃活動や草刈り作業など、公園内の整備に努めています。

(2) 課題

- ・大船渡湾の水質汚濁の抑制
- ・公共用水域の水質保全への意識醸成
- ・汚水処理施設の効率的な整備と水洗化率の向上
- ・自然環境保全の普及活動のための保護管理体制の強化

(3) 施策の目的と成果目標

対象	意図	成果指標 (取得方法)	単位	実績値		目標値
				H30	R 1	R 7
市民 事業所	自然環境を保全する。	「きれいな空気、緑や自然が多く残っている」と答えた市民の割合 (市民意識調査)	%	80.2	83.2	85.0
		汚水処理人口普及率(行政人口に対する整備率) (下水道事業所業務取得)	%	70.5	74.0	95.1

(4) 基本事業

①河川・湾内の水環境保全

- 河川、湾内の公共用水域の環境を保全するため、県などの管理者へ随時、対策を要請するとともに、地区や地域、関係団体などと協力しながら、清掃活動を推進します。
- 大船渡湾水環境保全計画を推進するとともに、環境関連調査の結果や有識者の助言を踏まえて、大船渡湾内の水質の汚濁原因の究明と改善策の検討を進めます。
- 清掃船「さんご丸」を効率的に運航するとともに、漁業関係者や港湾利用者などと連携・協力して、大船渡湾内の清掃等に取り組みます。
- 公共用水域の水質の現状等について、市広報紙やパンフレット等により市民、事業者等に周知することで、水質保全意識の醸成を図ります。
- 公共用水域の水質を良好に保つため、公共下水道整備、漁業集落排水施設整備及び浄化槽設置助成を推進します。

②自然環境保全活動の推進

- 三陸復興国立公園及び五葉山県立自然公園の自然環境の適切な保護管理のため、体制の強化に努めます。
- 碓石海岸キャンプ場、みちのく潮風トレイル、三陸ジオパーク等の利用促進に努め、三陸復興国立公園及び五葉山県立自然公園の豊かな自然環境に親しむ機会の創出を図ります。

21 廃棄物処理対策の推進

(1) 現状

市内の家庭や事業所等から排出されるごみのうち、一般家庭から排出される可燃ごみは、大船渡地区環境衛生組合で収集後、当市を含む3市2町で構成する岩手沿岸南部広域環境組合の岩手沿岸南部クリーンセンター（釜石市）で熔融処理しています。

不燃ごみや粗大ごみは、破碎・選別などの中間処理を行い、資源として再利用できるものの再資源化を図っています。

主な現状は次のとおりです。

- 家庭のごみ排出量については、人口減少等もあって微減傾向にありますが、市民一人当たりのごみ排出量は横ばいで推移しています。
- プラスチック系廃棄物のリサイクル化、再資源化によるゼロ・エミッションの実現に向け、平成21年10月から、モデル地区を指定し、一般家庭から排出される可燃ごみの中のプラスチック類などを分別・収集して、市内のセメント工場で資源（燃料及び原料）として利用する再利用ごみモデル収集事業を実施しており、平成22年10月からはモデル地区を段階的に拡大しています。
- 廃タイヤや布団等といった大型ごみの不法投棄が見られ、ポイ捨てごみも道路沿いを中心に散見されることから、衛生監視員による巡回パトロールや、関係機関（保健所、警察）との連携等による監視の強化、不法投棄の禁止を呼びかける看板や防止ネット等の設置により抑制を図っています。
- 汚水処理されないし尿については、当市、陸前高田市及び住田町で構成する気仙広域連合の衛生センターで処理していますが、処理量は減少傾向にあります。

(2) 課題

- ・ごみ減量化とリサイクルの推進
- ・不法投棄等への対応に向けた関係機関との連携
- ・し尿処理施設の適正な維持管理

(3) 施策の目的と成果目標

対象	意図	成果指標 (取得方法)	単位	実績値		目標値
				H30	R1	R7
市民 事業所	廃棄物を減らす。 廃棄物の再資源化を図る。 適正に処理する。	市民1人当たりごみ排出量 (大船渡地区環境衛生組合業務取得)	g/人 日	648	647	640
		市民1人当たりリサイクルできた 古紙、ビン、カン、鉄くずの量 (大船渡地区環境衛生組合業務取得)	g/人 日	82	80	84

(4) 基本事業

①ごみ減量化とリサイクルの推進

- 岩手沿岸南部広域環境組合や大船渡地区環境衛生組合などと連携して、沿岸南部地域循環型社会形成推進地域計画との整合を図りながら、ごみの減量化やリサイクルを推進します。
- 家庭から出る可燃ごみのうち、プラスチック類などを再利用ごみとして分別・収集し、市内のセメント工場で資源として活用することで、循環型社会への取組を進めるとともに、対象地区の拡大や広域での取組を検討していきます。
- 再利用ごみの分別・収集の普及とリサイクル意識の向上を図るため、出前講座などを通じて、ごみ処理に係る正しい知識の普及・啓発や情報の積極的な提供に努めます。

②廃棄物の適正処理

- 衛生監視員による監視や定期パトロールを継続して実施しながら不法投棄の把握に努め、原因者への指導を行うとともに、公衆衛生組合などの関係団体と連携して、不法投棄・ポイ捨ての防止と正しいごみの処分方法について普及啓発を図ります。
- し尿処理量の推移を注視しながら、処理施設の適切な維持管理が図られ、適正処理が行われるよう、気仙広域連合と連携して対応するとともに、し尿や浄化槽汚泥等といった廃棄物系バイオマスの有効利用に向け、気仙広域連合と連携しながら、その活用を検討します。

大綱 7

新たな時代を切り拓く行政経営の確立

施策 22 市民参画の拡充

施策 23 質の高い行財政運営の推進

施策 24 広域・大学連携の推進

施策の大綱（政策）7 新たな時代を切り拓く行政経営の確立



22 市民参画の拡充

(1) 現状

新たな時代のまちづくりを進めていく上で、市民との情報共有はもとより、施策の立案から実施、評価に至るまで、市民参画がますます重要になっており、多様な場での意見交換や懇談などを通じて、市民視点を行政経営に反映させる取組が広がっています。

主な現状は次のとおりです。

- 事業の実施や合意形成等を図る上で、住民対象の説明会や懇談会を開催したほか、新たな計画の検討や地域づくり、まちづくりのためのワークショップ等を開催しています。
- 各種計画策定の過程で市民意見を反映させるため、各種審議会等での委員公募や、パブリック・コメントを実施しています。
- 各種審議会・協議会等の役割や委員名簿、議事録、配布資料等をホームページに掲載し、市の政策や計画に関する情報について、素案から成案に至るまでの経過を含め、市民との共有に努めています。
- さかなグルメの普及に向けた取組や、地域資源の活用に関する取組など、一部の事業では、事業の企画から運営まで、市民有志の参画が進んでいます。
- 広報大船渡、定例記者会見を始め、ホームページやツイッター、コミュニティFMラジオを活用し、行政情報を積極的に発信しています。
- 広報媒体として、平成30年4月に市のフェイスブックページを開設するとともに、令和3年1月にはユーチューブチャンネルを開設するなど、多様な広報媒体を通じた情報発信を行っています。
- 市政モニター制度や市民提言箱（市内8か所）、Eメール、市民意識調査などを通じて得られた市民の意見・提言を可能な限り市政に反映させています。

(2) 課題

- ・市民が参加しやすい懇談会やワークショップ等の運営と手法の改善
- ・SNSを始めとする広報媒体の充実

(3) 施策の目的と成果目標

対象	意図	成果指標 (取得方法)	単位	実績値		目標値
				H30	R 1	R 7
市民 行政	まちづくりに参画する。 協力し合いながらまち づくりに取り組む。	「まちづくり活動に参加している（積 極的に参加したい）」と答えた市民の割 合（市民意識調査）	%	25.7	26.1	40.0

(4) 基本事業

① 市政への参画機会の拡充

- 市民の様々な意見や提言を市政に反映させるため、課題に応じて、地区や地域などでの説明会や懇談会、ワークショップの開催、各種審議会などの委員公募、パブリック・コメントの実施などに取り組むほか、行政情報の積極的な公開・共有に努め、市民の市政への参画を促進します。
- 市民参画を促すために、参画機会の拡充を図るとともに、ワークショップや懇談会等での意見に対する市政への反映状況の可視化を一層推進します。

② 広報・広聴活動の充実

- 市広報紙を始め、SNSなど新たな広報媒体の多様な活用を図りながら、市民に対して積極的かつ迅速に行政情報を発信し、情報共有を図る仕組みづくりを推進します。
- 市民の多様な意見、提言が市政に届きやすいよう、市政モニター制度や市民意識調査、市民提言箱やEメールでの受付など、より積極的な活用を図り、市民ニーズの把握に努めます。

23 質の高い行財政運営の推進

(1) 現状

限られた経営資源（ヒト・モノ・カネ）の下、より水準の高い行政サービスを提供するため、効率的・効果的な行政運営に取り組んでいます。また、人口減少や少子高齢化の進行により、財政状況が厳しさを増す中、財政の健全化に配慮しながら、選択と集中による財政運営を図っています。

主な現状は次のとおりです。

- 行政改革大綱や行政改革実施計画に基づき、行政評価を通じてP D C Aサイクルにより、事務事業の改革・改善を図っています。
- スマート自治体への移行を視野に、基幹系システムや各種行政情報システムの更新の準備を進めつつ、マイナンバー制度のサービス拡充に対応するため、逐次、システムの改修を行い、公共機関の間での情報連携を図っています。
- 業務改革・事務改善の一環として職員提案制度を導入し、その実現に取り組んでいるほか、R P AなどのI C Tを活用した行政事務の生産性向上に向けた取組を進めています。
- 震災復興後の社会情勢や行政ニーズを見据え、組織機構の再編に取り組んでいます。
- 市職員として有為な人材を持続的に確保するため、全国で受験可能なオンラインによる能力検査を採用試験に導入しています。
- 市税等の収納率向上に向けて、インターネット公売や滞納処分を実施するなど債権管理の適正化を図るとともに、コンビニ収納やクレジット収納といった納付方法の多様化に取り組んでいます。
- 平成28年度に公共施設等総合管理計画を、令和元年度には個別施設計画をそれぞれ策定し、公共建築物やインフラ施設の計画的で適正な管理とコストの平準化を図っています。
- 補助率の高い国・県補助金や交付金の活用のほか、交付税措置率の高い地方債の導入を進め、可能な限り財政負担の軽減に努めています。
- 当市への関心を深めてもらうための機会を創出するとともに、財源の確保を図るため、ふるさと納税の推進に取り組んでいます。

(2) 課題

- ・外部委員による行政評価や、その結果の予算編成等への反映・活用
- ・行政手続のスマート化や行政システムのクラウド化を始めとするスマート自治体の実現に向けた取組の推進
- ・社会情勢に迅速に対応する行政運営
- ・公共施設の効果的・効率的な運営手法の検討
- ・財政運営の一層の選択と集中

(3) 施策の目的と成果目標

対象	意図	成果指標 (取得方法)	単位	実績値		目標値
				H30	R 1	R 7
行政・行政 組織 施策・事務 事業	質の高い行政サービスで 市民の満足度を高める。 公共施設等の保有量の適 正化を進め、財政負担を 軽減・平準化する。	「行政サービスに満足している」 と答えた市民の割合(市民意識調査)	%	32.6	32.4	45.0
		施策の成果目標のうち達成できた 目標の割合(企画調整課業務取得)	%	29.8	39.3	100.0
		削減した公共施設の面積 (財政課業務取得)	m ²	332	1,386	14,355

(4) 基本事業

①効率的・効果的な行政運営の推進

- 行政評価により大船渡市総合計画の進捗を適切に管理し、必要に応じて事業の見直しを行うとともに、その結果を予算編成や組織の最適化、事務執行体制の適正化に反映させます。
- ICTを積極的に活用して行政手続のスマート化や行政システムのクラウド化を推進し、スマート自治体を見据えた行政基盤を構築します。
- 有為な人材を幅広く確保しつつ、自治体規模に見合った効果的で効率的な行政組織の整備を図ります。
- 職員のワーク・ライフ・バランスに配慮し、職員が働きやすい環境の整備を図ります。

②健全な財政運営の推進

- 市税等の適切な賦課及び徴収に努めるなど、市の保有する債権を適正に管理するとともに、受益者負担の観点から、使用料や手数料の適正化を推進し、積極的に自主財源の確保を図ります。
- 行政評価の結果に基づき施策の重点化を図るとともに、財政計画や経営戦略等の見直しを踏まえ、限られた財源の重点的かつ効率的な活用を図ります。
- 公共施設等総合管理計画・個別施設計画に基づき、トータルコストの縮減や財政負担の平準化を意識した進行管理を行いながら、施設等の適正規模・面積を目指すとともに、公共建築物及びインフラ資産の機能維持を図ります。
- 既存の土地・建物等の公有財産や基金などを有効活用するとともに、将来的に活用が見込まれない施設については適切な時期での処分を進めます。
- 統廃合に伴い閉校となる学校教育施設については、「大船渡市立小・中学校施設の閉校後の利活用に関する基本方針」に基づき、地域の意向を伺いながら、利活用について検討を進めます。
- 補助率の高い国・県の補助金・交付金や交付税措置率の高い地方債など、より有利な財源の確保・活用に努めます。
- ふるさと納税制度の趣旨を踏まえながら、より多くの寄附をしてもらえるよう、魅力的なお礼品の確保やポータルサイト（寄附受入窓口）の充実を図ります。

24 広域・大学連携の推進

(1) 現状

住民に身近なサービスの提供や課題等の解決に向け、広域で連携して効率的な取組を進めるとともに、大学の知を生かしながら、交流にもつながる連携を図っています。

主な現状は次のとおりです。

- 気仙広域連合（当市、陸前高田市、住田町）、大船渡地区環境衛生組合及び大船渡地区消防組合（当市、住田町）、さらに、岩手沿岸南部広域環境組合（当市、陸前高田市、住田町、釜石市、大槌町）等の広域行政団体において、職員研修、介護認定、し尿処理、消防・救急、ごみ処理等の業務を共同処理しています。
- 広域連携の重要性を共有した上で、復興状況等の進展を踏まえ、令和元年度に当市と住田町で定住自立圏を形成し、互いの地域特性やスケールメリットを生かした圏域の活性化に取り組んでいます。
- 三陸沿岸都市会議、岩手県沿岸市町村復興期成同盟会、岩手三陸連携会議、さらには道路整備の促進等を目的とする広域連携団体に参画し、広域的な共通課題の解決に向けて、国・県に対する要望活動等を展開しています。
- I L Cの誘致・実現に向け、気仙地区内のI L C推進団体等の連携を図ることを目的に、意見交換や情報共有等を行う場として、気仙地区I L C推進団体等連絡会議が設置され、当市が事務局を担っているほか、東北I L C事業推進センターに参画し、各団体とともにI L C誘致活動に取り組んでいます。
- 当市と北里大学との間で、連携協力協定や災害時の連携協力に関する覚書を締結していますが、震災の影響で、相模原キャンパスに移転した北里大学海洋生命科学部については、平成26年に、三陸キャンパス内に海洋生命科学部附属三陸臨海教育研究センターが開設され、海洋生命科学部生による実習や調査・研究、研究者の学術交流が行われています。
- 明治大学及び立命館大学とは、震災復興に特化した協定を見直し、地域の活性化や人材育成を目的とした包括協定を新たに締結したことから、まちづくりや人材育成など、多様な分野で連携が図られているほか、教育支援や地域行事への参加を通じて、市民との交流が深まっています。
- 北里大学や岩手大学と連携し、研究意欲のある事業者と大学との共同研究を支援しています。

(2) 課題

- ・広域連携の取組の推進
- ・I L C誘致に向けた取組の推進と機運醸成
- ・高等教育機関等との連携

(3) 施策の目的と成果目標

対象	意図	成果指標 (取得方法)	単位	実績値		目標値
				H30	R 1	R 7
関係自治体 広域的団体 高等教育 機関等	連携して広域的に 課題を解決する。	「広域的な連携や交流が市民サービスの向上に役立つ」と答えた市民の割合（市民意識調査）	%	20.8	20.5	50.0

(4) 基本事業

① 広域連携の推進

- 広域連合や一部事務組合で共同処理の効率化を図りながら、広域連携の取組を推進し、住民サービスの向上に努めます。
- 共通課題を抱える市町村との連携強化を図るとともに、定住自立圏による取組を積極的に推進します。
- 関係自治体や I L C 推進団体等と連携して I L C 計画の情報収集に努めながら、積極的に誘致活動に取り組むとともに、I L C 誘致実現を見据えて受入環境の整備を図ります。
- 様々な広域連携団体への参画により、共通課題の克服に向け、共に取り組みます。

② 大学等との連携の推進

- 大学との包括協定や震災を契機とした関わりにより、産業振興や教育・文化、まちづくり、人材育成など、多様な分野において大学との連携を推進しながら交流促進を図るとともに、民間団体等による交流を支援し、関係人口の拡大に取り組みます。
- 新商品開発や生産性向上等につながる大学との共同研究や、実装化に向けた取組を支援するなど、産学官連携を推進します。

資料編

- 1 大船渡市総合計画審議会条例
- 2 大船渡市総合計画審議会委員名簿
- 3 市長の諮問及び大船渡市総合計画審議会の答申
- 4 大船渡市総合計画策定委員会設置規程
- 5 大船渡市総合計画策定委員会名簿
- 6 大船渡市総合計画策定委員会専門部会設置要綱
- 7 大船渡市総合計画策定委員会専門部会名簿
- 8 大船渡市総合計画策定の主な経過

大船渡市総合計画審議会条例

	昭和 50 年 3 月 17 日	条例第 13 号
改正	平成 11 年 3 月 12 日	条例第 2 号
改正	平成 12 年 3 月 15 日	条例第 1 号
改正	平成 14 年 3 月 18 日	条例第 14 号
改正	平成 23 年 3 月 22 日	条例第 2 号

(設置)

第 1 条 大船渡市総合計画について調査審議するため、市長の諮問機関として大船渡市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員20人以内をもつて組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 民間団体の代表者
- (3) その他必要と認められる者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員が委嘱されたときの要件を欠くに至ったときは、委員の職を失う。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 審議会に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもつて組織する。

(協力の要求等)

第 7 条 審議会は、必要があるときは、関係者に対し資料の提出、意見の聴取、説明その他の協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画政策部において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月12日条例第2号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月15日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月18日条例第14号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月22日条例第2号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月25日条例第28号)

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

大船渡市総合計画審議会委員名簿

〔敬称略〕

区 分	所 属	職 名	氏 名	備 考
学識経験者	岩手県立大学総合政策学部	教授	吉 野 英 岐	
民間団体の代表者	大船渡商工会議所	会頭	米 谷 春 夫	会長
	大船渡市農業協同組合	代表理事 組合長	菊 池 司	
	大船渡市水産振興連絡会	会長	船 砥 秀 市	
	一般社団法人大船渡市観光物産協会	会長	齊 藤 俊 明	
	社会福祉法人大船渡市社会福祉協議会	会長	田 村 福 子	副会長
	大船渡市地区公民館連絡協議会	会長	金 野 律 夫	
	大船渡市各種女性団体連絡協議会	会長	佐々木 好 子	
	一般社団法人大船渡青年会議所	監事	山 口 康 玄	
	協同組合南三陸ショッピングセンター	会長理事	門 田 崇	
	株式会社キャッセン大船渡	取締役	臂 徹	
その他 必要と 認めら れる者	特定非営利活動法人おはなしころりん	理事長	江 刺 由 紀 子	
	児童家庭支援センター大洋	元所長	刈 谷 忠	
	岩手県知事認定男女共同参画 サポーター		今 野 良 子	
	子育てサークルきっぴんきっず	代表	白木澤 京 子	
	LOVE 大船渡プロジェクト実行委員会	委員長	佐々木 陽 代	
	大船渡・住田定住自立圏共生ビジョン 懇談会	委員	中 村 純 代	
	北里大学海洋生命科学部附属 三陸臨海教育研究センター	地域連携 部門助手	清 水 恵 子	
公募		畠 山 博 史		

企 第 39 号
令和 2 年 7 月 3 日

大船渡市総合計画審議会
会長 米 谷 春 夫 様

大船渡市長 戸 田 公 明

大船渡市総合計画の策定について（諮問）

大船渡市総合計画基本構想及び後期基本計画が令和 2 年度をもって満了することから、次期総合計画基本構想及び前期基本計画の策定にあたり、大船渡市総合計画審議会条例第 1 条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

令和3年2月1日

大船渡市長 戸田公明様

大船渡市総合計画審議会

会長 米谷春夫

大船渡市総合計画について（答申）

令和2年7月3日付、企第39号で当審議会に諮問がありました基本構想及び前期基本計画について、慎重に審議した結果、別冊のとおり取りまとめましたので答申します。

なお、計画の推進にあたっては、次の事項に十分留意するよう要望します。

記

- 1 総合計画の趣旨や内容の周知を図り、本計画の将来都市像「ともに創る やすらぎに包まれ 活気あふれる 三陸のにぎわい拠点 大船渡」の実現に向けて、市民、事業者、各種団体などと情報を共有しながら、協働のまちづくりを推進すること。
- 2 人口減少に歯止めをかけ、持続可能な地域づくりに資するため、重点プロジェクト（第2期大船渡市まち・ひと・しごと創生総合戦略）に積極的に取り組み、具体的かつ戦略的に推進すること。
- 3 東日本大震災の復旧・復興から新たなまちづくりへの移行にあたり、社会情勢の変化に的確に対応しながら、長期的な視点に立ち、大船渡らしさを活かしたまちづくりを進めること。
- 4 計画の実施にあたっては、審議過程において出された各施策や事務事業に対する個別の意見・要望等を尊重し、十分検討すること。

大船渡市総合計画策定委員会設置規程

	平成16年5月12日	訓令第6号
改正	平成19年3月30日	訓令第11号
改正	平成21年11月11日	訓令第5号
改正	平成23年4月1日	訓令第5号
改正	平成23年7月1日	訓令第15号
改正	平成24年3月28日	訓令第17号
改正	平成26年4月1日	訓令第2号
改正	平成27年3月23日	訓令第21号
改正	平成27年9月24日	訓令第37号
改正	平成30年3月26日	訓令第9号
改正	令和2年3月19日	訓令第16号

大船渡市総合発展計画策定会議設置規程（昭和50年大船渡市訓令第2号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 大船渡市総合計画（以下「総合計画」という。）策定のため、大船渡市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）総合計画策定に係る調査及び研究に関すること。
- （2）総合計画案の策定及び調整に関すること。
- （3）その他総合計画策定に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員会に、委員長1人、副委員長1人を置き、委員長には副市長を、副委員長には教育長をもって充てる。
- 3 委員は、市長部局の部長等、水道事業所長、議会事務局長及び教育次長をもって充てる。

（職務）

第4条 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、その目的により委員の一部をもって開くことができる。
- 3 委員長は、必要に応じて会議に関係のある者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(専門部会)

第6条 委員会に、専門事項の調査研究及び総合計画案の作成のため、専門部会を置く。

(報告)

第7条 委員長は、総合計画案を策定したときは、市長に報告しなければならない。ただし、必要に応じて、策定の中間においても、その経過を報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画政策部企画調整課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成16年5月12日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日訓令第11号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年11月11日訓令第5号)

この訓令は、平成21年11月11日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日訓令第5号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年7月1日訓令第15号)

この訓令は、平成23年7月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月28日訓令第17号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日訓令第2号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月23日訓令第21号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年9月24日訓令第37号)

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月26日訓令第9号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月19日訓令第16号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

大船渡市総合計画策定委員会名簿

〔敬称略〕

No	区分	職名	氏名	備考
1	委員長	副市長	志田 努	
2	副委員長	教育長	小松 伸也	
3	委員	災害復興局長	佐々木 義久	
4	〃	企画政策部長	武田 英和	
5	〃	総務部長	田中 聖一	
6	〃	協働まちづくり部長	新沼 徹	
7	〃	生活福祉部長	金野 高之	
8	〃	商工港湾部長	近江 学	
9	〃	観光推進室長	千葉 讓	
10	〃	農林水産部長	鈴木 満広	
11	〃	都市整備部長	阿部 博基	
12	〃	水道事業所長	大浦 公友	
13	〃	議会事務局長	鎌田 征喜	
14	〃	教育次長	遠藤 和枝	
15	〃	大船渡地区消防組合消防本部消防長	大久保 守正	

大船渡市総合計画策定委員会専門部会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、大船渡市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定にあたり、大船渡市総合計画策定委員会設置規程（平成16年大船渡市訓令第6号）第6条第1項の規定により設置する専門部会（以下「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画策定に係る専門事項の調査及び研究に関すること。
- (2) 総合計画案の作成及び調整に関すること。
- (3) その他総合計画策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 部会の名称は、次のとおりとする。

- (1) 産業振興部会
 - (2) 保健福祉部会
 - (3) 教育文化部会
 - (4) 都市基盤部会
 - (5) 防災安全部会
 - (6) 環境部会
 - (7) 行財政・交流部会
- 2 各部会は、部会長、副部会長及び部員をもって組織し、別表に掲げる者をもって充てる。

(職務)

第4条 部会長は、各部会を総理し、各部会を代表する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 各部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、部会長が議長となる。

- 2 各部会の会議は、その目的により部員の一部をもって開くことができる。
- 3 部会長は、必要に応じて会議に関係のある者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(報告)

第6条 部会長は、総合計画案を作成したときは、総合計画策定委員会委員長に報告しなければならない。ただし、必要に応じて、作成の中間においても、その経過を報告するものとする。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、企画政策部企画調整課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 5 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 11 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 6 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

大船渡市総合計画策定委員会専門部会名簿

〔敬称略〕

	職名	氏名	所属部会						
			産業 振興	保健 福祉	教育 文化	都市 基盤	防災 安全	環境	行財政 ・交流
1	復興政策課長	金野久志				●			●
2	土地利用課長	松川伸一				●			
3	企画調整課長	伊藤喜久雄	●	●	●	●	●	●	◎
4	秘書広報課長	近江信敏							●
5	総務課長	江刺雄輝							●
6	防災管理室次長	及川吉郎					◎		
7	財政課長	佐藤雅俊							○
8	税務課長	佐藤力也							●
9	三陸支所長	田中聖一							●
10	市民協働課長	新沼晶彦		●					●
11	生涯学習課長	熊谷善男			◎				
12	市民文化会館長	金野優子			●				
13	市民環境課長	下田牧子		●			●	◎	
14	国保年金課長	三上護		○					
15	地域福祉課長	佐々木毅		◎					
16	子ども課長	新沼真美		●	●				
17	長寿社会課長	佐々木義和		●					
18	健康推進課長	佐藤かおり		●					
19	商工課長	佐藤信一	◎			●			
20	企業立地港湾課長	山岸健太郎	●			●			
21	観光推進室次長	小松哲	●					●	
22	農林課長	菅原博幸	●			●		●	
23	水産課長	今野勝則	○			●		●	
24	建設課長	金野尚一				◎	●		
25	住宅公園課長	富澤武弥				○			

	職名	氏名	所属部会						
			産業 振興	保健 福祉	教育 文化	都市 基盤	防災 安全	環境	行財政 ・交流
26	住宅公園課技監	伊藤公男				●			
27	下水道事業所長	熊井勝幸						●	
28	簡易水道事業所長	佐藤悦夫				●			
29	会計管理者	細谷真実							●
30	教育総務課長	遠藤和枝			●				
31	学校教育課長	佐藤真			○				
32	監査委員事務局長	伊藤真紀子							●
33	農業委員会事務局長	飯田秀	●			●			
34	気仙広域連合衛生課長	山田宏基						●	
35	気仙広域連合介護保険課長	山田宏基		●					
36	大船渡地区消防組合 消防本部次長	大畑養一					○		
37	大船渡地区消防組合 消防本部消防総務課長	新沼永悦					●		
38	大船渡地区消防組合 消防本部消防課長	千葉仁一					●		
39	大船渡地区消防組合 大船渡消防署長	菊池一夫					●		
40	大船渡地区環境衛生組合 事務局長	安居清隆						○	
◎：部会長 ○：副部会長 ●：部会員			7	9	6	12	8	8	10

大船渡市総合計画策定の主な経過

年月日	項 目	内 容
令和2年 2月18日 ～3月19日	市民意識調査の実施	市内在住の18歳以上の男女2,000人を対象とした将来のまちづくりなどの意識調査（回収率48.8%）
4月27日	第1回大船渡市総合計画策定委員会及び第1回総合計画策定委員会専門部会	総合計画2021策定の進め方（策定方針、体制、スケジュール等）
6月24日 ～7月15日	分野・階層別グループインタビュー	次の6分野で将来のまちづくりについてのグループインタビューを実施（出席者46人） ①高齢者②子育て関係者③商工業・観光④農林水産業⑤市民活動⑥高校生
7月3日	第1回大船渡市総合計画審議会	委嘱状交付（18人）、会長及び副会長の互選、諮問、総合計画策定の進め方、基礎資料・市民意識調査結果
7月16日 ～8月24日	復興後のまちづくりに向けた市政懇談会	将来のまちづくりについて市内11地区で懇談会を開催（参加者延べ404人）
8月7日	第2回大船渡市総合計画策定委員会	分野別グループインタビューの実施状況、後期基本計画における施策・基本事業の成果検証
8月27日	第3回大船渡市総合計画策定委員会	後期基本計画における施策・基本事業の成果検証、施策の体系骨子（素案）
9月1日	大船渡市総合計画審議会委員の追加委嘱	団体の長の交代による追加委嘱（1名）
9月11日、 14日、15日	第2回大船渡市総合計画策定委員会専門部会	施策の体系骨子（素案）
9月18日	第4回大船渡市総合計画策定委員会	施策の体系骨子（素案）
9月28日	第2回大船渡市総合計画審議会	市政懇談会・グループインタビューの開催状況、後期基本計画の進捗状況
10月19日	第5回大船渡市総合計画策定委員会	基本構想（素案）
10月26日	第6回大船渡市総合計画策定委員会	将来都市像（素案）
11月2日	第3回大船渡市総合計画審議会	基本構想（素案）、施策の体系骨子（素案）
11月11日 ～13日	第3回大船渡市総合計画策定委員会専門部会	前期基本計画（案）、成果指標の目標値
11月19日	市議会全員協議会	後期基本計画における施策・基本事業の成

年月日	項目	内容
		果検証、基本構想（素案）、施策の体系骨子（素案）
11月24日	第7回大船渡市総合計画策定委員会	前期基本計画（案）、成果指標（案）
12月4日	第8回大船渡市総合計画策定委員会	基本構想（案）、前期基本計画（案）、成果指標（案）
12月14日 ～25日	市政モニターへの意見照会（12日間）	基本構想（案）、前期基本計画（案） （意見数：26件）
12月14日 ～26日	パブリックコメントの実施（13日間）	基本構想（案）、前期基本計画（案） （意見数：3件）
12月21日	第4回大船渡市総合計画審議会	基本構想（案）、前期基本計画（案）
令和3年 1月15日	第5回大船渡市総合計画審議会	基本構想（案）、前期基本計画（案）、答申書（案）
1月28日	市議会全員協議会	基本構想（案）、前期基本計画（案）
2月1日	総合計画審議会から市長へ総合計画について答申	基本構想（案）、前期基本計画（案）
3月16日	令和3年市議会第1回定例会で議決	基本構想、前期基本計画